Ⅱ　火山災害対策編

第１章　総　　則

第１節　計画の目的等

風水害対策編「第１章　総則　第１節　計画の目的等」に準じる。

計画の概要

鹿児島市地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害に係る「風水害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」、震災に係る「震災対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、原子力災害に係る「原子力災害対策編」から構成されるが、本計画は、このうち「火山災害対策編」である。

なお、本計画の構成は次のとおりとする。

第１章　総則
第２章　災害予防
第３章　災害応急対策
第４章　災害復旧
第５章　複合災害対策
第６章　長期避難対策
第７章　大量軽石火山灰対策

第２節　防災関係機関の業務の大綱

風水害対策編「第１章　総則　第２節　防災関係機関の業務の大綱」に準じる。

第３節　市民及び事業所の基本的責務

風水害対策編「第１章　総則　第３節　市民及び事業所の基本的責務」に準じる。

第４節　市の地域特性及び災害特性

本節では、市の位置、地形・地質特性及び社会条件並びに火山災害履歴及び災害特性を示す。

１　市の位置～２　市の地形・地質

風水害対策編「第１章　総則　第４節　市の地域特性及び災害特性　１～２」に準じる。

３　市の火山災害履歴及び災害特性（鹿児島県災異誌より抜粋）

⑴　四大噴火の概要

わが国には、現在 111 の活火山があり、このうち鹿児島県には霧島山、米丸・住吉池、若

尊、桜島、池田・山川、開聞岳、薩摩硫黄島、口永良部島、口之島、中之島、諏訪之瀬島の 11 の活火山がある。

世界でも有数の活動的な火山として知られる桜島火山は約 2 万 9 千年前の激しい火山活動によって形成された姶良カルデラ（鹿児島湾北部の円形地域）の南端に位置し、北岳・南岳、中岳及び南岳の中央火口丘群といくつかの寄生火山からできている。

過去の火山活動の様子は、古文書等の記録から約 1,300 年程度さかのぼってうかがい知ることができる。その間の活動の特徴は溶岩流出を伴う山腹噴火と降灰をもたらす山頂噴火の繰り返しといえる。記録に残されている大噴火は、文明（1471～76 年）、安永（1779～82 年）及び大正（1914 年）の噴火で、いずれも中央火口丘群の両側面に対をなす火口を形成し、そこから多量の溶岩を流出した。例えば大正の噴火時には、東側で流れ出した溶岩が幅 400mの瀬戸海峡を埋めて島は大隅半島と陸続きとなり、西側で溶岩が約 8 ㎢の地域を覆い、そのうち約 2.4 ㎢は新しい陸地となったほどである。また、最も新しい山腹噴火は昭和 21 年 3 月に発生した南岳の東側山腹の側火口（昭和火口）からの溶岩流出である。桜島では、こうした大噴火のたびに多くの集落が溶岩に埋まり、甚大な被害を受けてきており、住民にとっては忘れることのできない事柄となっている。

このような歴史をもつ桜島は、昭和 30 年 10 月 13 日の爆発以来半世紀もの長期間にわたって溶岩を押し上げては爆発する山頂噴火を活発に続けており、桜島及び周辺地域の住民生活をはじめ農作物等各面にわたって大きな被害をもたらしている。

有史時代に入ってからの最も古い噴火の歴史としては、和銅元年（708 年）から養老 2 年（718 年）までに 4 回あるが、これらはいずれも世紀に記録のあるものではなく、信ぴょう性に乏しい。

それ以後の確かな記録のあるものは、天平宝字 8 年（764 年）の海底噴火である。

① 文明の大噴火

この噴火は天平宝字噴火から 700 年余活動を休止した後、応仁 2 年（1468 年）に南岳山頂火口の小爆発で活動が始まった。文明 3 年（1471 年）桜島の東側黒神付近の北東側から溶岩を流出して、現在の大燃崎を形成した。さらに文明 7 年（1475 年）桜島南西側の野尻付近から溶岩を流出し、翌文明 8 年（1476 年）大爆発が起こり、多量の噴石や火山灰で多くの家屋が埋没し、人畜にも甚大な被害があった。この噴火で島の南西に新たな島ができ、桜島本島と連なり現在の燃崎が形成された。

② 安永の大噴火

安永 8 年（1779 年）10 月 1 日 14 時ごろ南岳南側中腹から爆発、さらに 16 時ごろ北東側中腹からも噴火し、島の南側及び北東側に溶岩が流出した。鹿児島城下への降灰もひどく、昼でも夜のような暗さであった。また、風下であった垂水、牛根、福山などは噴石や降灰のため大きな被害を受けた。この大噴火による死者は桜島燃亡霊碑文によると、古里村 6、有村 57、脇村 34、瀬戸村 46、黒神村 5、合計 148 名となっている。

この噴火に伴い桜島北東海域には海底噴火や隆起によって 9 個の島が誕生し、後に海中に沈没しあるいは合わさって 5 島（猪子島、中ノ島、硫黄島、新島〔燃島〕、泥島）が残った。

また、海底噴火により津波も発生し、被害が拡大した。

③ 大正の大噴火

大正 3 年（1914 年）1 月 12 日歴史的大噴火が起こった。12 日 8 時中岳の西側から雲霧状の白煙を噴出、9 時 10 分には南岳山頂火口からも白煙を噴出した。10 時 5 分には西側山

腹（引ノ平：標高 570m）で噴火を開始し 10 分後には東側山腹の（鍋山：標高 470m）付近から大音響とともに爆発、黒煙は 8.2km以上に達し火山灰は遠くカムチャッカ半島まで達したという。

流出した溶岩は横山・赤水・小池・赤生原の集落及び烏島を埋没し、さらに沖合へ 950m、幅 1.5kmの陸地を形成し、又、東斜面の有村・瀬戸・黒神の集落も埋没した。さらには、幅 400m深さ 72mの瀬戸海峡を閉塞し、大隅半島と陸続きにした。東側の溶岩流出が止まった時期は定かでないが、完全に溶岩の動きが停止したのは翌年 4 月頃と記録にある。この大爆発で流出した溶岩は約 13.4 億㎥、噴出した火山灰・噴石は約 6 億㎥と推定される。

また、この大噴火と時を同じくして鹿児島市周辺では震度６程度の大地震が発生し、土砂崩れや石塀の崩壊等により被害が発生するなど、混乱を極めた。

この一連の災害による被害は死者 35 名、行方不明 23 名、負傷者 112 名、全焼家屋 2,148 戸、全壊家屋 121 戸となっている。なお、死者・行方不明者 58 名のうち、29 名は地震に起因するものである。

④　昭和の大噴火

大正の大噴火から 20 年余静穏であったが、昭和 10 年（1935 年)9 月 20 日南岳山頂火口で小爆発を起こして活動を再開した。

それから 4 年後の昭和 14 年（1939 年）10 月 26 日には南岳の東側中腹、鍋山の上方海抜 800mに新噴火口（昭和火口）を形成した。この噴火では小規模の火砕流が発生している。その後毎年この噴火口は活動していたが、昭和 21 年（1946 年）3 月 9 日 22 時ごろ南岳東側山腹（標高 800m）から溶岩を流出する大噴火に発展した。

溶岩流は東側の急斜面(約 30 度) を滑るように鍋山上方の鞍部まで流下した後、北東側と南側に分流した。北東側溶岩流は鍋山と権現山の隘路を抜けて、3 月 21 日には黒神河原に出て溶岩原を形成し、3 月 25～29 日にかけて黒神地区を埋め尽くして 4 月 5 日には黒神海岸に到達した。溶岩は更に沖合 2kmの海中まで達し黒神沖にあった浜島は埋没した。3 月 16 日溶岩流が確認されたときの流速は 時速 12m であった。勾配が緩くなるに従って流速は衰え、3 月 29 日には時速 2.2m であった。

一方、南側溶岩流は鍋山上方で分流した後は大正溶岩原に沿って流下し、4 月 9 日に有村地区の県道に出て、5 月 21 日に海岸に達した。また、一部は分流した後大正溶岩を乗り越えて 1km程南東進して停止している。南側溶岩流は 3 月 30～31 日の一昼夜に 60m、すなわち時速 2.5m の流速であった。

溶岩流出活動は 5 月 19 日ごろまで続き、溶岩が固まって完全に動きが停止したのは 10 月ごろであった。その後は次第に衰弱しながら 11 月ごろまで火山灰を噴出した。

過去の三大噴火（文明・安永・大正） では、噴火の前には有感の火山性地震や温泉・井戸水等の異常現象が確認されているが、この噴火では 1 月末から無感地震が増加しただけで、他の異常現象は確認されていない。

この噴火による被害は、山林の焼失、農作物に大被害があったが、死者は 1 名だけであった。なお、噴出物総量は約 8,300 万㎥である。

⑵　昭和 30 年（1955 年）以降の火山活動

昭和の大噴火の後しばらく平穏を保っていた南岳は、昭和 30 年（1955 年）10 月 13 日強烈な爆発音と空振を伴って噴火した。昭和 30 年 10 月 13 日以降の爆発はいずれも南岳山頂噴火によるもので、盛衰はあるものの、半世紀にわたりほぼ連続的に噴火活動を続けている。しかし、爆発の規模は四大噴火と比べると桁違いに小さいものの、噴火活動は恒常的現象とな

っている。

① 昭和30年から平成17年まで

昭和30年から平成17年までの爆発回数は7,624回である。爆発活動からみて、火山活動を大きく区分すれば、前半を昭和35年の年間爆発回数414回をピークとした昭和30年から昭和46年まで、後半を昭和47年以降に分けることができる。

被害は噴石や火山礫、降灰、火山ガス及び空振等により住民をはじめ農作物、建物、車両、交通、電力、水道、航空機、漁業等多岐にわたり複雑化しており、またその範囲も桜島の周辺市町村まで広範囲にわたっている。

○ 昭和30年10月13日14時52分の爆発

強烈な爆発音と空振を伴って爆発した。悪天候のため、噴出物の状況は十分観測されなかったが、黒色噴煙は5km以上に達したと思われる。爆発はその後10月31日までに5回小爆発があり、噴出物の総量は50万トンと推定される。

爆発当時北岳火口底で休憩中の大学生が噴石の直撃を受けて1名が死亡し、9名が負傷した。それ以来、警察では一般の登山を南岳の火口を中心に半径2km以内は禁止して、立札等で警告した。

○ 昭和37年9月15日

鹿児島入港中の巡洋艦の水兵3人が桜島へ登山し、2人が転落し1人が即死、1人が軽傷を負った。

○ 昭和38年5月3日

鹿児島大学生3人が登山し、内2人が遭難したが、警察、消防団、地元民の協力により救出された。

○ 昭和39年2月3日

登山禁止の中岳に登山していた高校生11人の内7人が落下した噴石で重軽傷を負った。

これらの事故に伴い、県警本部では、県教委、市教委を通じ、大学、高校、中学校の各学校に「登山禁止になっている桜島には絶対登山しないよう」厳重に警告するとともに、文書で各学校に警告した。

○ 昭和59年11月14日

桜島防災関係機関が協議し、従来の経過を再認識し、禁止区域地点下の野尻川上流を視察し現況確認をした結果、南岳火口2km以内一般の登山禁止について災害対策基本法第63条により再確認することの統一見解を得た。

（協議参加機関等）

・警察本部警備課	・鹿児島営林署	・桜島町総務課
・鹿児島中央警察署外勤課	・鹿児島県消防防災課	・鹿児島市消防局警防課
・鹿児島地方気象台	・鹿児島県砂防課	・鹿児島市東桜島支所
・建設省大隅工事事務所	・鹿児島土木事務所	・鹿児島市交通防災課

② 平成18年以降

平成18年6月4日に、南岳山頂火口とは異なる南岳東斜面の昭和火口で58年ぶりの新たな噴火が始まった。平成21年以降、爆発回数が急激に増加し、平成22年以降は4年連続で年間800回を超えたところである。

噴火や爆発により噴出される火山灰は、粒子が細かく軽量のため、多量の降灰が広範囲にわたって飛散し、周辺各市の市民生活に大きな影響を及ぼしている。

また、桜島の火口直下にマグマを供給する姶良カルデラにはマグマが蓄積されつつある状況である。京都大学防災研究所附属火山活動研究センター（以下、京大火山センター）によると、姶良カルデラ下のマグマの蓄積は、2020 年代には大正噴火が起こる前のレベルまでほぼ戻ることが推定され、大正噴火級の大噴火に対する警戒を要する時期に入ったとの見解が示され、桜島の噴火活動は、今後も予断を許さない状況である。

○　平成 18 年 6 月 4 日　昭和火口からの噴火

平成 18 年 6 月 4 日、桜島南岳山頂Ａ火口の東南東約 600ｍにある昭和火口（標高約 800ｍ）付近で、ごく小規模な噴火を確認した。同火口付近での噴煙は、昭和 23 年（1948 年）の噴火以降、記録がなく 58 年ぶりであった。

なお、これに伴い鹿児島市は「桜島爆発災害対策連絡会議」の助言を受け、6 月 14 日、南岳山頂から半径 2kmを立ち入り禁止としている現在の警戒区域に加え、昭和火口を中心とする半径 2kmの新たな警戒区域を設定し、立ち入り禁止とした。

また、大隅河川国道事務所の工事用道路の封鎖にあわせ、市道 4 箇所に通行止めの立看板を設置するとともに、立入禁止区域のマップ等により住民への周知を図った。

○　平成 27 年 8 月 15 日～9 月 1 日　噴火警戒レベル 4 への引上げ

平成 27 年 8 月 15 日 7 時頃から島内を震源とする火山性地震が多発（同日のＡ型地震 1,027 回、有感地震 4 回）し、山体膨張を示す急激な地殻変動が観測されたことから、鹿児島地方気象台は、同日 10 時 15 分に噴火警報を発表し、噴火警戒レベルを 3 から 4 に引き上げ、警戒範囲を昭和火口及び南岳山頂火口から半径 3kmに拡大した。

これを受け本市は、災害対策本部を設置し、大きな噴石の飛散のおそれがある有村町及び古里町の一部と、火砕流到達のおそれがある塩屋ヶ元地区の住民合わせて 51 世帯 77 人に対し、避難準備情報（現在の高齢者等避難）、避難勧告（現在は避難指示に一本化）を段階的に発令、島内避難（避難所：高齢者福祉センター東桜島、さくらじま白浜温泉センター）を実施し、同日 18 時 10 分に全員の避難が完了した。

その後、規模の大きな噴火は発生せず、新たなマグマの貫入も生じていないことから、鹿児島地方気象台は 9 月 1 日に噴火警戒レベルを 3 に引き下げ、本市は避難準備情報を解除した。このマグマの貫入量は約 200 万㎥と推定され、大正噴火（総噴出量約 20 億㎥）の 1,000 分の 1 の量であった。

※桜島火山ハザードマップ【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-8】

○　令和 2 年 6 月 4 日

南岳山頂火口で爆発的噴火が発生し、黒神町で 3 ㎝程度の小さな噴石が確認された。

同月 8 日には、住民からの連絡により、この爆発的噴火によるものと推定される大きな噴石の落下痕が、東桜島町の南岳山頂火口から 3km を超える地点で発見された。

○　令和 4 年 7 月 24 日　噴火警戒レベル 5 への引上げ

令和 4 年 7 月 24 日、南岳山頂火口で爆発的噴火が発生し、弾道を描いて飛散する大きな噴石が火口から約 2.5km まで飛散。鹿児島地方気象台は噴火警報を発表し、噴火警戒レベルを 3 から 5 に引き上げ、南岳山頂火口及び昭和火口から 3km 以内の居住地域（有村町及び古里町の一部）に大きな噴石に厳重な警戒を呼びかけた。

鹿児島市は、有村町及び古里町の一部に避難指示を発令し、対象区域の避難を完了した。

令和 4 年 7 月 27 日に、鹿児島地方気象台は火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベル

を 5 から 3 に引き下げたことを受け、鹿児島市は有村町及び古里町の一部に対する避難指示を解除した。

第５節　災害の想定

本計画の策定にあたっては、災害対策基本法第 2 条に定める災害のうち、特に桜島噴火、土石流、津波、高潮、その他火山噴火に起因する特殊災害を想定し、規模は災害救助法適用程度の災害を想定している。

第６節　用語の定義・解説

火山現象用語

火山現象	マグマや熱水や火山ガスなどの移動に伴って生じる噴火活動、地震活動、地殻変動、噴煙活動等の活動全般のこと。
噴火活動	火山の火口からマグマなどの噴出物を放出又は流出する現象に関連して、異常現象の発生から終息にいたるまでの期間の火山における活動をいう。
噴火	火口から溶岩が流出する、若しくは火口の外へ火山灰等の固形物を放出する現象のこと。気象庁では、噴火の検知力を踏まえて一定以上の規模のものを噴火として記録しており、火山灰等の固形物が噴出場所から水平若しくは垂直距離で概ね100～300ｍの範囲を超して放出又は溶岩を流出した場合を「噴火の記録基準」としている。噴火の記録基準に満たない「規模の小さな噴出現象（ごく小規模な噴火）」もある。
爆発	噴火の一形式であり、マグマに溶けていた気体や水が急激に気化・膨張することにより、周囲の岩石を破壊して、溶岩、破片状の固体物質、火山ガス、又はそれらと火山ガスの混合物が、急激に地表に噴出する現象のこと。多くの場合空振を伴う。
火砕物 （火山砕屑物）	火口から放出される固形、あるいは半固形の岩石の破片の総称をいう。 直径64㎜以上は火山岩塊、64～2㎜は火山礫、2㎜未満は火山灰に分類される。 また多孔質で直径2㎜以上のものについて、白色のものを軽石、暗色のものをスコリアという。
火砕流	噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象のこと。火砕流の速度は時速百km以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえる。
火砕サージ	火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。 流動性が高く、高速で流れ、尾根を乗り越えて流れることがある。
溶岩流	溶けた岩石が地表を流れ下る現象のこと。 流下速度は地形や溶岩の温度・組成によるが、比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。
山体崩壊	山体が地震や火山噴火などによって大きな崩壊を起こす現象をいう。
空振	噴火などによって周囲の空気が振動して衝撃波となって大気中に伝播する現象のこと。 空振が通過する際に建物の窓や壁を揺らし、時には窓ガラスが破損することもある。火口から離れるに従って減速し音波となるが、瞬間的な低周波音であるため人間の耳で直接聞くことは難しい。
火山ガス	火山活動により地表に噴出する気体のこと。 噴火によって溶岩や破片状の固体物質などの火山噴出物と一体となって噴出するものを含む。「噴気」ともいう。水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを主成分とする。 火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等を発生する可能性がある。
火山性地震	火山体又はその周辺で発生する地震のこと。マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。火山によっては火山活動が活発化すると多く発生する傾向がある。

火山性微動	火山体又はその周辺で発生する火山性地震よりも継続時間の長いもの。 震動の始まりと終わりがはっきりしない。 地下のマグマや火山ガス、熱水などの流体の移動や振動が原因と考えられるものや、微小な地震が続けて発生したことによると考えられるものがある。 火山活動が活発化した時や火山が噴火した際に多く観測される。 振動には振幅や周波数が比較的一定のものと、変化の大きいものがあり、継続時間も極めて短いものから、常時発生しているもの（連続微動）まである。
火山灰	噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径２mm 未満）。風によって火口から離れた広い範囲に拡散する。
カルデラ	火山活動によって形成された概ね直径2km以上の凹地形のこと。 短時間にマグマが噴出又は側方に移動することで、マグマだまりの上側にある地盤が沈降又は崩落することで形成されるもののほか、浸食や山体崩壊によって生じたものがある。 例として、阿蘇カルデラ、姶良カルデラ、屈斜路カルデラがある。
降下火砕物	火口から高く噴き上げられ、降下した火砕物のこと。火砕物は上層風に流されて火口の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。
融雪型火山泥流	火山活動によって火山を覆う雪や氷が融かされることで発生する火山泥流のこと。 流速は時速数十kmに達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがある。
火山泥流	火山において火山噴出物と多量の水が混合して地表を流れる現象のこと。 火山噴出物が雪や氷河を溶かす、火砕流が水域に流入する、火口湖があふれ出す、火口からの熱水あふれ出し、降雨による火山噴出物の流動、などを原因として発生する。流速は時速数十kmに達することがある。
土石流	多量の水と土石が混合して流れ下る現象のこと。 流速は時速数十kmに達することがある。降雨に起因するため、噴火が終息した後に発生することがある。
水蒸気噴火	火山の地下にある水が加熱され、又は減圧により、急激に水蒸気となって膨張することを駆動力とする噴火のこと。「水蒸気爆発」は原則として使用しない。
ストロンボリ式噴火	比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出式噴火する噴火の形式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。
プリニー式噴火	大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げる大規模な噴火で、高度10km以上に達する噴煙柱が特徴的である。
ブルカノ式噴火	爆発音や空振が発生し、周囲の岩石を破壊して大きな噴石が飛散する噴火
噴石	気象庁では、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石を噴石と呼んでいる。 火山に関する情報では、防災上の観点から、「大きな噴石」及び「小さな噴石」に区分して使用する。
溶岩円頂丘 （溶岩ドーム）	高粘性の溶岩が火口上に盛り上がり形成された火山地形のこと。

第２章　災害予防

第１節　土砂災害防止対策の推進

火山災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害の未然防止に努め、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本市は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等の被害を受け易く、災害時には斜面災害、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

１　土砂災害防止事業の推進

⑴　山地災害危険箇所等

市及び県は、主として森林法に基づく国の森林整備保全事業計画により、山地災害危険箇所のうち緊急度の高い箇所から計画的に治山工事を実施する。

また、国の長期計画のもとに荒廃地、疎悪林等の早期復旧及び山地災害の発生の恐れのある荒廃危険地の災害未然防止のために、植生、治山施設を適正に配備し、これらの機能を相互に補完させ、防災林の機能向上を図る観点から、保安林の整備を促進する。

また、山地災害危険箇所等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

⑵　土石流危険渓流等

①　災害防止事業の実施

県は、土石流の発生のおそれがある危険渓流について、環境に配慮しつつ施設の整備を進めており、今後も引き続き、危険度、緊急度の高い土石流危険渓流等から逐次、事業を実施する。

②　行為規制等

県は、砂防指定地には標識板等を設置して地域住民に周知徹底し、治水上砂防の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

⑶　地すべり危険箇所

①　災害防止事業の実施

県は、地すべり危険箇所の地すべり状況の現地調査等を行い、地すべりの危険度、緊急度の高い地域から逐次、事業を実施する。

②　行為規制等

県は、地すべり防止区域に標識板等を設置して地域住民に周知徹底し、地すべり防止の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視を行い、災害の未然防止を図る。

市は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

⑷　急傾斜地崩壊危険箇所等

①　災害防止事業の実施

県及び市は、貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ、計画的に施設の整備を進めており、今後も引き続き、危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から逐次、事業を実施する。

②　行為規制等

県は、急傾斜地崩壊危険区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、水の放流、のり切、掘削、立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為を制限するとともに、監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

⑸　建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域と同一区域を指定）

急傾斜地崩壊危険区域等による危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業により、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進する。

⑹　土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域

①　県と連携し、「土砂災害防止法」（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、県が指定した土砂災害警戒区域において、当該警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。

②　土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

③　円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

⑺　土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水や火山噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供する。

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

⑻　宅地造成工事規制区域

宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事規制区域内においては、宅地造成に許可を要するなどの規制を行うとともに、年2回、工事中の造成現場において総合的な防災点検を行う。

⑼　宅地造成地

開発事業については、開発事業者又は工事施工者に対し、土砂流出など、災害の発生を防止するための措置をとらせるものとする。

⑽　主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管の部局において職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次、防災工事を実施する。

⑾　その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についてもかねてから掌握し、火山災害警戒区域として捉えて地域住民へ周知する。また、法令指定区域に準じた危険箇所ごとの巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置は、第３章第３４節「風水害危険箇所災害応急対策計画」によるものとする。

２　砂防施設等の災害防止～４　その他

風水害対策編「第２章　災害予防　第１節　土砂災害防止対策の推進２～４」に準じる。

第２節　津波・高潮等の防止対策の推進

１　津波・高潮災害等の防止対策

⑴　避難通報体制の事前計画

火山噴火に伴う津波や地殻変動で生じた地盤沈下による高潮の発生に備え、住民への広報に万全を期するとともに、住民等の避難が円滑かつ適切に行われるよう避難通報体制について事前に計画するものとする。

⑵　港湾施設改修事業

港湾の管理区分によって、県又は市がそれぞれ改修を行うものとする。

⑶　材木流出防止

海上貯木流出防止

鹿児島港長の定める木材の水蓄制限に関する指示に基づき、木材の所有者又は管理者は、海上貯木の流出防止にあたるものとする。

⑷　海岸保全施設整備事業の推進

本市の海岸線は、約 65 ㎞のうち約 20 ㎞を県が管理する鹿児島本港区が占めており、隣接して市が管理する海岸保全区域磯地区の他、国土交通省所管の一般海浜地が占めていて、地形的特質等のため、高潮災害を受けやすい状況にある。海岸保全施設の整備状況等の概要は、次のとおり。

※　海岸等の重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域の現況については、「鹿児島市水防計画書」参照

※海岸保全施設の整備状況等の概要【資料第２・Ⅰ-1】

⑸　海岸保全施設の整備方策

県は、台風時の高潮や冬期波浪等の被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであるが、引き続き海岸保全施設の整備を図る。

⑹　既存海岸保全施設の老朽化点検、改修

県及び市は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業等を継続し、既存海岸保全施設の老朽化点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、情報伝達手

段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第３節　防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や市街地再開発事業等をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発にともなう指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、火山災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

風水害対策編「第２章　災害予防　第３節　防災構造化の推進」に準じる。

第４節　火災予防

風水害対策編「第２章　災害予防　第４節　火災予防」に準じる。

第５節　災害通信施設の整備

風水害対策編「第２章　災害予防　第５節　災害通信施設の整備」に準じる。

第６節　災害備蓄物資等の整備と点検

風水害対策編「第２章　災害予防　第６節　災害備蓄物資等の整備と点検」に準じる。

第７節　防災組織の整備

風水害対策編「第２章　災害予防　第７節　防災組織の整備」に準じる。

第８節　防災訓練の効果的実施

災害対策基本法及び地域防災計画の定めに基づき、桜島の大噴火・地震等による災害発生に際して防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、各種の災害応急対策が迅速・適切に行われるよう防災体制の実効性について検証・確認を行うとともに、住民の防災意識の高揚と知識の向上を図る。

１　実施責任者

災害応急対策の実施責任がある各機関の長（３　⑴～⑶については県・市が主催）

２　防災訓練の目標・内容の設定

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

３　訓練の種類

⑴　桜島火山爆発総合防災訓練（島外避難訓練等）

①　動員訓練、非常参集訓練

②　通信連絡訓練

③　救出訓練

④　避難訓練

⑤　給水・給食（炊飯）訓練

⑥　医療・救護訓練

⑦　輸送訓練　等

⑵　桜島火山爆発総合防災訓練（島内避難訓練）

⑶　桜島火山爆発総合防災訓練（図上訓練）

⑷　その他必要な訓練

４　訓練の企画・準備

⑴　桜島火山爆発総合防災訓練（島外避難訓練等）

①　訓練の時期

毎年、大正噴火が起きた日の1月12日を原則とする。ただし、当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日にあたる場合は、その前後の平日とする。

②　訓練の場所

桜島地区及び鹿児島市街地地区の避難地域に訓練の拠点を設定し、桜島全地区住民や関係機関等が訓練に参加するよう年次的に計画する。

③　訓練の内容

情報収集・伝達、避難、救出及び救護等を重点とした総合訓練を行う。また訓練実施の際は、避難の長期化・広域化・複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）発生時等の対応も考慮する。

⑵　桜島火山爆発総合防災訓練（島内避難訓練）

①　訓練の時期

毎年、11月の開催を原則とする。

②　訓練の対象

有村町有村地区、古里町古里東地区、古里町古里西地区、東桜島町の一部、黒神町塩屋ヶ元地区の住民を対象とする。

③　訓練の内容

昭和火口からの噴石や火砕流等による重大な被害が発生する事態を想定し、住民、自主防災組織、消防・警察等の連携により、避難及び避難誘導等を重点とした総合訓

練を行う。

⑶　桜島火山爆発総合防災訓練（図上訓練）

①　訓練の時期

毎年、12月の開催を原則とする。

②　訓練の場所

原則として県庁で実施する。

③　訓練の内容

住民避難等の各種災害応急対策が迅速・的確に行われるよう、関係機関の認識の共有、各機関の役割・能力の確認及び相互の連携強化など災害対応能力の向上を図ることを目的とした内容を実施する。

５　各機関が行う訓練

風水害対策編「第２章　災害予防　第８節　防災訓練の効果的実施」で定めるところによる他、防災関係機関で構成する現地活動調整所と現地災害対策本部の情報伝達訓練や社会福祉協議会・ボランティア団体・民間企業等との受援に係る訓練や、小中学生の登下校中の災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

６　訓練結果の評価・総括

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用するものとする。

第９節　防災情報の収集、伝達体制

１　計画方針

火山活動に起因する地震及び地殻変動、噴火による噴石、泥流、降灰及び火砕流又は有毒ガス、火災の発生等による災害を予防するため、「桜島火山ハザードマップ」及び「桜島広域火山防災マップ」等の活用や、監視観測体制及び火山情報の収集・伝達体制を整備し、予防・応急・復旧対策に備える。

２　情報収集・伝達体制

⑴　警報等を住民や観光客等に伝達する体制を整備する。

⑵　避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民や観光客等への周知徹底に努める。

⑶　防災関係機関は、相互に連絡が迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制の明確化等体制の整備を図る。その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

⑷　防災情報は、住民や観光客等に分かりやすい表現で解説・表記する。

⑸　衛星通信、パソコン通信、防災行政無線等の通信手段の整備などによる民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

⑹　噴火対策や監視情報等に関し、鹿児島地方気象台、京大火山センター等の関係機関や桜

島島内の事業者との情報共有と協力体制を構築する。

⑺　避難対策に関し、あらかじめ指定した避難場所、避難路等の保全に向けた情報の収集、連絡体制の整備を図る。

3　気象庁による火山情報の活用

市は、次表に示す、気象庁が発表する警報・予報等を基に、住民や観光客等に対する避難指示等の発令判断等に活用する。

名称	火山活動の状況
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。なお、噴火速報を発表するのは以下の場合である。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。
降灰予報	以下の3種類の降灰予報を提供する。 ①　降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表 ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表

	・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供 ②　降灰予報（速報） ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表 ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供 ③　降灰予報（詳細） ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表 ・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

４　異常現象の通報

噴火及び火山の異常と思われる次の異常現象を発見した者は、速やかに鹿児島市・消防・警察・気象台に通報する。

異常現象とは、おおむね次のものをいう。

⑴　噴火現象

噴火や爆発的噴火に伴う、火山灰、火山礫、火山岩塊の放出及び溶岩流、火砕流等である。特に、平時繰り返されてきた噴火と異なる噴火の場合及び居住地域付近への火山礫、火山岩塊、溶岩流、火砕流が到達する場合など

⑵　噴火以外の火山性異常現象

①　火山地域での有感地震の群発

②　火山地域での鳴動の発生

③　火山地域での地形変化（山・がけ崩れ、地割れ、土地の隆起及び沈降、海岸線の変動等）

④　噴気、噴煙の異常変化（噴気口及び火口の新生・拡大・移動並びに噴気、噴煙の色、量、臭気、温度、昇華物等の異常変化等）

⑤　火山地域での温泉の異常変化（温泉の新生、枯渇、量、味、臭気、濁度の異常変化等）

⑥　火山地域での地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及びそれに伴う草木の立枯れ等

⑦　火山付近の海洋、湖沼、河川の水の異常変化（量、濁度、臭気、色の変化、軽石、死魚等の浮上及び発泡、温度の上昇等）

第１０節　自主防災組織の育成

災害を未然に防止又は軽減するためには、本市及び他の防災関係機関の防災対策（公助）

の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもと、住民一人ひとりが災害から自らを守り（自助）、地域の人々が互いに助け合う（共助）という意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の整備・強化を推進する。

なお、自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、特定の活動（例えば避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別等により役割を固定化することがないように配慮されることが重要である。

１　構成単位～３　活動の内容

風水害対策編「第２章　災害予防　第９節　自主防災組織の育成　１～３」に準じる。

４　自主防災組織に対する支援策

⑴　自主防災組織に必要な資機材整備の促進

⑵　防災活動の実施の促進

⑶　自主防災組織の指導者を育成するためのリーダー研修会の実施

⑷　セーフコミュニティの取組みの拡大

①　避難用住民一覧表を活用した避難行動要支援者等の避難状況の確認体制を整備

②　町内会長（公民館長）、民生委員、消防団による3者調整会議を活用した避難支援体制の確立

第１１節　防災ボランティアの育成・強化

火山災害等の大規模災害時においては、個人の他、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から事前協議を行い、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織の他、幅広いボランティアの育成・強化のための対策を推進する。

風水害対策編「第２章　災害予防　第１０節　防災ボランティアの育成・強化」に準じる。

第１２節　防災知識の普及・啓発

火山災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、同時に発生する地震や津波等の災害を含めた火山災害に対する防災知識、市民の防災協力及び気象情報等の防災知識の普及・啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

1　市民に対する防災知識の普及・啓発

⑴　防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

①　新聞、ラジオ、テレビ

②　広報紙「かごしま市民のひろば」

③　防災ガイドマップ、各種ハザードマップ、その他印刷物

④　映画、ビデオ、スライドの活用

⑤　講演会の開催

⑥　地区別防災研修会の開催

⑦　市政出前トーク

⑧　市、県、気象庁等のホームページ

⑨　県防災研修センターの利用

⑩　その他

⑵　防災知識の普及・啓発の内容

市民への防災知識の普及・啓発の内容は、おおむね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、観光客等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

①　桜島火山の活動の概要

②　市民等の責務

ア　市民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、市、県及び防災関係機関と連携し、及び協働すること。

イ　自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、市、県及び防災関係機関と連携し、及び協働すること。

③　地域防災計画の概要

④　災害予防措置

ア　家庭での予防・安全対策

・　災害に備えた「最低3日間、推奨1週間」分の食糧、飲料水、簡易トイレ等の備蓄

・　非常持出品（救急用品、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

・　家具等の転倒防止などの安全対策

イ　ジオパークワークショップやジオ講座での防災知識の習得

ウ　「防災ノート」を活用した学校での防災知識の習得

エ　出火防止、初期消火等の心得

オ　家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動

カ　警報等発表時や、避難指示又は高齢者等避難の発令時にとるべき行動及び指定緊急避難場所の周知

キ　避難場所での行動について、あらかじめ決めておくこと。

ク　災害時の家族内の連絡体制の確保

ケ　災害危険箇所の周知

コ　避難方法、避難路及び避難場所の確認

サ　負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

シ　船舶等の避難措置

ス　その他

⑤　災害応急措置

ア　災害対策の組織、編成、所掌事務

イ　災害報告の要領、連絡方法

ウ　防疫の心得、消毒方法及び清潔方法等の要領

エ　災害時の心得

⑵　災害情報の聴取及び聴取方法

⑶　停電時の照明

⑷　非常食糧、身廻り品等の整備及び貴重品の始末

⑸　出火防止、初期消火等の徹底

⑹　避難方法、避難路及び避難場所の確認

⑺　高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援

オ　その他

⑥　災害復旧措置

⑦　その他、災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

２　職員への防災研修等の実施～３　企業防災の促進

風水害対策編「第２章災害予防　第１１節　防災知識の普及・啓発　２～３」に準じる。

第１３節　要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、妊産婦、病弱者、心身に障害のある者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、要配慮者といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、要配慮者が増加することが予想される。このため、市その他の防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

また、市は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定で避難確保計画の策定が必要とされる、登山者や観光客が集まる施設や、防災上の配慮を必要とする方が利用される施設の施設管理者と協議のうえ避難促進施設の指定を進める。

⑴　不特定多数の方が利用する施設

① ビジターセンター
② フェリーターミナル
③ 宿泊施設
④ 展望施設
⑤ その他

⑵ 防災上の配慮を必要とされる方が利用する施設
① 老人福祉施設
② 児童福祉施設
③ 学校
④ 病院
⑤ その他

なお、災害対策基本法第49条の10第1項に規定する「避難行動要支援者」をはじめとする要配慮者の避難支援等については、「鹿児島市避難行動要支援者避難支援等プラン」に基づく支援体制の確立を進める。

※鹿児島市避難行動要支援者避難支援等プラン【資料編・Ⅶ-2-1】

1 地域における要配慮者対策

⑴ 要配慮者の実態把握

市は、要配慮者を事前に掌握するよう努める。なお、掌握した名簿等については避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーに十分留意するものとする。

⑵ 要配慮者の安全確保対策

要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、以下の対策の推進に努める。

① 要配慮者に対する災害対応の周知・広報に関すること。
② 要配慮者を含めた地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練の普及・啓発に関すること。
③ 長期避難も見据えた、要配慮者のための福祉避難所等の確保に関すること。
④ 指定避難所において、要配慮者のための男女双方の視点やプライバシー等に配慮した設備や備品の配備及び計画的な物資の配布、運営に関すること。
⑤ 必要に応じて関係機関に応援を要請するなど、人員確保に関すること。
⑥ 要配慮者の情報をもつ地域包括支援センター等の組織や民生委員等と事前に役割を調整するとともに平時から連絡体制を構築すること。
⑦ 避難所標識板の多言語化の推進に関すること。
⑧ 災害に対する要配慮者の相談に関すること。

2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

⑴ 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、避難確保計画を定め、当該施設の入所者等が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な

食糧、飲科水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

⑵　組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確に要支援者の健康管理、衛生管理、メンタルヘルスケア等の対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

⑶　緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立しておくとともに、施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

⑷　防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

※鹿児島市避難行動要支援者避難支援等プラン【資料編・Ⅶ-2-1】

第１４節　警戒避難体制の確立

火山災害警戒地域の住民に対し、災害警戒区域、避難所及び避難方法等を周知徹底するなど警戒避難体制の整備を図る。

１　火山噴火の前兆現象の通報、周知

住民は、火山噴火の前兆現象の発生あるいは状況が認められたときは、速やかに市・消防・警察・気象台に通報する。

また、市は、火山噴火警戒地域に係る警戒体制、避難場所及び避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

⑴　火山噴火警戒地域の警備体制、災害危険箇所、避難所及び避難方法等を地域防災計画に明示・位置付ける。

⑵　災害危険箇所の他、避難所、防災施設等を明記した防災マップを作成・配布する。

⑶　避難促進施設管理者は、火山の噴火時等に施設利用者が円滑、迅速に避難するための避難確保計画を作成する。

⑷　市民のひろばやパンフレット、市ホームページ、自主防災組織や町内会等の総会、役員会など、あらゆる手段・機会を通じて周知を図る。

２　予報、警報、避難の指示等の伝達

観測機関の噴火警報・予報等及び収集した災害情報並びに避難指示等の防災情報は、同報系防災行政無線、観光事業者等による直接口頭又は拡声器、サイレン、鐘、広報車、緊急速報メール(特別警報のみ)、市ホームページ、市公式ＳＮＳ等により、対象地区の住民や観光客等に対し迅速かつ正確に行う。

３　地域ぐるみの避難体制の確立

住民の避難は、自主防災組織や地域内の事業所等と連携した避難を進めるとともに、避難指示等が発令されなくても、自主防災組織等を中心に地域ぐるみで早めに避難するよう努めるものとする。そのため、積極的に自主防災組織の育成・強化に努める。

なお、自主防災組織等は定期的に避難訓練を実施するよう努める。

４　避難路、避難場所の安全性の確保

避難路、避難場所の選定に当たっては、次の点に留意し、その安全性の確保に努める。

⑴　避難途中での災害防止を図るため、危険箇所を避けるなどの安全性を十分確認した避難路を選定しておくよう、あらかじめ住民に対し指導を行う。

⑵　関係機関(他の道路管理者、警察等)と連携をとり、災害時の避難路となる避難施設までの国道・県道・鹿児島市道等における道路交通環境の点検整備を行うなど、災害時の避難路の安全確保に努めるとともに、違法駐車排除のための指導取締りを実施する。

⑶　避難所は、危険箇所及びその周辺を避けるとともに、避難所までの距離、避難所の建物の構造等を十分検討し、安全性及び利便性を配慮し選定する。また、日頃から避難所の安全点検を行うものとする。

第１５節　交通確保体制の整備

風水害対策編「第２章　災害予防　第１４節　交通確保体制の整備」に準じる。

第１６節　ライフライン施設等の機能確保

風水害対策編「第２章　災害予防　第１５節　ライフライン施設等の機能確保」に準じる。

第１７節　孤立集落の体制の整備

風水害対策編「第２章　災害予防　第１６節　孤立集落の体制の整備」に準じる。

第１８節　防災研究の推進

市は、県や関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

１　地域危険度の調査研究～３　男女双方の視点への配慮についての研究

風水害対策編「第２章　災害予防　第１７節　防災研究の推進　１～３」に準じる。

４　火山研究機関との連携強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いちはやく噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために市は、国、県及び火山関係機関等との連携に努めるとともに火山観測及び研究体制の充実を図る。

第３章　災害応急対策

第１節　組織、動員計画

本計画は、災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員の動員等について定め、迅速かつ的確な応急対策を講ずるものである。

１　鹿児島市災害対策本部と防災関係機関との協力系統

※鹿児島市災害対策本部と防災関係機関との協力系統【資料編資料第11・Ⅰ-10】
※桜島火山防災協議会規約【資料編資料第90・Ⅱ-1】
※火山防災連絡会設置要綱【資料編資料第91・Ⅱ-4】

２　防災体制の確立

桜島火山爆発に伴う災害に対処するため、市長は地域防災計画に基づき、「鹿児島市災害対策本部」を設置することとなるが、火山活動は爆発予知がきわめて困難なため、災害対策本部設置の事前措置が必要であり、最悪の事態に対処し得る準備体制と災害発生の場合は速やかに非常体制に移行し得る準備が重要となる。このため、次のとおり情報連絡体制、警戒体制及び非常体制に区分して定める。

⑴　情報連絡体制

噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表される等、噴火に関わる前兆現象（異常現象）が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき、危機管理課長を責任者とした情報連絡体制をとり、状況に応じては警戒体制に移行する措置をとるものとする。

⑵　警戒体制（火山活動の活発化及び異常現象に対する配備）

警戒体制時には、災害警戒本部を設置する。

①　警戒体制の基準

ア　噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報（警報範囲の拡大）において、大きな噴石を2kmから2.4km以下に飛散させる爆発的な噴火、火砕流の流下が火口から1.5kmを越え居住地域への接近が予想される等、居住地域付近に重大な被害を及ぼす噴火が発生したとき。

イ　有感地震が多発するなど、住民が自主的に避難する等情勢が悪化したとき。

ウ　他の自然災害が複合的に発生し、住民等の早めの避難誘導が必要と判断されたとき。

エ　知事の要請によるとき。

⑶　非常体制

非常体制時には、災害対策本部を設置する。

①　非常体制の基準

ア　桜島火山の大爆発又は噴火警戒レベル4（高齢者等避難）又は噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、

あるいは市長が大噴火が切迫している状態又は事態が重大と認める場合

イ　知事の要請によるとき。

３　初動体制（情報連絡体制の確立）

市内に各種の噴火警報が発令されたとき及び京大火山センター等からの情報提供があった場合には、噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報の他、気象情報や被害状況等の情報を収集するため、危機管理局危機管理課及び消防局警防課職員による情報連絡体制を確立する。

情報収集に当たっては、鹿児島地方気象台が発表する火山に関する情報や資料の解説、京大火山センターによる傾斜計、伸縮計、地震等の火山観測データ等の解説情報、消防局に設置されている気象情報オンラインシステムによる各種気象情報、雨量観測オンラインシステムによる雨量計設置箇所の雨量状況並びに各種災害関連情報等を総合的に把握し、必要な情報は所轄上司及び関係各課に連絡する。

危機管理課長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、情報収集及び応急対策などの措置を講ずる必要があるときは、警防課長と協議のうえ、防災情報システムを起動する。

※　初動体制を確立する噴火警報等

噴火警報・予報、噴火速報、降灰予報、及び京大火山センターによる情報提供等

表　噴火警報と噴火警戒レベル

種別	名称	レベル（キーワード）
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は　噴火警報	レベル5 （避難）
		レベル4 （高齢者等避難）
警報	噴火警報（火口周辺） 又は　火口周辺警報	レベル3 （入山規制）
		レベル2 （火口周辺規制）
予報	噴火予報	レベル1 （活火山であることに留意）

桜島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)	・全島に影響する溶岩流や火砕流、大きな噴石の飛散 【過去事例】 天平噴火(768 年)、文明噴火(1471 年～1476 年)、安永噴火(1779 年～1782 年)、大正噴火(1914 年) ・噴火が発生し、溶岩流や火砕流が一部居住地域に到達、あるいはそのような噴火の発生が切迫している 【昭和噴火(1946 年)の事例】 溶岩流が黒神海岸、有村海岸まで到達 ・島内の居住地域に大きな噴石が飛散 【過去事例】 1986 年 11 月 23 日：古里温泉のホテルに大きな噴石が直撃 2020 年 6 月 4 日：東桜島町の居住地域付近に大きな噴石が飛散
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される 【大正噴火(1914 年)の事例】 1 月 11 日（噴火開始前日）：有感地震多発 【昭和噴火(1946 年)の事例】 3 月 9 日（溶岩流出数時間前）：噴火活動の活発化 ・島内の居住地域近くまで大きな噴石が飛散 【過去事例】 1980 年代に時々発生
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域の近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)	・火口から概ね 2km 以内に大きな噴石が飛散 【過去事例】 1970 年代から 80 年代、2000 年 10 月 7 日の噴火等 ・火口から概ね 2km 以内に火砕流が到達 【過去事例】 1984 年 7 月 21 日：南岳山頂火口から約 1.2km まで到達 2008 年 2 月 6 日：昭和火口から約 1.5 kmまで到達等 ・地震多発や傾斜変動等により、火口から概ね 2km 以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 2007 年からの昭和火口の活動等、ほか事例多数

		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	・火口から概ね 1km 以内に噴石飛散 【過去事例】 事例多数
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏。火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】 1950 年～1955 年のうちの静穏期

注１）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
注２）レベル 1～3 では、南岳山頂火口及び昭和火口で発生する噴火を想定している。レベル 4、5 についてはこれら火口からの噴火に加え、大規模噴火を含む山腹からの噴火も想定している。
注３）レベル 1～3 では、南岳山頂火口及び昭和火口から 2km の範囲を立入禁止区域とする。
注４）過去、海底噴火も発生しているが、海底噴火については、噴火地点が想定できないため記載していない。海底噴火が発生した場合は、保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。
注５）レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

噴火警戒レベルの活用にあたっては、以下の点に留意する必要がある。
- 火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番とおりになるとは限らない（下がるときも同様）。
- 各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対応方法は、地域により異なる。
- 降雨時の土石流等、噴火警報の対象外の現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等他の情報にも注意する必要がある。

4　5部長会議の設置及び廃止

⑴　5部長会議の設置

危機管理課及び警防課による情報収集の結果、警戒を要する状況にあると思われる場合、関係する5部長を招集し、5部長会議を設置する。

⑵　5部長会議の組織

①　5部長会議に本部長及び副本部長を置き、本部長は危機管理局次長を、副本部長は消防局次長をもって充てる。

②　5部長会議の組織は次のとおりとする。

本　　部	本　部　員	災害対策要員
本部長 　危機管理局次長 副本部長 　消防局次長	総務部長 福祉部長 建設管理部長 警防課長 危機管理課長 その他本部長が 必要と認めるもの	所属長がその 所属する職員 のうちから指 名する。

③　5部長会議に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員の他、本部長が必要と認めるものをもって構成する。

本部会議は本部長が招集する。

④　5部長会議の所掌事務は次のとおりとする。

ア　火山活動の状況の他、気象動向等の情報収集に関する事項

イ　災害警戒本部設置の準備に関する事項

⑶　5部長会議の廃止

5部長会議は、災害発生のおそれがなくなったとき、又は災害警戒本部が設置されたときこれを廃止する。

※鹿児島市災害警戒本部等の設置及び避難指示等の発令に関する基準等運用要領

【資料編資料第12・Ⅰ-11】

5　災害対策本部（災害警戒本部）の設置及び廃止

⑴　災害警戒本部

①　災害警戒本部の設置

災害対策本部設置前の段階として、噴火警報・予報等の他、気象情報等の収集、応急対策など必要な措置を講ずるとき、市長は災害警戒本部を設置する。また、噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報（警戒範囲の拡大）において、大きな噴石を2kmから2.4km以下に飛散させる爆発的な噴火が発生した場合、火砕流の流下が火口から1.5kmを越え居住地域への接近が予想される場合は、自動的に災害警戒本部及び桜島地域に現地災害警戒本部を設置する。噴石が2合目に飛散した場合の防災対応については、道路管理者において市道の通行止め（火口から2.4km付近）を行うものとする。

なお、次の場合、危機管理局次長が所轄上司の同意を得て、市長に建議することが

できる。

ア　情報連絡体制において災害警戒本部設置の必要性が確認されたとき。

イ　災害警戒本部が設置されない段階において、危機管理局次長が総務部長、福祉部長、建設管理部長、消防局次長と協議の結果、災害警戒本部設置の必要性が確認されたとき。

②　災害警戒本部の組織

ア　災害警戒本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は危機管理局長を、副本部長は危機管理局次長及び消防局次長をもって充てる。

イ　災害警戒本部の組織は次のとおりとする。

本　　部	本　部　員	災害対策要員
本部長 　危機管理局長 副本部長 　危機管理局次長 　消防局次長	総務部長 福祉部長 建設管理部長 警防課長 危機管理課長 その他本部長が 必要と認めるもの	所属長がその 所属する職員 のうちから指 名する。

ウ　災害警戒本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員の他、本部長が必要と認めるものをもって構成する。

　本部会議は本部長が招集する。

エ　本部会議の所掌事務は次のとおりとする。

・　災害予防、災害応急対策の事前措置に関する事項

・　動員体制の準備に関する事項

・　情報収集その他災害警戒本部長が必要と認める事項

オ　災害対策要員は、災害警戒本部体制下においては、各部局で事務を行うものとする。

③　通知、公表

　災害警戒本部を設置又は廃止したときの通知・公表は、災害対策本部の場合に準ずる。

④　災害警戒本部の廃止

　災害警戒本部は、災害発生のおそれがなくなったとき及び噴火警戒レベル3において、警戒範囲が2㎞までになったとき、又は災害対策本部が設置されたときこれを廃止する。

　消防局及び消防団は、警戒本部の要請に基づき、又は必要のある時は、消防計画の桜島爆発に伴う警備計画に定めるところにより、警備隊を編成し警戒に当たるものとする。

※桜島爆発災害警戒本部設置系統図【資料編桜島火山対策避難計画・Ⅶ-5-20】

⑵　災害対策本部の設置等

①　災害対策本部の設置

　災害対策本部は、大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められる

ときや、災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき市長が設置する。また、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）又は噴火警戒レベル5（避難）が発表された場合は、自動的に災害対策本部及び桜島地域に現地災害対策本部を設置する。なお、次の場合、危機管理局長は市長に建議する。

ア　災害警戒本部において災害対策本部設置の必要性が確認されたとき。

イ　災害警戒本部が設置されない段階において、危機管理局次長、総務部長、福祉部長、建設管理部長及び消防局次長による協議の結果、災害対策本部設置の必要性が確認されたとき。

②　災害対策本部の組織

ア　本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

イ　本部には、【資料編資料第13】に掲げる本部員を置く。

ウ　本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員の他、本部長が必要と認めるものをもって構成する。本部会議は本部長が招集する。

　ただし、支部長は、会議への出席はオンラインによることを原則とし、必要に応じて本部に参集する。

エ　本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

・　災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項

・　その他本部長が必要と認める事項

オ　本部長は、大規模な災害が発生し、桜島地域以外の現地にて特別な対策を必要とするときは、現地災害対策本部を設置することができるものとする。現地災害対策本部に責任者を置き、責任者は本部長が指名する。現地災害対策本部は、現地の応急対策を終了したとき廃止する。

カ　本部長は、現地（又は「災害現場」）の応急対策を円滑に遂行するために、必要に応じて現地活動調整所を配置し、現地で活動する関係機関相互の活動調整を行うものとする。なお、現地災害対策本部が設置された場合は、活動調整所はこれに置くものとする。

キ　本部に【資料編資料第13】に掲げる対策部及び対策班を置き、各対策部長及び各班長は同資料に掲げる者をもって充てる。各対策部は、原則として本部の設置と同時に設置されたものとする。ただし、災害の種別等により本部長が指示した対策部は設置しないものとする。

　本部の編成及び所掌事務は【資料編資料第13】のとおりとする。

ク　本部に【資料編資料第14】に掲げる支部を置き、各支部長は同表に掲げる者をもって充てる。各支部の設置は、本部長が指示するものとする。ただし、緊急を要し指示を受けることができないときは、各支部長は支部を設置し、本部長へ報告するものとする。

　支部の編成及び所掌事務は【資料編資料第14】のとおりとする。

※鹿児島市災害対策本部の組織編成及び所掌事務【資料編資料第13・Ⅰ-13】

※支部の組織と所掌事務【資料編資料第14・Ⅰ-32】

③　通知、公表

本部を設置又は廃止したときは、県、関係機関、住民等に対し、次により通知、公表するものとする。

通知又は公表先	担　　当	通知又は公表の方法
市各対策部長	本部総括班長 人事班長	庁内放送、電話その他迅速な方法
県（危機管理課、地域振興局総務企画部）	本部総括班長	電話、ＦＡＸその他迅速な方法
鹿児島中央・鹿児島西・鹿児島南の各警察署（警備課）	〃	〃
報　道　機　関	広 報 班 長	電話、ＦＡＸその他迅速な方法
住民	〃	テレビ、ラジオ、市ホームページ、市公式SNS、広報車による広報、その他迅速な方法
その他必要と認める機関	本部総括班長	電話その他迅速な方法

④　災害対策本部の廃止及び段階的な縮小

本部長は、災害発生のおそれがなくなり、噴火警戒レベルが3において、警戒範囲が2kmまでになったとき、又は災害応急対策がおおむね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったときこれを廃止することを基本とする。また、噴火警戒レベル又は、災害の程度及び噴火活動の低下に応じて、対策本部を縮小する。

６　緊急時の災害警戒本部又は災害対策本部設置の決定等

災害警戒本部又は災害対策本部の設置が必要な噴火等による災害が突発的に発生し、通常の事務手続による本部の設置を行うことができない場合は、連絡担当者（危機管理局次長又は危機管理局長）が設置権者（市長）に必要事項を報告し、災害警戒本部又は災害対策本部の設置を建議する。

※市長等への連絡経路【資料編資料第15・Ⅰ-42】

⑴　市長に対し報告すべき事項

①　火山の活動状況（噴火警報・予報、鹿児島地方気象台・京大火山センター等からの情報、住民等からの前兆現象と思われる事象の通報等）

②　風水害等による災害の規模（台風の規模、降雨量、潮位等）

③　台風等の荒天による火山災害からの避難困難の予想（フェリーの運航状況等）

④　その時点で把握している被害状況

⑤　被害予測

⑥　対応状況

⑦　その他必要な事項

⑵　市長と速やかに連絡をとることができない場合の設置権者代理順位

市長に事故や不測の事態があった場合は、次に定める順位により、市長の職務を代理

する。なお、下記の者全てが不在の場合は、危機管理局長自らの判断で災害対策本部の設置を決定する。

① 危機管理局担当副市長

② 上記以外の副市長

③ 総務局長

⑶ 連絡担当者と速やかに連絡をとることができない場合の代理順位

連絡担当者が事故や不測の事態のため速やかに連絡をとることができない場合は、次に定める順位により、連絡担当者の職務を代理する。

① 危機管理局次長

② 消防局次長

③ 危機管理局危機管理課長

④ 消防局警防課長

⑤ 危機管理局危機管理課危機管理係長

⑥ 危機管理局危機管理課桜島火山対策係長

⑦ 消防局警防課警防係長

⑧ 消防局警防課警防係専門員（専門員が配置されていない場合は、主査）

⑷ 市長、副市長への報告

連絡担当者は、市長への報告と並行又はその後に秘書課その他の職員等と協力して、副市長に対し、災害対策本部の設置が必要な噴火等による災害が発生した旨の報告を行う。

⑸ 本部員等への連絡

連絡担当者は、災害対策本部の本部員となるべき者（各局長等）及び各対策部長となるべき職員（各支所長、各局長）に対し、災害対策本部の設置が必要な噴火等による災害が発生した旨の連絡を行う。

7 災害対策本部（災害警戒本部）の運営

⑴ 本部は、本庁舎に設置する。

⑵ 本部の事務局は、本庁東別館3階危機管理局危機管理課とし、本部会議は主として本庁東別館3階災害対策本部室で行う。

⑶ 本部には、災害対策本部員及び本部詰め職員を置きその運営に当たる。本部詰め職員の構成及び事務分担については【資料編資料第16】のとおりとする。

※災害警戒本部、災害対策本部の本部詰め職員の事務分担【資料編資料第16・Ⅰ-43】

⑷ 本庁舎に災害対策本部を設置することができない場合は、次に定める順位により、その庁舎内に災害対策本部を設置する。

なお、本庁舎以外に災害対策本部を設置したときは、本部総括班及び広報班は、特に速やかに本市の機関及びその他の防災関係機関へ連絡するとともに、報道機関等を通じ市民に対し周知の徹底を図る。

① 山下分庁舎	② 谷山支所	③ 伊敷支所	④ 吉野支所
⑤ 中央消防署	⑥ 西消防署	⑦ 南消防署	⑧ その他市の施設

⑸　本部に本部災害連絡員を、各対策部及び支部に災害連絡員を置く。本部災害連絡員には本部総括部災害連絡員をもって充てる。

※災害連絡員【資料編資料第17・Ⅰ-44】

本部災害連絡員及び各部災害連絡員は、いずれも正副の担当者を置く。正災害連絡員は次に定める職務に関する一切の責任を有し、副災害連絡員は、正災害連絡員を補佐し、正災害連絡員がその職務を執行できないとき又は欠けたときはその職務を行う。

①　本部災害連絡員の職務

ア　各対策部長から本部総括部長へ報告された災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況の収集整理及び記録管理

イ　アに関する事項の市長及び防災関係機関への報告通報

ウ　関係防災機関との連絡

エ　各対策部との連絡

②　各部災害連絡員の職務

ア　各対策部及び支部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況の調査収集及び記録管理

イ　アに関する事項の本部総括部長及び関係県対策部長への報告

ウ　各対策部及び支部との連絡

⑹　各対策部長及び支部長は、毎年4月1日現在で災害連絡員を指名し、同月20日までに、総務対策部人事班長へ報告するものとする。

ただし、指名した災害連絡員がその職務を執行できなくなったとき又は欠けたときは、直ちに新たな指名を行い、総務対策部人事班長へ報告し、常に各対策部及び支部の災害連絡の円滑な執行体制を確保しておくものとする。

8　現地災害対策本部（現地災害警戒本部）の運営

⑴　現地災害警戒本部

災害警戒本部が設置された場合は、桜島支所（桜島地区）に現地災害警戒本部を置くことを基本とするが、警戒範囲が主に東桜島地区の居住地域の場合は、東桜島合同庁舎（桜島支所（東桜島地区））に現地災害警戒本部を置くものとする。ただし、噴火時等に形成される火口の位置が両庁舎に影響を及ぼすことが予想された場合等は、現地災害警戒本部に必要な広さに加え通信機器等の設備を予め確認し、桜島港フェリーターミナル等への設置も影響度合いに応じ段階的に検討する。他に、関係機関の協力が得られる場合、現地災害対策本部を船上に設置することも検討する。

現地災害警戒本部の組織、構成、所掌事務は【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-22】のとおりとする。

⑵　現地災害対策本部

災害対策本部が設置された場合は、現地災害対策本部を、現地災害警戒本部の考え方に基づき置く。

現地災害対策本部の組織、構成、所掌事務は【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-22】のとおりとする。

なお、現地災害対策本部の設置場所は、現地災害対策本部の要請に基づき災害対策本部が必要と認めたときは変更することができる。変更する場所の決定は、次の要件を可能な限り満たした場所とする。

① 想定される火山災害の影響範囲の外側であること。

② 現地災害対策本部員が参画できる空間が確保できること。

③ 直接又は監視映像により、火山の状況が視認できること。

④ 電話、インターネット、防災行政無線等の情報通信に擁する設備がある、又は増設できること。

⑤ 交通の便が良い、又は現地災害対策本部員が早急に避難できること。

現地災害対策本部は、全ての島民が避難したことを確認した後に直ちに撤収し、本部員は避難する。ただし、噴火が切迫又は発生している場合は、本部員の安全確保のため島民とともに緊急避難する。

9 災害対策要員の動員

⑴ 災害対策要員

本部に災害対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

⑵ 配備要員の指定

① 各対策部長及び各支部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

② 各対策部長は、毎年4月1日現在で配備要員名簿を同月20日までに作成し、人事班長に提出するものとする。ただし、健康福祉対策部避難所班については、人事班長が避難所ごとに班長及び班員を指名するものとする。

ア 各対策部長は配備要員に異動のあった場合は、その都度、配備要員名簿を修正のうえ入力するものとする。

イ 人事班長は、避難所開設が長期化する場合には、組織的な対応を図るため、状況に応じ避難所ごとの応援体制を定めることができる。

ウ 人事班長は、火山災害と、風水害、震災、津波災害等の自然災害又は海上輸送を妨げる台風等が接近中に火山災害が発生するなどの複合災害の場合には、組織的な対応を図るため、状況に応じて、火山災害対応と台風対応の時系列（タイムライン）を考慮した、複合的な体制を検討するものとする。

⑶ 配備の指定及び区分

① 本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。なお、必要がある場合は、情勢に適応して変更するものとする。

② 配備は、災害の規模に応じ、第1配備から第3配備までに区分する。

③ 配備区分は、おおむね次の基準による。

配備区分	配備時期	活動内容	配備基準
第1配備	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで災害対策本部が設置されたとき。	噴火警報・予報等の火山に関する情報の他、気象情報等及び災害情報等の収集連絡並びにその他災害応急対策の準備を行う。	災害応急対策の準備を行うために、災害連絡員の他、必要な要員を配備する。
第2配備	大きな災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 （広範囲にわたり避難所を運営している場合など）	災害応急対策に対処し得る程度の要員を確保し、各種災害応急対策を実施する。	各対策部で、災害対応を行うために必要な職員を常時配備する。
第3配備	大きな災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は甚大な被害が発生したとき。 火山災害と、風水害、震災、津波災害等の自然災害又は海上輸送を妨げる台風等の荒天や避難路を損壊させる地震等の発生中に火山災害が発生するなどの複合災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 （災害救助法が適用された場合など）	市内全域にわたる災害応急対策を行えるよう全対策要員を配備し、又は常時配備できるよう待機体制をとり、災害応急対策を実施する。	全職員を動員する。（半数程度の職員を常時配備する。）

⑷　動員方法

①　本部長は、噴火警報・予報等及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合に、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他応急対策実施の体制整備を図るものとする。

なお、災害対策要員の配備指定については、本部総括部長が、本部設置に準じ本部長に建議することができるものとする。

②　緊急を要する場合は、本部長の判断により、災害対策要員の配備指定その他応急対策に必要な事項を決定するものとする。

③　人事班長は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各対策部長及び支部長へ通知するものとする。

④　通知を受けた各対策部長及び各支部長は、班長を通じて配備要員へその旨通知する。

⑤　通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

⑥　各対策部長及び各支部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。なお、部内の非常招集系統は、各対策部において作成し常備しておき、最も

迅速、確実な方法により連絡にあたるものとする。

⑦　対策要員がさらに必要な場合は、各対策部長、各支部長又は特に必要のある対策班長は、人事班長に対し、人員確保の依頼をするものとする。依頼を受けた人事班長は、直ちに人員を確保し、その旨各対策部長又は各支部長に通知するものとする。

⑧　市のＯＢ職員が非常勤等の位置付けで市に在籍している場合は、本人の合意を得たうえで確保し、その旨各対策部長又は各支部長に通知するものとする。

10　非常配備に関する応急対策について

⑴　夜間休日等における～配備の方法～　⑵夜間休日等における配備編成の臨時措置

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１節　組織、動員計画　９　非常配備に関する応急対策(1)・(2)」に準じる。

⑶　職員の状況把握及び応援

①　職員が登庁したときは、登庁途上において被害等が発生していた場合はその状況を、直属の上司又は登庁した各対策部を統括する者に報告する。

②　また、各課においては職員の登庁状況を防災情報システムに入力する。

③　対策部長等は、その対策部等の職員の登庁状況について総務対策部人事班（人事班が成立していない場合は、本部総括班。以下同じ。）に定期的に報告する。

④　対策部長等は、所属する勤務場所への登庁が困難であるため、その対策部等に所属しない者が登庁した場合は、人事班への報告の際、その旨を併せて報告する。

人事班は、所属する勤務場所への登庁が困難であるため、他の勤務場所へ登庁した職員に対し、必要に応じ本来の勤務場所への移動その他の措置を指示することができる。

⑤　人事班は、対策部等からの応援要請等に基づき、又は職員の登庁状況や現地災害対策本部の撤収状況を勘案し、対策部等と協議のうえ、職権により、各対策部、各対策班又は各個の職員について応援体制をとることができる。

第２節　災害救助法の適用及び運用計画

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２節　災害救助法の適用及び運用計画」に準じる。

第３節　噴火及び気象予・警報情報等伝達計画

本計画は、噴火等による災害発生に関係のある噴火予・警報の他、噴火時等に発生する気象予・警報及び土砂災害警戒情報等の収集伝達、通報の系統、要領等を定めて収集伝達実施の迅速、確実を図り、災害発生の防止を期するものである。

１　予・警報情報等の種類及び発表機関

※対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード

2　噴火警戒レベル発表基準一覧表

⑴　鹿児島地方気象台が鹿児島市に行う噴火に関する情報の種類及び発表基準

ﾚﾍﾞﾙ	当該レベルへの引き上げ基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	【大規模噴火が切迫】 ・山腹噴火が発生若しくは切迫 山腹からの噴火が開始するか、極めて顕著な山体膨張（島内の傾斜計のいずれかで100マイクロラジアンが観測され、大きな地震活動（マグニチュード5ならば1回、マグニチュード4ならば2回）が伴った場合は、大規模噴火発生の可能性が切迫していると考え、全島を警戒範囲とする。 ・火砕流が居住地域近く（居住地域まで数100ｍ）に到達 ・溶岩流が居住地域付近（居住地域まで概ね100ｍ）に到達	噴火が発生しなかった場合は、観測データにより活動低下が2週間以上続けて認められた場合 山腹噴火が発生した場合は、新たに形成された火口からの警戒が必要な範囲を定める必要がある。居住地が溶岩流や火砕流に被災した場合は、当該現象が終息した後、関係機関等の対策を考慮しながら、必要に応じ、噴火警戒レベルの再設定を行う。
	【これまでみられたような噴火（ブルカノ式噴火）の激化】 ・大きな噴石が火口から概ね2.4kmを超え3km以内に飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね3kmとする。火口から概ね3kmを超え3.5km以内に飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね3.5kmとする。 ・火砕流が居住地域近く（居住地域まで数100m）に到達	大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する噴火が3日間発生しない場合
4	【大規模噴火の可能性】 ・溶岩の流出により溶岩が居住地域に接近（居住地域まで500m） ・2015年8月15日のような顕著な地殻変動（島内の傾斜計で1時間に1マイクロラジアン以上）を観測した場合は、火口から3kmを警戒が必要な範囲とするが、桜島付近を震源とするマグニチュード2以上の地震が10回以上（12時間以内）発生した場合は、山腹噴火の可能性が高まったとして、全島を警戒が必要な範囲とする。	・溶岩流の流下が居住地域到達前に停止し、居住地域に影響がないと判断された場合 ・噴火が発生しなかった場合は、観測データにより活動低下が2週間以上続けて認められた場合
	【これまでみられたような噴火（ブルカノ式噴火）の激化の可能性】 ・大きな噴石が2kmを超えて2.4km以内に24時間以内に	大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する爆発が3日間発生しない場合

<table>
<tr><td></td><td>3回飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね3kmとする。
・火口から約2kmを超える火砕流が発生若しくはその可能性。次のいずれかで判断する。
①火砕流が発生して、到達距離が火口から2kmを超えた場合
②目視できる場合は、火砕流が発生し、到達距離が確認できない場合でも、噴煙量階級6（きわめて多量）の噴煙が10分以上続く場合
③目視できない場合は、島内の傾斜計において、数時間で1マイクロラジアンの変動が予想される場合</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>【火口から概ね2kmを超え2.4kmまで影響を及ぼす噴火の発生】
・大きな噴石を2kmを超え2.4km以内に飛散させる噴火が発生
【火口から概ね2kmを超え2.4kmまで影響を及ぼす噴火の可能性】
・大きな噴石を火口から2km近くまで飛散させる噴火が発生
・火砕流の流下が火口から1.5kmを超え、居住地域への接近が予想される場合</td><td>大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する噴火が3日間発生せず、さらなる活動の活発化が見られない場合、レベル3のまま警戒が必要な範囲を火口から概ね2kmまでとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【火口から概ね2kmまで影響を及ぼす噴火の可能性】
・姶良カルデラへのマグマの供給が継続している中で、火口から2kmまでに大きな噴石を飛散する噴火を長期間にわたり繰り返していることから、現時点ではレベル3（警戒が必要な範囲は火口から概ね2km）以上の運用を基本とする。</td></tr>
</table>

・特記なき限り、各項目でいずれかが該当した場合、そのレベルと判定する。
・この判定基準は、気象庁内及び桜島火山防災協議会における検討を経て、また新たな事例等を通じて順次修正される。なお、レベル 2（警戒が必要な範囲は火口から概ね 1km）以下については、活動が長期的にわたり静穏な状態になった場合等に、火山防災協議会で改めて必要な防災対策等を検討した上で運用する。
・ここでいう「大きな噴石」とは、概ね 20～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番とおりになるとは限らない（下がるときも同様）。
・レベル５からレベルを下げる場合にはレベル４ではなくレベル３に下げるものとする。
・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。

⑵　火山現象に関する予報及び警報等

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火予報、噴火警報及び火山の状況に関する解説情報等を発表する。なお、桜島等には噴火警戒レベルを適用し、火山現象等の観測結果及び発見者から通報された異常現象を検討して、噴火予報、噴火警報により発表する。

①　火山現象に関する予報及び警報

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条第 1 項により発表される火山現象の予報及び警報をいう。

ア　予報は、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

・　噴火予報

噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

・　降灰予報

降灰予報の発表イメージ

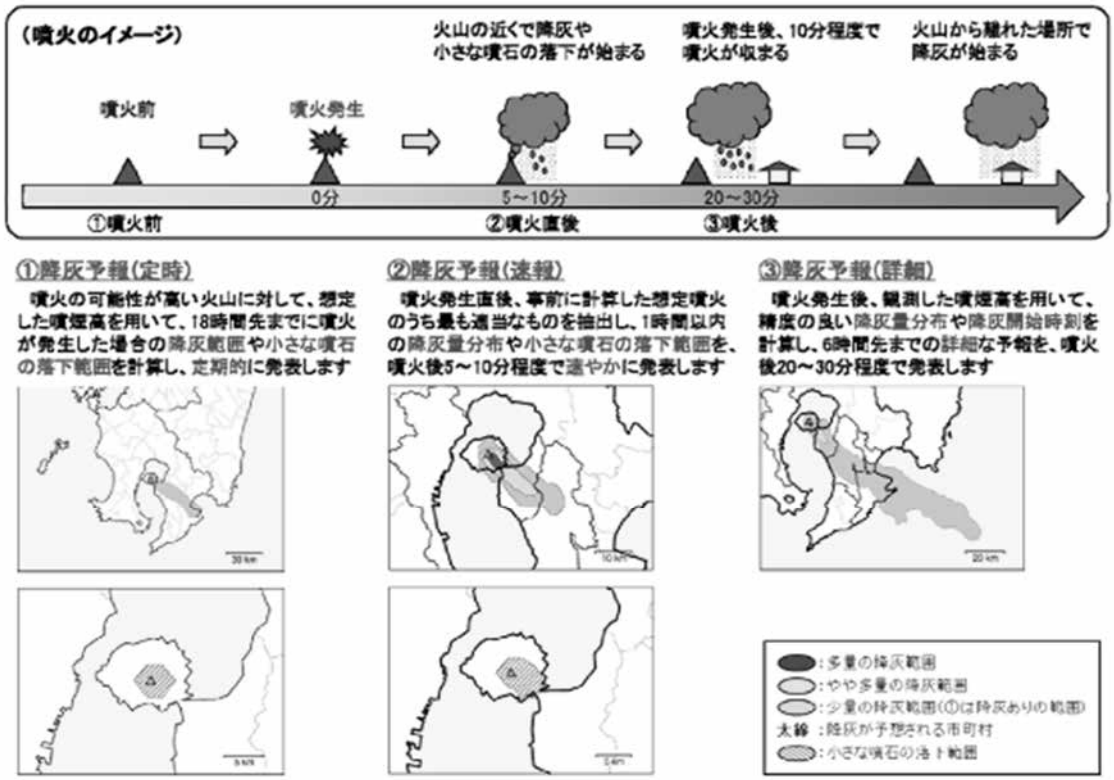

定時、速報、詳細とそれぞれ状況に応じて気象庁が発表する。

(ｱ)　降灰予報（定時）

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18 時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表する。

(ｲ)　降灰予報（速報）

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1 時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後 5～10 分程度で速やかに発表する。

(ｳ)　降灰予報（詳細）

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表する。

イ　警報とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

・　火山現象警報の名称は、「噴火警報」に警戒等を必要とする地域を表す語（火口周辺、居住地域等）を付したものとする

(ｱ)　「居住地域」を対象とする場合

種別：特別警報　名称：噴火警報（居住地域）又は噴火警報

(ｲ)　「火口から居住地域の近くまで」、あるいは「火口周辺」を対象とする場合

種別：警報　名称：噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報

(ｳ)　海底火山の場合

噴火警報（周辺海域）

・　噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

ウ　噴火警報が発表された場合は、「桜島の噴火警戒レベルと防災対応」による防災対応をとるものとする。

エ　桜島以外の火山に噴火警報が発表された場合は、桜島に準じて防災対応をとるものとする。

オ　噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

②　火山現象に関する情報や資料

鹿児島地方気象台と福岡管区気象台は、火山活動の状況に応じ、次の火山現象に関する情報や資料を発表する。

ア　火山の状況に関する解説情報

火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を知らせる情報である。火山活動に変化があった場合、臨時であることを明記した情報を発表する。

イ　噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報、登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。なお、以下のような場合には発表しない。

・　普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合

・　噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

ウ　火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめた資料で、毎月1回又は必要に応じて臨時に発表する。

エ　月間火山概況

前月1か月の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料で、毎月1回気象庁が発表する。

オ　噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙等の高さ等の情報を直ちに発表する。

③　噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて５段階に区分したものである

ア　それぞれのレベルには「火口周辺規制」「入山規制」、居住地域における「高齢者等避難」や「避難」等、とるべき防災行動を示すキーワードを付す。

イ　噴火警戒レベルは、噴火予報、噴火警報により発表する。

ウ　各レベルの発表に用いる噴火予報、噴火警報は、「対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード」による。

エ　噴火警戒レベル４以上に相当する噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置付けられる。

※　噴火警報・予報の伝達は、噴火予・警報伝達系統図に基づいて行われる。火山の状況に関する解説情報は、噴火予・警報伝達系統図に準じて行われる。

※桜島の噴火警戒レベルと防災対応【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-11】

※桜島の噴火警戒レベル【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-13】

※対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-15】

⑶　噴火時等に発生する気象現象に関する予報及び警報等

「風水害対策編３章第３節　気象予・警報情報等伝達計画」に準じる。

３　予・警報情報等伝達系統図

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第３節　気象予・警報情報等伝達計画　３」に準じる。

４　予・警報等の受領責任及び伝達方法

⑴　鹿児島地方気象台等の関係機関から発信される予・警報等の伝達経路は、「予・警報情報等伝達系統図」による。

⑵　勤務時間外において予・警報等を受領した情報管理課長は、直ちにその旨、企画財政局管財課庁舎管理係長（庁舎管理係長が不在の場合は当直の上席の庁舎管理係員等「以下同じ」）へ伝達するものとする。

⑶　⑵により情報管理課長から予・警報等の伝達を受けた庁舎管理係長は、直ちに危機管理課長に通知するものとする。

⑷　⑵、⑶により通知を受けた危機管理課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長にその旨報告するものとする。

⑸　関係機関から伝達される予・警報等の受領にあっては、次の事項について、文書をもって記録するものとする。

①　予・警報又は災害の種類

②　発表又は発生日時

③　予・警報等又は災害の内容
④　送話者及び受話者の職、氏名
⑤　その他必要な事項

⑹　土砂災害警戒情報及びその他の災害や危機管理に関する情報については、「県河川砂防情報システム」の活用及び、県危機管理課より、専用通信施設等により、危機管理課及び情報管理課で受領する。

⑺　防災関係機関及び各事業所等は、噴火予・警報情報等について、ラジオ等を常備して積極的に収集するものとする。

(注)　ここでいう予・警報とは関係機関から伝達される情報のうち特に重要な災害対策の実施を必要とするものをいう。

第４節　災害情報等収集報告計画

本計画は、災害情報及び被害状況等を迅速、確実に収集し、及び通報、報告するために必要な事項を定め、応急対策の迅速を期するものである。

１　実施責任者～２　災害情報等収集報告系統（災害対策本部設置の場合）

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第４節　災害情報等収集報告計画　１～２」に準じる。

３　災害情報及び被害報告の種類・内容

⑴　災害情報の内容

災害情報とは、災害が起こるおそれのある状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における災害に関するおおむね次のようなものをいう。

①　災害の起こるおそれのある異常な現象

異常現象とは、おおむね次のものをいう。

ア　火山地域での地震の群発
イ　火山地域での鳴動の発生
ウ　火山地域での地形変化（山・がけ崩れ、地割れ、土地の隆起及び沈降、海岸線の変動等）
エ　噴気、噴煙の異常変化（噴気口及び火口の新生・拡大・移動並びに噴気、噴煙の色、量、臭気、温度、昇華物等の異常変化等）
オ　火山地域での湯水の異常変化（温泉の新生、枯渇、量、味、臭気、濁度の異常変化等）
カ　火山地域での地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及びそれに伴う草木の立枯れ等
キ　火山付近の海洋、湖沼、河川の水の異常変化（量、濁度、臭気、色の変化、軽石、死魚等の浮上及び発泡、温度の上昇等）

②　災害発生前における地震の増加、地殻変動その他の災害が発生しそうな状況
③　災害発生中における火山現象の推移

④　災害発生前及び災害発生中の災害防止対策、又は災害拡大防止の対策の活動状況
⑤　住民等の避難に関する状況
⑥　災害は発生しているが、被害の程度が数的に把握できないときの状況

⑵　被害報告の種類・内容

被害報告とは、被害の程度が数的に把握できるものをあらかじめ定められた様式により報告する次のものをいう。

①　被害即報

災害発生の直後、被害状況が判明次第逐次報告するもの及びさらに災害が続けて発生し、又は災害調査の結果により、新しい状況が判明する度に報告するもの

②　被害確定報告

災害状況が確定したとき、文書により報告するもの

4　災害情報の収集通報要領

⑴　災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

①　発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

災　害　の　種　類	通　　報　　先
火山災害の他、地象、気象、水象、海難に関するもの	消防局、危機管理課、警察官、海上保安官
火災発生に関するもの	消防局、消防署
河川の漏水等水防に関するもの	消防局、建設管理部管理課、危機管理課

②　警察官等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）、海上保安官及び消防職員（消防団員を含む）は、直ちに市長（危機管理課）に通報するものとする。

③　市長の通報

①、②及びその他により異常現象を了知した市長は、直ちに次の機関に通知するものとする。

ア　火山現象、気象、水象に関するものは鹿児島地方気象台

火山現象に関するものは	250-9916
気象に関するものは	250-9913
異常潮位に関するものは	250-9913

イ　その異常現象により災害発生が予想される隣接市町村
ウ　その異常現象により予想される災害の対策実施機関

④　市長の鹿児島地方気象台に対する通報要領

市長が、鹿児島地方気象台に関係する異常現象を了知した場合の鹿児島地方気象

台に対する通報要領は、次のとおりとする。

ア　通報すべき事項

○　火山関係（噴火現象、噴火以外の火山性異常現象（注を参照のこと。））

噴火時又は噴火が切迫している場合は次についても通報するものとする。

○　気象関係（強風等）※海上輸送を妨げるため

○　水象関係（台風等に伴う異常潮位、異常波浪）

イ　通報の方法

通報の方法は、電話によることを原則とする。

（注）

１．噴火現象とは、爆発、火山灰、火山礫、火山岩塊の放出及び溶岩流、火砕流である。

２．噴火以外の火山性異常現象とは、次のようなものである。

⑴　火山地域での有感地震群発

⑵　火山地域での鳴動の発生

⑶　火山地域での地形変化（山・がけ崩れ、地割れ、土地の隆起及び沈降、海岸線の変動等）

⑷　噴気、噴煙の異常変化（噴気孔及び火口の新生、拡大、移動、並びに噴気、噴煙の量、色、臭気、温度、昇華物等の異常変化等）

⑸　火山地域での湧泉の異常変化（湧泉の新生、枯渇、量、味、臭気、濁度の異常変化等）

⑹　火山地域での地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動、及びそれに伴う草木の立枯れ等

⑺　火山付近の海洋、湖沼、河川の水の異常変化（量、濁度、臭気、色の変化、軽石、死魚等の浮上及び発泡、温度の上昇等）

⑵　火山の異常と思われる異常現象情報の、具体的な収集と通報については、次のとおりである。

①　1次通報 ……第1次発見者（住民等）から桜島支所管内の各関係機関への異常現象発見の通報

②　2次通報 ……桜島支所管内の各関係機関から市長への通報

③　3次通報 ……市長から各防災関係機関への通報

※異常現象を発見したもの等による通報【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-31】

⑶　噴火による災害情報の、具体的な収集と通報については次のとおりである。

①　情報の収集

ア　地域責任者の収集通報

町内会長等は、地区住民と連携をとり、桜島噴火に関する各種災害情報を迅速・的確に収集し、直ちに桜島支所及び危機管理課に通報するものとする。

イ　消防機関による収集通報

中央消防署桜島西及び桜島東分遣隊員並びに桜島地区の消防分団長は、その責務に基づき、積極的に災害情報を収集し、消防局警防課、桜島支所及び危機管理課に通報するものとする。

ウ　市職員による収集

災害の状況に応じ市（桜島支所、桜島税務課、桜島農林事務所、桜島建設事務所、東桜島農林事務所、危機管理課、河川港湾課、道路建設課）の職員は、必要箇所の情報収集を図り、危機管理課で集約する。なお、被害情報を収集する際、桜島火山ハザードマップに加え、津波ハザードマップ、震度分布図等の各種ハザードマップも参考とし、被害情報にもれのないように努める。

②　情報の通報

危機管理課は、収集した災害情報について桜島支所及び消防局警防課と相互に情

報交換した後、【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-33】にある関係機関に通報するものとする。

※避難等に関する情報の伝達・広報【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-33】

③　通報する災害情報の内容

災害情報として、おおむね次の事項を通報する。

ア　噴火・地震等による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）

イ　爆発後における噴石・降灰等の状況

ウ　異常現象等による地区住民の動揺の状況

エ　災害対策本部の設置状況

オ　高齢者等避難、避難指示等市の措置

カ　地区住民の避難準備及び避難実施等の状況

キ　避難所の開設、避難誘導、輸送、救助等災害対策実施状況

ク　避難路や避難港等の状況

ケ　船舶、車両、医療救援要請に関する情報

５　災害情報等の収集報告要領～８　災害報告の様式

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第４節　災害情報等収集報告計画　５～８」に準じる。

第５節　災害通信計画

１　各種通信施設の利用～３　市長の災害通信要領

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第５節　災害通信計画　１～３」に準じる。

第６節　災害広報計画

本計画は、観光客を含む住民等及び報道機関に対する災害情報、被害状況その他の広報活動について、必要な事項を定め、もって災害広報の迅速化を図るものである。特に、火山災害の場合、異常現象が発生し、鹿児島地方気象台の噴火警報が発表されるなど、大噴火の発生が予想される段階から、次により必要な災害情報等を迅速に住民等に広報するものとする。

１　実施責任者

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第６節　災害広報計画　１」に準じる。

２　実施要領

⑴　各対策部長は、所管事項について広報を要する事項が生じたときは、直接広報班長へ通知するものとする。この場合、広報事項は要点を簡潔明りょうにまとめて、できるだけ文書をもって通知するものとする。

⑵　本部災害連絡員は、収集した災害情報等のなかで、広報を要すると認めるものについては、速やかに広報班長へ通知し、災害広報に万全を期するものとする。

⑶　⑴及び⑵により通知を受けた広報班長は、速やかに市民及び報道機関へ広報するものとする。

⑷　広報班は、各対策部が収集する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、必要に応じて災害現地等に出向き、写真、ビデオその他の取材活動を実施するものとする。

⑸　広報担当課等は次のとおりとし、住民等に広く広報するものとする。

桜島支所、危機管理課、広報課

中央消防署桜島西分遣隊・桜島東分遣隊、市消防団桜島地区各消防分団

３　住民・観光客等に対する広報

⑴　広報は内容に応じ、次の方法により行う。

①　同報系防災行政無線

ア　桜島全域に放送する。

イ　状況によっては、屋外子局により個々の地域において広報する。

ウ　四カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語）で放送する。

②　テレビ、ラジオ、新聞等報道機関

③　安心ネットワーク119メール、緊急速報メール

④　市広報車や消防車両による巡回広報

⑤　航空機、船舶等による広報

⑥　ホームページ（五カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語））、ＳＮＳ

⑦　広報紙の配布

⑧　ポスター等の掲示（フェリーターミナル、鹿児島中央駅等）

⑨　その他、サンサンコールかごしま等

⑵　広報車により広報を行う場合は、特に危険なときを除き、停車し、拡声広報を行うものとする。この場合、簡潔で分かりやすい内容をもって明確に行うものとする。

⑶　桜島西分遣隊、桜島東分遣隊及び桜島地区各消防団の消防車により巡回広報する場合は、次のような役割で行う。

桜洲分団・・・・桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町

赤生原分団・・・桜島赤生原町

桜島武分団・・・桜島武町

藤野分団・・・・桜島藤野町

西道分団・・・・桜島西道町

二俣分団・・・・桜島松浦町、桜島二俣町

桜峰分団・・・・桜島白浜町

桜塚分団・・・・持木町、野尻町

湯之分団・・・・東桜島町、古里町、有村町

黒神分団・・・・黒神町（高免町の一部を含む）

高免分団・・・・高免町（一部を除く）

桜島西分遣隊は西桜島全区域と分団への指令伝達を担当する。

桜島東分遣隊は東桜島全区域と分団への指令伝達を担当する。

⑷　その他の島内での広報方法

伝令又は各地域派遣の移動無線局を利用して、各地域の広報担当者に広報事項を伝達し、地域内の広報を実施する。

⑸　住民等への広報事項

住民等に対する広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

①　異常現象の状況

②　異常現象に対する鹿児島地方気象台の見解及び噴火警報の内容

③　避難に関する事項

ア　避難の必要性

イ　避難実施に当たっての準備、特に避難時の携帯品

ウ　集結地点及び避難先、避難の場所

エ　乗船時等における事故発生防止のための注意事項

オ　交通の状況（交通途絶場所等）

④　噴火活動の状況

ア　噴火地点

イ　噴火の状況

ウ　噴火の影響度

エ　噴火活動に伴う地殻変動、地震、津波等の状況

⑤　被害の状況

ア　被害区域

イ　人の被害状況

ウ　建物の被害状況

エ　交通施設の被害（特に道路の被害状況）

⑥　災害対策の状況

ア　災害対策本部の設置状況

イ　移動無線局の配置状況

ウ　医療救護班の配置状況

エ　避難船、車両の配置状況

⑦　海上輸送を妨げる台風の進路及び上陸予想、他の自然現象（複合災害の可能性がある場合）

⑧　その他必要事項

４　広報車両体制

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第６節　災害広報計画　４」に準じる。

５　報道機関に対する広報の要請

⑴　放送要請の要領

広報班は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民等の防災活動を支援する広報において迅速・確実を期すべきもの、若しくは報道機関による広報が適当なものについては、放送機関に広報を依頼する。また、定められた様式により県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。

放送機関に対する放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、市が報道機関に対し直接放送を依頼するものとする。

なお、その要請にあたって、市は、放送要請の理由、放送事項を明示し、報道機関は、要請のあった事項についての放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

6　報道機関に対する情報発表

市の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。なお、情報提供（投げ込み）により報道機関に伝えることもある。

発表は、以下の要領で実施する。

⑴　報道発表の要領

①　発表の場所は、原則として記者会見室とする。

②　発表担当者は、原則として広報班の責任者の在庁最上位の者とする。

③　事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないことも予め断っておく。

④　要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

⑤　発表する情報は災害警戒本部又は災害対策本部での協議事項を基本とし、随時発表する。

⑥　作成した広報資料は記者会見室等、報道機関が視認できる場所に掲示板を配置し、作成した広報資料をいつでも確認できるようにする。

⑵　報道機関へ発表する広報内容

①　鹿児島地方気象台からの火山警報・予報等の情報の発表又は解除

②　災害警戒本部の設置又は廃止

③　災害対策本部の設置又は廃止

④　災害防止の事前対策

⑤　災害応急対策状況

⑥　被害状況

ア　被害種別

イ　被害発生日時

ウ　被害発生区域

⑦　その他必要と認める事項

7　報道機関による広報

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第６節　災害広報計画　７」に準じる。

８　その他の防災関係機関による広報

⑴　九州電力送配電株式会社鹿児島配電事業所・鹿屋配電事業所

停電等の被害箇所の状況及び復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車及び報道機関、自社ホームページ等により住民への周知に努める。

⑵　ＮＴＴ西日本鹿児島支店

電話の不通箇所の状況及び復旧の見通し等について、広報車、報道機関、自社ホームページ等により住民への周知に努める。

⑶　ガス会社

被害箇所の状況及び復旧の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故の防止等について広報車、報道機関、自社ホームページ等により住民への周知に努める。

⑷　九州旅客鉄道株式会社、バス会社等

被害箇所の状況、輸送の状況及び復旧の見通し等について、駅等の掲示板や案内所への掲示をはじめ、報道機関等により住民への周知に努める。

⑸　観光協会等

災害情報や被害箇所の状況、交通インフラの状況等について、観光案内所や観光ホームページ等により観光客等への周知に努める。

また、市は、観光事業者等に災害情報等の情報提供を行い、観光事業者等の集客施設における観光客等への周知に努める。

第７節　避難計画

本計画は、災害時について、災害から住民等を保護するため、市長等が行う避難の指示等の基準要領等を定めて、危険区域内の住民等を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減を図るものである。

１　実施責任者

対策実施責任者は次のとおりとし、協力して住民等の避難、救助等の災害対策を実施するものとする。

各実施責任者は、これらの応急対策を実施するため、災害対策の組織等についてあらかじめ定めておくものとする。

対　策　内　容	実　施　責　任　者
火山活動その他異常現象等の基礎情報の収集、通報	鹿児島市長　警察署長
火山活動その他異常現象等の観測及び噴火予報・警報の発表	鹿児島地方気象台長
避難指示等の措置及び避難誘導	鹿児島市長　警察署長 鹿児島海上保安部長

輸送機関の動員及び従事命令	九州運輸局鹿児島運輸支局長 県知事（危機管理課、鹿児島地域振興局総務企画部、社会福祉課）
陸上警備及び対策情報の収集	鹿児島市長　警察署長
海上警備及び対策情報の収集	鹿児島海上保安部長
避難所の設置及び炊き出し、被服寝具等の給与及び貸与	鹿児島市長　関係市町村長 県知事（危機管理課）
避難者及び各対策要員の医療	鹿児島市長　市医師会長 日本赤十字社鹿児島県支部長 県知事（くらし保健福祉部）
鹿児島港内の整理	県知事（鹿児島地域振興局総務企画部） 鹿児島海上保安部長
各種情報の収集伝達及び各対策の総合調整	県知事（災害対策課、鹿児島地域振興局総務企画部）

（注）社会福祉課の実施責任は災害救助法の適用時のみ。

⑴　市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害時における住民への避難指示等の避難措置を実施するものとする。

⑵　避難指示権者は、次のとおりである。

① 避難の指示
- 全災害
  - 市長（災害対策基本法第 60 条）
  - 警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）
  - 海上保安官（災害対策基本法第 61 条）
  - 災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）
- 地すべり災害　知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第 25 条）
- 洪水災害
  - 知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条）
  - 水防管理者　（　〃　）

② 避難所開設及び収容 ―― 知事又は市長（災害救助法第 4 条及び災害対策基本法第 60 条）

⑶　避難の指示にかかる避難者誘導は、⑵の避難指示権者と市長が協力して実施する。

避難所の開設、収容は市長が行い、災害救助法が適用された場合には知事が行う。なお、知事が権限を委任したとき、又は緊急を要し知事による実施を待つことのできないときは、市長は知事の補助機関として行うものとする。この場合、市長は緊急実施事項について直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置についての指揮を受けるものとする。

2　避難指示等の基本方針

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第７節　避難計画　２」に準じる。

3　避難指示等と噴火のケース

桜島の火山災害を考える際、火山災害単独で発生する場合と、火山災害と、風水害、震災、

津波災害等の自然災害又は海上輸送を妨げる台風等の火山災害以外の自然現象（強風、濃霧等）が火山災害とほぼ同時に発生する場合がある。適時適切な災害対応を実施するため、次のように噴火のパターンに分け、対応する。

⑴　火山災害単独で発生する場合

①　昭和火口/南岳山頂火口の噴火活動活発化

②　昭和噴火のような片山腹噴火

③　大正噴火クラスの両山腹噴火

④　その他（海底噴火等）

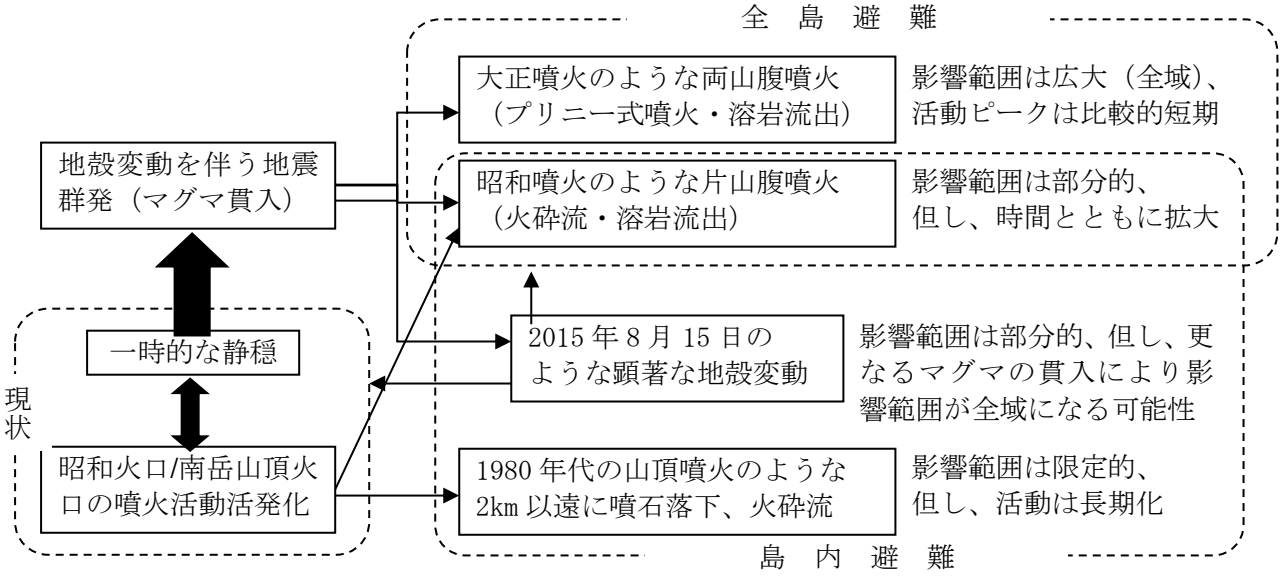

※　その他：錦江湾（姶良カルデラ内）での地震多発→海底噴火

※　火山活動に応じ、影響範囲は段階的に拡大・縮小

図　予想される火山危機の関係図

⑵　台風等の荒天と同時期に起きる火山災害（複合災害）の場合

①　台風等の荒天の発生の予想又は台風接近前に、噴火警戒レベル4又は5に相当する現象が予想又は発生した場合

②　台風等の荒天の発生又は台風上陸時に、噴火警戒レベル4又は5に相当する現象が予想又は発生した場合

4　避難指示等の実施要領

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第７節　避難計画　３」に準じる。

5　避難指示等の伝達方法

異常現象が発生し、鹿児島地方気象台の噴火警報が発表される等、大噴火の発生が予想される段階から、第６節「災害広報計画」に定めるものの他、次により、あらゆる手段を用い、必要な災害情報等を迅速に住民に加え観光客等の一時滞在者に広報するものとする。

⑴　避難指示等の伝達要領

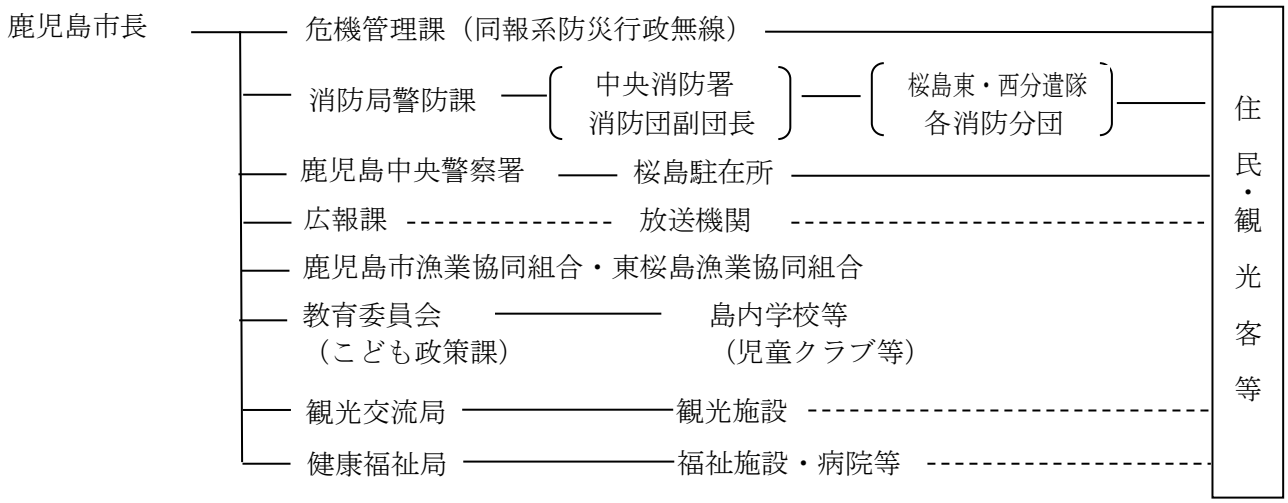

※避難指示等の伝達系統図【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-34】

6　避難指示等の基準

噴火警報その他の災害情報等に基づき、情勢の変化に即応する適切な住民等の避難措置の実施について、次のとおりとする。

⑴　市長が行う避難指示等の実施基準

①　高齢者等避難の基準

噴火警戒レベル４（高齢者等避難）の噴火警報が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）とき。

②　避難指示の基準

噴火警戒レベル５（避難）の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生したとき又は噴火の発生が切迫している状態で、人の生命又は身体を災害から保護するために急を要するとき。

ただし、噴火警戒レベル４（高齢者等避難）の状況であっても、専門家の意見や住民等の安全性等を総合的に勘案し、避難指示を発令することもある。

また、あらかじめ台風等の荒天の発生（台風の上陸等）が予想されており、地殻変動や有感地震の多発や過去に経験した噴火の前兆現象を把握した場合は、鹿児島地方気象台及び京大火山センターに火山活動状況を確認し、地震の漸増、地殻変動の加速等の大規模噴火の前兆が認められた場合は、噴火警戒レベルによらず、早めの避難指示を発令するものとする。

⑵　避難指示等の助言

避難の措置は前記⑴の基準により実施するが、複合災害時等における避難指示等、避難地域の拡大・縮小、火山現象や影響範囲の詳細予測等については、災害対策基本法第 61 条の 2 に基づく指定地方行政機関又は県の助言を受けることができる。

桜島の噴火警戒レベルと防災対応

噴火警戒レベル	想定される状況	住民等への対応		登山者、入山者等への対応
		対象地域	対　　応	
5（避難）	桜島島内全域へ火砕流や噴石の到達する噴火が発生、あるいは切迫している。（大正噴火クラスの噴火）	全島	島外避難指示発令	
	噴火口の特定できない山腹噴火の発生が予想され、島内のいずれかの居住地域に火砕流や噴石の到達が切迫している。	全島	島外避難指示発令	
	溶岩流が流出し一部居住地域へ切迫している。 （昭和噴火クラスの噴火） あるいは一部居住地域へ火砕流や噴石が到達あるいは切迫している。	危険な居住地域	島内又は島外避難指示発令	
4（高齢者等避難）	島内全域へ火砕流や噴石の到達する噴火が予想される。 （大正噴火クラスの噴火）	全島	島外高齢者等避難 （状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ）	
	噴火口の特定できない山腹噴火の発生が予想され、島内のいずれかの居住地域に火砕流や噴石の到達が予想される。	全島	島外高齢者等避難 （状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ）	
	溶岩流が流出し一部居住地域へ到達が予想される。 （昭和噴火クラスの噴火） あるいは一部居住地域へ火砕流や噴石が予想される顕著な地殻変動や地震の頻発が観測され、規模の大きな噴火の発生が予想される。（平成27年8月15日）	警戒が必要な居住地域	島内又は島外高齢者等避難 （状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ）	
3（入山規制）	南岳山頂火口及び昭和火口から半径2km以内へ火砕流や噴石が到達、あるいは予想される。	警戒が予想される居住地域	状況に応じて要配慮者へ島内又は島外避難準備の呼びかけ	災害対策基本法第63条に基づき、従来の南岳山頂火口及び昭和火口から半径 2km以内の立入禁止を継続する。
2（火口周辺規制）	半径 1km 以内へ噴石が到達あるいは予想される。			
1（活火山であることに留意）				

※　桜島の新たな火口から噴火が発生した場合は、南岳山頂火口及び昭和火口からの規制に準じて防災対応を行う。

※　火砕流や噴石が南岳山頂火口及び昭和火口から半径2kmを超えて到達したが、居住地には影響しないときに、噴火警戒レベルは3のままで噴火警報が更新発表された場合等は、別途、防災対策を講じることがある。

昭和火口/南岳山頂火口の活動の活発化に伴う防災対応

(1) 火砕流

火砕流の状況例	噴火警戒レベル	防災対応
① 火砕流の流下が火口から 1.5km 以内	レベル 3（入山規制）	状況に応じて注意喚起
② 火砕流の流下が火口から 1.5km を超え、居住地域への接近が予想される。	レベル 3（入山規制）気象庁による火口周辺警報の再度発表	昭和火口に最も近い有村集落から火口側に通じる市道に立入禁止の看板を立て、立入禁止の注意喚起を行う。 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
③ 火砕流の先端（熱風を含む）が火口から到達距離 2km を越え、東側で地獄河原に到達。南東側では有村川上流から中流域に到達	レベル 4（高齢者等避難）	高齢者等避難（避難所の開設、対象地域の高齢者等は避難） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
④ 火砕流の先端（熱風を含む）が火口から到達距離 2.5km 付近。東側で地獄河原を流下。南東側は有村川中流から下流域に到達するか到達が切迫	レベル 5（避難）	避難指示（対象地域の住民等は避難） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。

(2) 噴石

噴石の状況例	噴火警戒レベル	防災対応
① 噴石が 2km 以内に飛散	レベル 3（入山規制）	状況に応じて注意喚起
② 噴石が 2km を超え 2.4 km以内に飛散	レベル 3（入山規制）気象庁による火口周辺警報の再度発表	昭和火口に最も近い有村集落から火口側に通じる市道に立入禁止の看板を立て、立入禁止の注意喚起を行う。 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
③ 噴石が 2 kmを超えて 2.4km 以内に 24 時間以内に 3 回飛散し、かつ居住地域近くに飛散	レベル 4（高齢者等避難）	高齢者等避難（避難所の開設、火口から 3km 以内の有村・古里地区の高齢者等は避難） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
④ 噴石が 2.4km を超え 3km 以内に飛散	レベル 5（避難）	・避難指示 （火口から 3km 以内の地域） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
⑤ 噴石が 3km を超え 3.5km 以内に飛散	レベル 5（避難）	・避難指示 （火口から 3.5km 以内の地域） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。

※　昭和火口の活動の活発化に伴う火砕流や噴石に対する防災対応については、上記を基本に対応するものとする。しかしながら、火山活動は、実際には様々なケースをたどることが想定されることから、それぞれのケースに応じて桜島火山防災連絡会など関係機関と協議しながら防災対応を図るものとする。
※　噴火警戒レベルは、状況例を総合的に評価して決定される。また、状況例は、今後の桜島の活動状況等により見直しが行われるものである。

② 噴火時等に発生する他の自然災害の場合

土砂災害

警戒レベル	情報の種類	現地確認状況等	危険度分布等	備考：避難情報支援システム
警戒レベル5	緊急安全確保	・土砂災害の発生が確認された場合	・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル 5 相当情報［土砂災害］）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル 5 相当情報［土砂災害］）となった場合	
警戒レベル4	避難指示	・警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	・土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報［土砂災害］）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル 4 相当情報［土砂災害］）となった場合	・降雨指標値がレベル 4（ＣＬ（※））を 1 時間以上超過することが予想される場合
警戒レベル3	高齢者等避難	・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場	・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当情報［土砂災害］）となった場合	・降雨指標値がレベル 3 を超過し、さらにレベル 4（ＣＬ（※））の超過が予想される場合

		合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）		
	解除	・土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階で解除 ・ただし、土砂災害が発生した箇所等については、土砂災害等の専門家等による現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、解除		

※ＣＬ（critical-line）とは
過去の土砂災害発生時の降雨状況等を精査し、これ以上の降雨があったときには、土砂災害がいつ発生してもおかしくない降雨状況の境界線を示したもの

洪水

ア　水位周知河川

警戒レベル	情報の種類	現地確認状況等	危険度分布等	備考：避難情報支援システム
警戒レベル5	緊急安全確保	・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	・洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）	

警戒レベル4	避難指示	・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・西之谷ダム（新川）の管理者から、緊急放流（非常用洪水吐からの越流）予定の通知があった場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 ・水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	
警戒レベル3	高齢者等避難	・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	・水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	
	解除	・水位が氾濫危険水位（レベル4水位）を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合で解除 ・ただし、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除に		

		ついては、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階で解除		

イ　その他河川等

警戒レベル	情報の種類	現地確認状況等	危険度分布等	備考：避難情報支援システム
警戒レベル5	緊急安全確保	・水位観測所の水位が堤防高に到達した場合 ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ・洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）	
警戒レベル4	避難指示	・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	・水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	
警戒レベル3	高齢者等避難	・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間か	・水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位	

		ら明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	
	解除	・その他河川等については、洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合に解除		

高潮

警戒レベル	情報の種類	現地確認状況等	危険度分布等	備考：避難情報支援システム
警戒レベル5	緊急安全確保	・水門、陸閘等の異常が確認された場合 ・海岸堤防等が倒壊した場合 ・異常な越波・越流が発生した場合		
警戒レベル4	避難指示	・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）	・高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合	・観測潮位がレベル4（高潮警報基準TP+2.3m)を超過した場合
警戒レベル3	高齢者等避難	・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が鹿児島市にかかると予想されている、又は台風が鹿児島市に接近することが見込まれる場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24 時間前に、特別警報発表の可能	・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）	・観測潮位がレベル4（高潮警報基準TP+2.3m)を超過することが予想される場合

		性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合		
	解除	・高潮警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）が解除された段階で解除 ・ただし、浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階で解除		

暴風・その他

情報の種類	状況
避難指示	・周囲の状況が高齢者等避難の段階より悪化し、相当な危険がせまってきた場合 ・暴風警報が発表され、避難が困難となる状況が予想される場合
高齢者等避難	台風の上陸等により、 ・暴風域に入ることが予想される場合 ・周囲の状況から判断し、危険が予想される場合
解除	・暴風警報が解除され、避難を必要とする状況でなくなった場合

7　避難指示等における住民の避難行動

自宅が危険な区域にあるときは指定緊急避難場所や知人の家などへの自宅外避難を、自宅が安全な場所にあるときは、自宅避難（自宅にとどまること。）を行う。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （鹿児島市が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （鹿児島市が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （鹿児島市が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

	・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル 2】 大雨・洪水・ 高潮注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル 1】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

⑴　避難に際し、住民等のとるべき措置

①　住民及び地域の避難誘導責任者並びに避難誘導担当者は、集結地、乗船場所に加え避難経路の状況を熟知しておくこと。

②　避難の際の携帯品はかねてから準備しておき、避難の際は混乱を避けるため制限を守ること。

③　避難の前には必ず石油ストーブは消火を確認し、ガスはガス栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど火の始末をすること。

④　避難するときは、頭巾又はヘルメット、靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。

⑤　行動は全てあらかじめ定められた避難誘導責任者の指示によって行い、隣近所に声をかけ、お互い協力して全員が安全に避難できるようにすること。

⑥　行動は沈着に行い、流言などによって軽挙妄動しないよう注意するとともに、避難順位をよく守り、先を争ってけが人など出ないよう注意すること。

⑦　避難港付近の漁業者は、避難用船舶の出入に支障がないよう留意するとともに、養殖施設等で避難に支障がある場合は、直ちに適切な措置をとること。

８　自主避難

防災については、早期警戒・早期避難が重要であることから、下記のような兆候の発生あるいは状況が認められたときは、関係住民等の自主的判断により速やかに避難するよう、かごしま市民のひろば・地区別防災研修会等を通じあらかじめ周知を図る。また、鹿児島市・消防・警察・気象台へ通報する旨も、併せて周知を図る。

船舶対策部は、桜島港フェリーターミナル周辺が車両の集中により混雑した場合、住民等の自主避難を円滑に行うため、必要に応じて職員の応援を要請し、県警等と連携を図りながら、対応するものとする。

⑴　災害の兆候

①　噴火の前兆現象

ア　地震を一日に何度も感じる。

イ　地鳴りがする。

ウ　井戸水、温泉の水位や温度がいつもと違う。

エ　新しい噴気、地温の上昇、地割れ

オ　草木の立ち枯れ

カ　上記以外の異常

キ　上記の前兆現象を感じる、又は見聞きした状態で、台風等の荒天の発生が予想される場合

②　崖崩れ

ア　崖に亀裂ができる。

イ　崖から水が湧いてくる。

ウ　小石がパラパラと落ちてくる。

③　地すべり

ア　地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。

イ　地面にひび割れができる。

ウ　地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったりする。

③　土石流

ア　立木の裂ける音が聞こえる。巨礫の流下する音が聞こえる。

イ　渓流の流水が急激に濁りだす。流木が混ざり始める。

ウ　降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に低下し始める。（上流に崩壊が発生し、流れが堰き止められているおそれがあるため。）

⑵　自主避難への対応

市の対応は、噴火警戒レベル４（高齢者等避難）が発表され、若しくは高齢者等避難を発令し、「高齢者等避難」段階に入った場合又は市長が必要を認めた場合、次の要領によるものとする。

①　火山活動の状況の確認

火山活動の状況を、鹿児島地方気象台及び京大火山センターに確認する。

②　避難誘導

この段階においては、とくに避難誘導は行わない。

③　交通手段

自家用車、営業用バス又は船舶を利用するものとする。

④　避難所開設

市長は、警戒範囲に応じて、「９　島内避難」に示す避難所又は【資料編桜島火山災害対策避難計画】のとおり、自主避難者のために避難所を開設し、収容するものとする。

⑤　避難所における救助措置

この段階においては、原則として炊出し、被服、寝具、生活必需品の給与、医療及び助産等の給付は行わない。

※避難所の所在地等【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-49】

⑶　住民等の避難先及び連絡

縁故、知人等を頼って避難する者を除き、警戒範囲に応じて、「９　島内避難」に示す避難所又は鹿児島市街地に避難するものとする。

なお、避難する場合は、各戸の玄関等の防災関係機関が確認しやすい箇所に「避難完了板」を掲示し避難する。指定避難所以外に避難する際は、「連絡先カード」に記載の連絡先に電話で次の事項を連絡し、暫時生活できる程度の食糧、被服、日用品及び医薬品を携行するものとする。

①　避難者の氏名

②　避難先の住所、連絡先　等

⑷　要配慮者の避難対策

①　一人暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者、病人、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等のいわゆる要配慮者の避難については、日頃から対象者の把握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び避難誘導方法について特に配慮するものとする。

特に、避難行動要支援者に対しては、地域ぐるみで安全確保を図るため、自主防災組織、消防団、民生委員の協力を得るなどして事前に避難誘導方法の確立を図り、確立した個別支援計画に基づき対応するものとする。

②　避難所においては、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児や子どものいる家族等への配慮、男女共同参画の視点で設備や備品についても配慮に努めるものとする。

③　外国人等に対しては、平時は住民登録の際などに防災についてのパンフレット等を配布するとともに、避難所の表示板についても多言語化を推進していくものとする。噴火時等は防災行政無線で四カ国語（日本語・英語・中国語・韓国語）放送を実施する。

９　島内避難

昭和火口・南岳山頂火口からの火砕流、噴石の影響を受けると想定される次の地区については、島内における緊急的な避難が必要となった場合、市長は、バス等の輸送車両を確保し、消防等の避難誘導及び避難支援により、下の表にある地区の住民を避難させる。なお、大正噴火のような両山腹噴火への移行などの噴火活動の活発化も想定されることから、鹿児島地方気象台及び京大火山センターに火山活動の状況を確認しながら、避難対応にあたるものとする。

状況	対象地区	避難所（所在地）
(1) 警戒範囲：火口から 3km の場合	① 有村町有村地区	高齢者福祉センター東桜島 (鹿児島市東桜島町 720 番地)
	② 古里町古里東地区の一部 （火口から 3km 以内の地域）	
(2) 警戒範囲：火口から 3.5km の場合	① 有村町有村地区	高齢者福祉センター東桜島 (鹿児島市東桜島町 720 番地)
	② 古里町古里東地区	
	③ 古里町古里西地区	高齢者福祉センター桜島 桜島公民館 (鹿児島市桜島横山町 1722 番 17 号)
	④ 東桜島町の一部 （火口から 3.5km 以内の地域）	
(3) 火砕流のおそれがある場合	① 黒神町塩屋ヶ元地区	さくらじま白浜温泉センター (鹿児島市桜島白浜町 1269 番地)

10　島外避難

鹿児島地方気象台が発表する噴火警戒レベルの警戒範囲が全島に及び、島外避難が必要な火山現象への対応は、次によるものとする。なお、早めの体制の確立及び避難指示等の発令のため、異常現象に関する情報を得た場合や特に台風等の荒天により桜島火山災害対策避難計画に基づく海上輸送の困難が想定された場合等においては、鹿児島地方気象台及び京大火山センターに火山活動の状況、天候の状況や予想等を確認するものとする。

⑴　避難指示段階の避難

①　避難の誘導

各町内で、あらかじめ定められた避難誘導責任者及び誘導担当者が誘導に当たる。避難に際しての各町内ごとの連絡先、避難誘導責任者、集結地、乗船場所などの避難計画は桜島火山災害対策避難計画のとおりとする。

避難もれのないよう巡視広報を強化し、残留希望者についても強く指示して避難させるものとする。

※島外避難【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-115】

②　避難誘導時の留意点

ア　既に「９　島内避難」で示された対象地区住民が島内避難をしている場合は、その避難先からの避難となることに留意する。

イ　海上輸送が困難な場合の陸上輸送の一時集合場所は、桜島火山災害対策避難計画に定める場所であり、避難港ではないことに留意する。

ウ　降灰時の場合は、できるだけ、マスクやゴーグル等で、火山灰が目や器官に入らないようにし、かつ、こぶし大の噴石等も混じる可能性があるためヘルメットを着用するようにする。

エ　噴石が周囲に飛散している場合は、できるだけ、飛散が一旦止むまで堅牢な建物に避難し、噴石の飛散が止み、かつ噴火活動が弱くなったことを確認したら堅牢な建物等の物陰に避難するようにする。

オ　噴火時等に発生する地震の場合は、できるだけ広い道路を選び、がけ下や川の土堤、石塀等崩壊しやすい経路は避けるようにする。また、噴火時等に発生する津波のことも勘案し、標高の低い経路は避けるようにする。

カ　集結乗船場所に集まる際は、隣近所に声をかけながら移動し、集結した際は、避難誘導責任者ができるだけ集結者を把握するようにする。

キ　避難経路中危険箇所には、標識、なわ張り、誘導員を配置するようにする。

ク　避難路が地震により寸断されている場合は、移動可能な避難港へ集結し、フェリーで避難するようにする。

ケ　誘導に際しては、できるだけ車両、舟艇、ロープ等資機材を利用して安全を図るようにする。

コ　幼児や携帯品等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

サ　夜間に避難する際は、非常持ち出し品にある懐中電灯を用い、避難方向や足元を照らし、避難者を誘導する。

③　交通手段

ア　島内の交通手段

徒歩を原則とする。（前兆現象における地震等により交通途絶が考えられる。）

イ　島外への海上輸送

桜島火山災害対策避難計画によるものとする。

ウ　島外への陸上輸送（台風等の荒天により海上輸送ができない場合等）

桜島火山災害対策避難計画に示された集結場所から、市バス等の輸送車両での輸送を基本とする。

エ　市街地側の上陸地から避難所への交通手段

市バス等の輸送車両を原則とする。

④　避難所設置

市長は、自ら避難指示等を発したとき又は避難指示の発せられたことを知ったときは、直ちに避難所を開設するものとする。避難所設置箇所は桜島爆発にかかる避難所一覧のとおりとする。

※避難所の所在地等【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-49】

⑤　携帯品の制限

携帯品は、必要最小限の食糧、被服、日用品及び医薬品とする。

⑥　避難状況の把握及び報告

避難誘導責任者は、戸別訪問時に各戸に掲示されている「避難完了板」等で住民の避難状況を把握し、次の要領により、現地災対本部を経由して災害対策本部（市長）へ報告するものとする。

ア　報告時期

避難指示が発せられてから2時間おき（特に必要ある場合は随時）の毎正時とする。

イ　報告内容

(a)　避難者に関すること。

○　避難時における当該地区住民の残留状況

○　避難者の死亡及び負傷の状況

○　その他避難者の状況について特に必要な事項

(b)　輸送車両及び船舶に関すること。

○　配車船の状況

○　輸送完了の見通し

○　増配車船の必要性の有無

○　避難港の状況

○　その他輸送に関し特に必要な事項

(c)　避難路に関すること。

○　避難路の状況（住民等からの通報等）

○　国道、県道の状況（関係機関への確認事項）

(d)　残留者に関すること。

○　残留者の氏名及び措置

⑵　要配慮者の避難対策

「８　自主避難」に基づき対応する。

⑶　台風等の荒天時における避難対策

海上輸送を妨げる台風等の荒天などの自然現象が、火山現象と同時期に発生する場合の対応は次のとおりとする。

①　台風等の荒天が予想される時に地殻変動等の大規模噴火の前兆現象が確認された場合

ア　台風等が上陸又は発生する前に、鹿児島地方気象台及び京大火山センターに火山活動の状況、天候の状況や予想等を確認する。地震の漸増、地殻変動の加速等、大規模噴火への兆候が認められ、予防的な避難が必要と判断した場合には、警戒体制をとり、安全な避難経路の確認、避難所の開設及び広域避難収容要請、輸送手段を確保し、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）以上で、「⑴　避難指示段階の避難」に基づく対応にあたる。

イ　台風等の荒天によりフェリーが使えない場合の避難について

・　島外への輸送手段は、市バス等の輸送車両による陸上輸送とする。

・　一時避難場所は、桜島火山災害対策避難計画に定める場所とする。

・　避難所は、広域的避難収容とし、垂水市中央運動公園又は霧島市運動公園を利用するため、「１３　広域的避難収容・移送」に基づき対応する。

なお、垂水市又は霧島市には、事前に連絡・調整を行うこととする。

②　台風等の荒天と地殻変動等の大規模噴火の前兆現象が同時期に確認された場合

ア　避難指示段階の避難に基づく対応にあたる。台風上陸時等は、海上輸送が困難であるため、自衛隊等にも支援を要請し、あらゆる手段で避難の対応にあたる。

イ　陸上輸送による避難について

・　島外への輸送手段は、市バス等の輸送車両による陸上輸送とする。

・　一時避難場所は、桜島火山災害対策避難計画に定める場所とする。

・　避難所は、広域的避難収容とし、垂水市中央運動公園又は霧島市運動公園を利用するため、「１３　広域的避難収容・移送」に基づき対応する。

なお、垂水市又は霧島市には、避難の事前に連絡・調整を行うこととする。

⑷　避難の順位

①　災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行うものとする。なお、これらの者に対しては、早めの自主的な避難を呼びかけるものとする。

②　地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するものとする。先に災害が発生すると認められる地域とは、噴火口の近傍及びその下流域や、地殻変動に伴う高潮及び海底噴火に伴う津波の浸水想定区域等、噴火現象及び噴火現象に伴い発生する現象の影響が及ぶ範囲のことを言う。

⑸　携帯品の制限

避難誘導員は、避難者の避難に当たっては次の事項に留意し、携帯品は最小限度に制

限し適宜指導するものとする。

① 携帯品は、必要最小限の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。

② 避難が比較的長期にわたると予想されるときの携帯品は、避難中における生活の維持に役立てるため、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等を考慮してさらに加えるものとする。

※避難の際の心得【資料編資料第35・Ⅰ-81】

⑹ 海上輸送可能時における残留者の安全対策

海上輸送が可能な状況下で、残留者がいることの報告を受けた場合、市は拠点となる港を決め、「第１９節　輸送計画」に示された市有及び市有以外の船舶を要請するものとする。拠点となる港の考え方は次のとおりとする。

① 地理的にも、効果的な残留者輸送ができる港

② 災害時も着岸可能性の高い港

⑺ 海上輸送不可能時における残留者の安全対策

海上輸送不可能時とは、海上の気象条件の悪化、軽石等の浮遊及び噴石落下のため、船舶航行が不能となった場合をいう。

① 空からの脱出が可能な場合

比較的噴石の落下が少なくヘリコプターの飛来が可能な場合は、県、第十管区海上保安本部及び自衛隊にヘリコプターの出動を要請するものとする。

この場合における集結地は【資料編桜島火山災害対策避難計画】のとおりとする。

※ヘリコプターで脱出する場合の集結地【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-56】

② 島外への脱出が不可能な場合

島内における比較的安全な地域の堅固な建物内に、一時的に避難するものとする。

11 避難所の設置等

⑴ 避難所の設置・開設及び管理

避難所は原則として、学校、公民館、福祉館等の既存建物を利用するが、これらの建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、また天幕の設営により実施するものとする。

避難所には標識板を設置し、地域住民への周知を図るとともに、災害専用電話を設置するなど連絡体制の整備を行うものとする他、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

地域別の避難所は【資料編桜島火山災害対策避難計画】のとおりとし、被害の状況等により適宜開設するものとする。

避難所の開設及び管理は、本部長の命により救助班長（各支部管内においては、支部救助班長をいう。以下同じ）の指示に基づき行うものとする。この場合、救助班長は、救助業務の具体的な計画をたて、各避難所業務が円滑に行われるよう指導するものとする。このとき、避難所内のプライバシー確保及び衛生管理の他、避難者の健康管理、

精神的ケアに配慮するよう努め、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等の専門家及び民間団体等に支援協力を要請する。

台風等の荒天により海上輸送が難しく陸上輸送で避難する場合は、垂水市中央運動公園又は霧島市運動公園に移送するため、「１３　広域的避難収容・移送」に基づき県及び関係市町に支援を要請し、市職員が避難所の運営にあたるものとする。

※避難所の所在地等【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-49】

※桜島爆発対策に係る避難計画【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-45】

⑵　福祉避難所の設置・開設及び管理

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者（社会福祉施設等の入所者は原則除く。）が日常生活上の支援が受けられるなど、安心して避難できる体制を整えるため、福祉避難所を設置する。

福祉避難所は、避難対象者の避難所生活が長期間に及ぶおそれがある場合、その他特に必要と認められる場合に適宜開設する。

なお、避難対象者の家族についても、状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

⑶　避難所班長の業務

①　避難所の開設及び閉鎖に関すること。

ア　本部長の命による避難所の開設及び閉鎖

イ　避難所の開設及び閉鎖に関する救助班長への通知

②　避難所の管理に関すること。

ア　避難状況の調査及び救助班長への通知

イ　避難所避難者台帳の作成（住民一覧表を活用）

ウ　避難所業務日誌の記録

エ　避難所施設の保全管理

オ　避難所施設管理者との連絡調整

カ　男女別のトイレ及び更衣場所の確保

キ　授乳場所の確保

ク　プライバシーの確保

③　避難所における救助活動に関すること。

ア　避難者に対する災害情報等の広報伝達

イ　被災者に対する給食、被服及び物資等の給与並びに給与状況の救助班長への通知

ウ　救援金及び物資の受付（一時保管を含む）と受付記録の救援金受付班長及び救援物資受付班長への通知

エ　その他必要な救助活動

④　避難所業務の引継ぎに関すること。

ア　重要引継事項の文書による引継ぎ

イ　避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ

⑤　関係帳簿等の整備に関すること。

ア　避難所避難者台帳
イ　炊出し受給者名簿
ウ　物資給与及び受領簿
エ　その他必要な書類

12　大規模災害時における避難所の管理運営

⑴　避難者の受入れについては、自主防災組織等と連携し、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し受け入れる。その際、避難所ごとに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。

⑵　避難所における情報の伝達、食糧・水等の配付、清掃等について、避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。

⑶　避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

⑷　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、女性の参画を推進し、男女双方の視点や高齢者、障害者並びに性的少数者等多様な視点に十分配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。

また、避難所における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院等と連携し、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

⑸　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要な対策を検討する。

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等の常駐又は巡回の体制の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、避難所の運営を安定的に維持するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。このとき、1週間～2か月程度の中期避難においては公の宿泊施設、民間の宿泊施設等の確保に努め、2か月程度以上の長期避難においては避難所から応急仮設住宅や公共住宅等への移行やその対象者について、災害対策本部において避難状況や避難者の属性・コミュニティを勘案して決定し、順次行う。

特に、避難が長期化する場合、要支援者を含む多くの避難者に対し、継続的なこころのケアが必要となるため、国及び県、日本赤十字社鹿児島県支部、地域の社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、精神科医等の専門家に協力を要請し、こころのケアレベル

に応じた対応を行う。なお、専門家を派遣する際は、福祉避難所を優先して派遣するなど、優先順位をつけて派遣するよう努める。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

さらに、被災者のニーズの把握や防犯対策、特に女性に対する暴力の予防のため、避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

13　広域的避難収容・移送

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第７節　避難計画　１１」に準じる。

14　災害救助法の基準

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第７節　避難計画　１２」に準じる。

15　避難促進施設での避難措置

活動火山対策特別措置法の改正を受け避難確保計画の策定が必要とされる、観光客が集まる施設や、防災上の配慮を必要とする方が利用される避難促進施設における避難措置は次のように定める。

市は、平時から当該施設と協議を進め、避難確保計画の策定に努める。なお、避難確保計画を策定した施設における避難対応は、その計画に基づき避難を実施することを基本とする。

⑴　病院

①　防災設備等の整備

病院長若しくは病院の管理者は、当該施設の患者等が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努めるものとする。

②　避難誘導

病院長等は、あらゆる災害に対処できるようあらかじめ避難計画を作成し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとし、これに基づき迅速かつ適切に避難を実施する。

なお、入院患者を他の医療機関に移送させる必要がある場合は、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員（消防団員を含む）又は地域住民等の協力を得て行う。

また、患者家族への移送状況報告を速やかに行う。

③　緊急連絡体制

病院長等は、災害時における情報伝達の手段、方法を確立するために、防災機関との連絡体制や病院相互間等との緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

④　避難指示（緊急）の伝達

病院長等は、患者等を避難させるときは、病院のサイレン、マイク放送等により周

知させる。

⑤　避難場所等の確保

病院長等は、災害時における患者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難時に必要な医薬品、食糧、衣類、担架、車両、車椅子等を備蓄しておくものとする。

⑥　防災教育や防災訓練の実施

病院長等は、病院の職員や患者等が、災害時において適切な行動がとれるように防災教育を定期的に実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、患者等の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施する。

⑵　社会福祉施設

①　防災設備等の整備

社会福祉施設の長は、当該施設の入所者が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材の備蓄に努めるものとする。

②　避難誘導

社会福祉施設の長は、あらゆる災害に対処できるようあらかじめ避難確保計画を作成し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとし、これに基づき迅速かつ適切に避難を実施する。

なお、入所している者を他の施設に移送させる必要がある場合は、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員（消防団員を含む）又は地域住民等の協力を得て行う。

また、入所者家族への移送状況報告を速やかに行う。

③　緊急連絡体制

社会福祉施設の長は、災害時における情報伝達の手段、方法を確立するために、防災機関との連絡体制や施設相互間との緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

④　避難指示の伝達

社会福祉施設の長は、入所者等を避難させるときは、施設のサイレン、マイク放送等により周知させる。

⑤　避難場所等の確保

社会福祉施設の長は、災害時における入所者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難時に必要な医薬品、食糧、衣類、担架、車両、車椅子等を備蓄しておくものとする。

⑥　防災教育や防災訓練の実施

社会福祉施設の長は、施設の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるように防災教育を定期的に実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施する。

⑶　学校等の児童生徒等の集団避難

（学校等には、幼稚園、保育所、児童クラブを含む。以下①～⑨について、教育長、

校長はそれぞれの施設を所管する課長、施設長等に読み替える）

教育長は、「高齢者等避難、避難指示」を発した旨の連絡を受け、又は知った場合は、次のとおり措置するものとする。

① 臨時休業、授業中止の決定について

教育長は学校長に対して授業中止及び臨時休業を命ずるものとするが、学校長は自ら避難措置が発せられたことを確認した場合は、教育長の指示を待たずに決定できるものとする。

② 児童等が学校にいる場合の避難措置

ア 児童等の避難について

学校長は直ちに授業を中止し、別に定めるところ（【資料編桜島火山災害対策避難計画】）により児童等を誘導・避難させることとする。

イ 児童等の保護者への引き渡しについて

高齢者等避難又は避難指示が発せられた後は、保護者への引き渡しは行わず学校単位で直ちに避難するものとし、避難完了後に所定の避難所で保護者に引き渡すこととする。

③ 児童等が家庭等にいる場合の避難措置

ア 児童等は、避難の措置が発せられた場合は、登校を要せず、家族と共に避難するものとする。

④ 実施の基本

ア 教育長は、管内学校の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、学校の実情に適した具体的な避難確保計画を作成させるものとする。

イ 児童生徒等の避難措置は、心身の発達段階を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

⑤ 実施方法

ア 教育長は、学校長の携帯電話にメールを一斉送信する方法等、迅速な対応が可能な連絡体制をあらかじめ整備した上で、災害の種別、程度等を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置を取らせるものとする。

イ 学校長は、緊急を要する場合は速やかに状況を判断し、臨時に児童生徒等を安全な場所に避難させるものとする。

ウ 児童生徒等が学校の管理外にある場合には、教育長又は学校長は状況を判断して臨時休業の措置を講ずるものとする。

⑥ 実施要領

ア 教育長の避難指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期等を考慮し、危険が迫っている学校から順次指示する。

イ 児童生徒等の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

ウ 災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等あらかじめ定めておく。

⑦ 留意事項

ア 学校長は、おおむね次の事項について避難確保計画に定め、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

・ 災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法

・　保護者への連絡方法の把握（複数の連絡先、連絡手段の把握）
・　保護者への迅速な連絡手段の整備
（携帯電話へのメール一斉送信等、かねてからの連絡網の確認）
・　避難場所の指定
・　避難順位及び避難場所までの避難誘導責任者
・　児童生徒等の携行品
・　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
・　学校の防災対応についての保護者への周知（各災害ごとの対応）

イ　校舎等については、かねてから非常口等の確認を行うとともに、緊急時に使用できるよう整備しておく。

ウ　災害が学校内又は学校付近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報する。

エ　地域の被災状況、道路の損壊等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、児童生徒を下校させず学校で保護する。

オ　災害の種別、程度により、児童生徒等を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
・　注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等適切な措置を行うものとする。
・　各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
・　集落ごとに児童生徒等を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険橋、堤防）の通行を避ける。

⑧　避難場所

ア　市長は、地域防災計画その他を考慮し、災害、種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を定めるものとする。

イ　地域防災計画等に定める各学校の避難場所において、児童生徒をその保護者に引き渡す。

⑨　避難訓練等

ア　学校長は、かねてから災害種別及び児童等の活動状況（授業中、部活動中、登下校中、児童クラブ参加中等）に応じた避難訓練を実施する。

イ　学校長は、各災害ごとの防災対応を記した一斉情報送信訓練を実施する。

ウ　学校長は、児童等が家庭にいる場合の連絡方法を児童等及びその保護者に周知徹底する。

エ　学校長は、休日等に保護者のいない状況での児童等の避難について、各家庭での対応が適切になされるよう児童等及びその保護者に周知徹底する。

※児童生徒等の集団避難計画【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-47】
※園児・患者の集団避難計画【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-48】

⑷　観光客等の対策

桜島地域に不案内な観光客等にあっても迅速な避難が行えるよう、分かりやすい避

難誘導標識の設置及び情報伝達手段の確保に努める。

① 防災設備等の整備

観光客等が出入りしている施設等の管理者は、施設の利用者が不特定多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、施設の堅牢化や、防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努めるものとする。

② 避難誘導

管理者は、災害時において施設内にいる者をあらかじめ定めた消防計画又は避難確保計画に基づき、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとし、これに基づき、避難誘導責任者が迅速かつ適切に施設内又は施設外の安全な場所に避難誘導する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、防災機関への連絡体制や利用者等の避難誘導体制に十分に配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、他の類似施設や地域住民と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりにも努めるものとする。

③ 緊急連絡体制

管理者は、災害時における情報伝達の手段、方法を確立するために、防災機関との連絡体制や施設相互間との緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

④ 避難指示の伝達

管理者は、出入者及び勤務者を避難させるときは、施設のサイレン、マイク放送等により周知させる。

⑤ 防災教育や防災訓練の実施

管理者は、災害時において施設の職員が適切な行動がとれるように防災教育を定期的に実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

16 入島規制

火山活動が活発化し入島が危険又は危険が想定される場合や、火山活動が活発化している中、避難誘導等を阻害する事象が複合的に発生することが想定される場合、市長は交通局や船舶局に対する交通・運航規制を指示し、警察署の他、県・大隅河川国道事務所等の道路管理者に協力を要請し、観光客等の入島を防ぐための入島制限（原則、島内に居住しない観光客等）を行い、さらに事象が切迫した場合には、入島規制（原則、住民等の全ての者）を行う。入島制限又は規制を行う際は、入島制限又は規制している旨及び交通規制の範囲を、「５　避難指示等の伝達方法」に基づき実施する。

入島制限又は規制の実施は次の場合に行うものとする。

⑴ 全島に避難指示が発令されている場合

⑵ 前兆現象が確認され、台風等の荒天による海上輸送の困難が予想される場合

⑶ 他に、警察、道路管理者等との協議による場合

17　一時帰宅・帰島又は帰宅・帰島

火山活動は数年にわたり継続する場合もあり、避難した住民の生活を長期に渡り脅かすため、災害対策基本法第1条の目的「国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため」に基づき、火山活動の静穏化が認められる場合には一時帰宅・帰島に向けた対応を行い、終息した場合には帰宅・帰島に向けた対応を行うものとする。

⑴　基本方針

一時帰宅・帰島又は帰宅・帰島に向けた対応計画は、噴火時の状況を踏まえた対応であるため、⑵の一時帰宅・帰島又は帰宅・帰島に向けた実施要領を踏まえ、災害対策本部において策定するものとする。このとき、消防、警察、海上保安本部、鹿児島地方気象台、京大火山センター等との協議を踏まえて行うものとする。

⑵　一時帰宅・帰島又は帰宅・帰島に向けた実施要領

①　一時帰宅・帰島又は帰宅・帰島の判断は、港、道路の状況の確認及び、鹿児島地方気象台及び京大火山センターへの火山活動状況の確認をしたうえで、災害対策本部の判断に基づき実施することを基本とする。

②　一時帰宅・帰島計画は、一時帰宅中に火山活動が活発になった場合に、速やかに避難できるよう、市バス等を使用することを基本とし、避難者配船計画の配船を基に人数を制限した計画とする。なお、一時帰宅・帰島の順番については、被災状況等を勘案し、災害対策本部で検討して決める。

③　一時帰宅・帰島の防災対応を行う際は、鹿児島地方気象台や京大火山センターと連絡を緊密に取りながら火山活動状況を監視しながら実施する。このとき、同行する職員と住民の安全確保策を講ずる。

※基本的避難方法（避難用バス及び救難船舶による避難）

【資料編桜島火山災害対策避難計画・Ⅶ-5-57】

第８節　救助、救急計画

火山災害時には、火山噴出物による土地家屋の埋積・焼失等に加え、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生するものと予想される。

このため、鹿児島市の消防力の総力を挙げて救助、救急活動を行うものとするが、実施に当たっては、第３章第２９節「消防計画」による他、次のとおりとする。

1　消防機関による救助、救急活動～3　救助、救急用装備・資機材の調達

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第８節　救助、救急計画　１～３」に準じる。

第９節　医療、助産、保健計画

本計画は、災害の混乱時における被災者の応急的医療、助産及び保健の円滑な実施を図るものである。

１　実施責任者～10　患者及び医薬品並びに衛生材料等の輸送

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第９節　医療、助産、保健計画　１～10」に準じる。

11　後方搬送の実施

⑴　負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に【資料編資料第42】の国公立・公的医療機関等に収容する。また、収容施設が火山災害の影響を受けるなどして利用できない又は負傷者に対して数が不足の場合は、周辺市町及び関係機関に協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

※負傷者の収容施設【資料編資料第42・Ⅰ-108】

⑵　負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記の施設等への後方搬送については、以下の情報を収集し収容施設と連携をとり迅速に実施する。

①　収容施設の被災状況の有無、程度

②　収容施設までの交通状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

⑶　輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、本庁及び各出先機関等に配属してある車両を使用し、船艇、航空機等については、関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

⑷　透析患者等への対応

災害時にも平常時と同様の適切な医療体制を確保する必要があることから、県・医師会等関係機関との連携による近県市等への患者搬送の調整や情報提供を行う体制を整える。

⑸　在宅難病患者等への対応

平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、市及び医療機関などとの連携により、災害時における在宅難病患者等の搬送及び救護の体制を確立する。

⑹　トリアージ（傷病程度の選別）の実施

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、トリアージ・タッグを活用した救護活動について、日頃から訓練し習熟に努める。

12　医療救護活動状況の把握～17　災害救助法の基準

風水害対策編「第３章 災害応急対策 第９節 医療、助産、保健計画　12～17」に準じる。

第１０節　食糧供給計画

本計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の供給のための食糧の調達、炊き出し、配給等の迅速、確実を期するものである。

１　実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達、供給は、市長が行うものとする。（災害救助法適用時において知事から委任された場合を含む。）

食糧の調達は契約班が担当し、避難所における供給は避難所班が担当する。このとき、救助班、救援物資受付班及び輸送班と連携し、現有する保管物資に係る情報を共有しながら対応にあたるものとする。

２　食糧の備蓄～５　食糧の供与の手段・方法

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１０節　食糧供給計画　２～５」に準じる。

６　給食基準

給食の1人当たりの配給量については、おおむね次の基準のとおりとする。配給する際、寒冷時期には温かい給食にするなどの配慮を、可能な限り行うものとする。また、長期化する際は、配給内容について管理栄養士等と検討すること。

⑴　米穀

①　被災者　1食当たり精米200ｇ以内

②　応急供給受給者　1人1日当たり精米400ｇ以内

③　災害救助従事者　1食当たり精米300ｇ以内

⑵　乾パン　1食当たり　1包(100ｇ入り)

⑶　食パン　1食当たり　185ｇ以内

⑷　調整粉乳　乳児1日当たり　200ｇ以内

７　食糧の輸送

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１０節　食糧供給計画　７」に準じる。

８　食糧集積地の指定及び管理

⑴　市は、被災状況、交通状況、物資の集積状況に応じ食糧集積地を適宜定め、調達した食糧の集配拠点とする。このとき、市が定めた集積地での処理可能物量を超えた場合には、災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定締結業者へ協力を要請し、その事業所も拠点とする。

⑵　食糧の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食糧管理の万全を期するものとする。このとき、市職員の他、災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定締結業者に協力を要請し、市と共同で、食料の受入れ、仕分け、保管管理及び出庫、物資輸送の対応を行う。

⑶　県は、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食糧の集配中継地とする。

※災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定

【資料編資料第148・Ⅵ-103】

第１１節　被服、生活必需品その他物資供給計画

本計画は、被災者に対する被服、生活必需品等の物資を給与するための物資の調達及び配給に関するためのものである。

１　実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与は、市長が行うものとする。（災害救助法適用時において、知事から委任された場合を含む。）

物資の調達は契約班が担当し、給与及び貸与は避難所班が担当するものとする。このとき、救助班、救援物資受付班及び輸送班と連携し、現有する保管物資に係る情報を共有しながら対応にあたるものとする。

２　給与又は貸与の対象者

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１１節　被服、生活必需品その他物資供給計画２」に準じる。

３　給与又は貸与の方法

⑴　物資の購入及び配分計画

救助班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、契約班及び避難所班に通知する。

⑵　物資の調達

①　物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄する他、関係業者との密接な連絡により、緊急の際の調達可能数量を把握しておくものとする。

②　災害救助法が適用された場合における同法の基準による被服、寝具の調達は、市長（地域福祉課）からの給与による。

⑶　物資の集積拠点

調達した物資又は救援物資等の集積拠点は、【資料編資料第48】のとおりとする。災害の程度により必要な場合は、別に確保することができる。

※物資の集積拠点【資料編資料第48・Ⅰ-111】

集積地の指定及び管理は次のとおりとする。

①　市は、被災状況、交通状況、物資の集積状況に応じ、物資集積地を適宜定め、調達した物資の集配拠点とする。このとき、市が定めた集積地での処理可能物量を超えた場合には、災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定締結業者へ協力を要請し、その事業所も拠点とする。

②　物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、管理の万全を期するものとする。このとき、市職員の他、災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定締結業者に協力を要請し、市と共同で、物資の受入れ、仕分け、保管管理及び出庫、物資輸送の対応を行う。

③　県は、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した物資の集配中継地とする。

⑷　物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、各避難所にあっては避難所班が、その他にあっては救助班が、配分計画により災害対策要員及び地域の町内会長等の協力を求めて迅速、かつ的確に実施するものとする。

※災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定

【資料編資料第148・Ⅵ-103】

４　給与又は貸与の費用及び期間等～５　被服、生活必需品等物資の備蓄状況

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１１節　被服、生活必需品その他物資供給計画　４～５」に準じる。

６　義援金・義援物資等の保管及び配分

義援金・義援物資等の保管及び配分は、第３章第２８節による。

７　関係帳簿の整備～９　法外援護

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１１節　被服、生活必需品その他物資供給計画　７～９」に準じる。

第１２節　給水計画

本計画は、水道施設の被災及び火山噴出物の河川への流入等により飲料水が枯渇し又は汚染した場合、応急給水の諸方法を定め、被災地に対する給水の円滑を期するものである。

１　実施責任者～３　給水量

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１２節　給水計画　１～３」に準じる。

４　給水方法

水道対策部は、輸送班及び消防総括班と緊密に連携をとり、次の方法により給水を行う。

⑴　給水のための取水は水道施設から行うものとする。

⑵　火山噴出物等で取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、浄水器による浄水処理及び浄水剤の投入等により消毒等を行うものとする。

⑶　取水元である河川が軽石等の火山噴出物で覆われている場合は、取水が困難になるため、関係機関に要請し協力を仰ぎ対応するものとする。

⑷　給水の方法は、次のうち被災の状況に応じ、適当な方法により行うものとする。

①　搬送用容器によるもの

給水容器等に入れ、市の車両等により搬送・給水する。

②　給水車両等によるもの

給水車及び給水タンク搭載車等により搬送・給水する。

③　応急仮設貯水槽設置によるもの
　　仮設貯水槽を設置して給水する。
④　給水拠点において、仮設給水スタンドを設置して給水する。
⑤　配水管等に仮設給水スタンドを設置して給水する。

５　広報～10　災害救助法の基準

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１２節　給水計画　５～10」に準じる。

第１３節　住宅の供給及び応急修理計画

本計画は、火山災害の長期化により帰宅の目途がつかない者や、住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなった者に対し、自力で住宅を確保することができない者に、公共住宅の供与、応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理を実施するものである。

また、被災者に供給する住宅は、「応急仮設住宅」と市営住宅などを一時的に供与する「公共住宅」に区分し、さらに「応急仮設住宅」は、災害発生後に緊急に建設して供給する「建設型応急住宅」と、民間賃貸住宅等を借上げて確保する「賃貸型応急住宅」に区分し計画する。

なお、避難生活が２か月までの短期・中期の避難については、第３章第７節に基づき行うものとする。

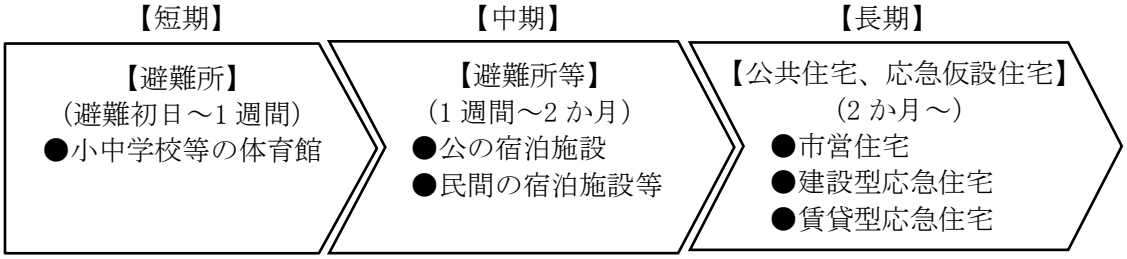

避難期間と避難所等の目安

１　実施責任者～２　住宅の供給

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１３節　住宅の供給及び応急修理計画　１～２」に準じる。

３　市の実施基準

住宅の入居の対象となる者は、次の条件の全てに該当する者とする。

①　火山災害の長期化により帰宅の目途がつかない者であること。又は住家が全壊（流出を含む）若しくは全焼した者であること。

②　居住する住家がない者であること。

③　自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

４　公共住宅の供与～10　災害救助法の基準

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１３節　住宅の供給及び応急修理計画　４～10」に準じる。

第１４節　感染症予防、食品衛生、生活衛生関係営業の衛生対策計画

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１４節　感染症予防、食品衛生、生活衛生関係営業の衛生対策計画」に準じる。

第１５節　動物保護対策計画

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１５節　動物保護対策計画」に準じる。

第１６節　環境事業計画

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１６節　環境事業計画」に準じる。

第１７節　行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬計画

本計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者の全て）の捜索を計画的に行い、遺体の収容、処理、埋葬等を円滑に実施するためのものである。

１　実施責任者～３　関係機関への通報

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１７節　行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬計画　１～３」に準じる。

４　捜索の実施方法等

⑴　行方不明者の捜索に当たっては、市長、警察署長及び鹿児島海上保安部長はできるだけ事前に打合せを行うものとし、次の要領で実施するものとする。

捜索の範囲等	捜　索　の　方　法
捜索の範囲が広い場合	ア　捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ　捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ　各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
捜索の範囲が比較的狭い場合	ア　災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ　災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ　被災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。
捜索場所が積灰している場合	ア　平素の凹凸地の実情をよく調査する。 イ　災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ　合理的、経験的に判断して、行方不明者がどのような場所で倒れているかなどをよく検討し、捜索を行う。
捜索場所が河川、湖沼の場合	ア　平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ　災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ　合理的、経験的に判断して、行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、捜索を行う。

⑵　広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

⑶　装備資材

捜索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、市で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係者に対し協力を依頼する。

５　行方不明者発見後の収容・処理～11　災害救助法の基準

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１７節　行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬計画　５～11」に準じる。

第１８節　火山噴出物を含む障害物の除去計画

本計画は、災害地において住家及びその周辺、その他の場所に土石、竹木等の障害物が流入し、日常生活上及び公益上著しい支障を及ぼしているときこれを除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等災害応急措置を迅速的確に行うものである。

１　実施責任者

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１８節　障害物の除去計画　１」に準じる。

２　市の実施基準

⑴　障害物除去の対象となる者

①　除去の条件

障害物除去の対象となる者は、次の全てに該当するものとする。

ア　当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ　住家が半壊又は床上浸水したものであること。

ウ　災害により住家が直接被害を受けたものであること。

エ　資力がなく自力では障害物の除去が困難であること。

②　前項の条件を満たし、次の一つに該当するものとする。

ア　生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ　市民税が非課税又は均等割課税の老人、重度心身障害者並びに母子・寡婦世帯

ウ　前各号に準ずる経済的弱者

⑵　除去の基準

①　対象となる場所

日常生活に必要欠くことのできない場所に限る。

ア　室内　1階の居住部分

イ　室外　敷地（日常生活に支障を及ぼす範囲内）

②　対象物

火山噴出物、土石、竹木、使用不能となった畳等

３　除去の方法

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１８節　障害物の除去計画　３」に準じる。

４　障害物の保管等

火山噴出物、土石、竹木等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物件等については、次の事項に留意して保管する。

⑴　安全な場所の選定

障害物の大小によるが、原則として再び人命財産に被害を与えない安全な場所を選定する。

⑵　道路交通の障害とならない場所を選定する。

⑶　盗難等の危険のない場所を選定する。

⑷　工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名等を公示する。

５　障害物の保管期間及び帰属～８　災害救助法の基準

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１８節　障害物の除去計画　５～８」に準じる。

第１９節　輸送計画

本計画は、災害における被災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送力を確保し、迅速、的確な輸送を行うためのものである。高齢者等避難の段階で、輸送機関が平常運行しているときの輸送は、原則として、それらの輸送機関及び市有車両等によるものとするが、避難指示が発せられたときは、一次的には桜島島内の市有及び私有の車両船舶をもって当たり、不足するものについては、市長は関係機関に車両及び船舶の派遣を要請するものとする。

１　実施責任者

市長は、被災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送を行う。なお、市有輸送力をもっては輸送を確保できないと認めるときは、関係機関の応援を求めるものとする。

担当は、市民対策部輸送班（以下、この節においては輸送班という）とする。

輸送班長は、主として避難者、救助物資、応急対策用資機材、救出された被災者及び応急対策要員等の輸送を行う。

２　輸送力の確保に係る留意事項

⑴　私有車両及び船舶については、所有者、停泊地、輸送能力等を調査し、常にその状況を把握し、緊急時における輸送協力について依頼しておくものとする。

⑵　隣接市町村等の所有する車両及び船舶については、あらかじめ隣接市町村等の長と協議し、輸送協力について依頼しておくものとする。

⑶　自衛隊の車両等、海上保安部の船艇、業務用の車両及び船舶については、次の事項を明示して、県知事(危機管理課）へ派遣を要請するものとする。

①　車両、航空機又は船舶数

②　輸送を要する人員

③　集結地

④　その他必要な事項

3　輸送方法の基本

⑴　基本方針

①　輸送種別

輸送は、次の種別のうち、もっとも適切な方法により行うものとする。

ア　貨物自動車、乗合自動車等による輸送

イ　鉄道による輸送

ウ　船舶による輸送

エ　航空機による輸送

オ　人夫等による輸送

②　人員、物資等の優先輸送

災害輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先するものとするが、具体的にはおおむね次のとおりである。

ア　人員

救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者等

イ　物資、資機材等

食糧、飲料水、医薬品、衛生材料等

ウ　家畜等

③　輸送力確保の順位

ア　市有車両（船）等の市有輸送力

イ　市以外の公共機関の輸送力

ウ　公共的機関の輸送力（日本通運、市内各バス会社等）

エ　民間輸送力（営業用、自家用）

⑵　市有輸送力による輸送

①　所管

物資人員の輸送に供しうる市有車両（船）については輸送班長及び船舶対策部長、市電市バスについては交通対策部長の所管とする。なお、交通対策部長は、輸送班長及び船舶対策部長より要請があったときは、その所管する輸送力をもって輸送業務を行うものとする。

※市有車両現況【資料編資料第59・Ⅰ-116】

②　輸送要員

ア　管理要員　配車（船）等輸送に伴う事務を行うもので、輸送班員とする。

イ　運転要員　各自が平常乗務する車両（船）の所属するところにより、輸送班に所属する。

ウ　作業要員　物資の積み降ろし、避難者輸送における補助業務等を行うもので、管理要員以外の輸送班員が行う。

輸送は上記要員が行うものとするが、なお不足する場合には、輸送班長は人事班長と協議して、各対策部及び支部要員の応援を求めるものとする。

③　輸送の要請

輸送の要請は、各対策班が輸送班長及び船舶対策部長に対し、次の事項を明示して、できるだけ速やかに行うものとする。

明示事項

ア　輸送日時

イ　輸送区間

ウ　輸送の目的

エ　輸送対象の員数、品名、数量

オ　その他必要な事項

④　配車（船）及び派遣

輸送の要請を受けた輸送班長及び船舶対策部長は、車両（船）の保有状況、当該輸送の目的緊急度、道路施設の状況等を考慮のうえ、必要な場合は両者協議して、使用車両（船）及び輸送要員を決定・派遣するものとする。

なお、派遣に際し輸送班長及び船舶対策部長は、要請者にその旨を通知するものとする。

⑶　市有以外の輸送力による輸送

①　輸送力確保要請先

ア　市有以外の輸送力の確保

輸送需要が大きく、市有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、本部長は次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保するものとする。

なお、要請に際しては、本節２－⑵－③に定める事項及び必要車両（船）数を明示するものとする。

種　別	輸送力内容等	要　請　先	電　　話
鉄道輸送	車両の増結等 臨時列車等	九州旅客鉄道㈱鹿児島支社 日本貨物鉄道㈱鹿児島営業所	253-4512（営業） （総務企画課直通 254-9079） 222-6966
道路輸送	事業用車両 自衛隊車両	県危機管理課 九州運輸局鹿児島運輸支局 陸上自衛隊第12普通科連隊	286-2256 222-5660 国分0995-46-0350
海上輸送	民間船舶 海上保安庁船艇	鹿児島県危機管理課 鹿児島海上保安部	286-2256 222-6681
航空輸送	民間航空機 海上保安庁航空機 自衛隊機	鹿児島県危機管理課 第十管区海上保安本部 海上自衛隊第1航空群	286-2256 250-9801 鹿屋0994-43-3111 （夜間0994-42-3653）
人力輸送	自衛隊	陸上自衛隊第12普通科連隊	国分0995-46-0350

イ　市有以外の輸送力の所属

確保された市有以外の輸送力は、必要な時間、市災害対策本部に属するものと

する。

② 配車（船）等

車両（船）の配車（船）その他輸送作業に関する指示等は、市有車両等の場合に準じて輸送班長が行う。

③ 費用の基準

ア 輸送業者による輸送あるいは営業用車両の借上げに伴う費用は、国土交通省に届出されている運賃・料金による。なお、自家用車の借上げに伴う費用については、実費を基に、実質的所有者と本部長との協議によって算定する。

イ 官公署その他公共的性質をもった団体（水防組合、森林組合、漁業組合、農業協同組合等）が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

4 噴火時等の輸送方法

⑴ 噴火時等の輸送方針

① 火山災害単独の場合

火山災害が発生又は発生が予想される場合は、島内避難は市バス等の輸送車両での輸送を原則とし、島外への避難は桜島火山災害対策避難計画に基づく海上輸送を基本とする。

② 海上輸送を妨げる台風等の荒天時の火山災害の場合

台風等の荒天時における火山災害の場合等、海上輸送が使えない場合は、島内から市バス等の輸送車両での陸上輸送を基本とする。

⑵ 噴火時等の輸送方法

① 陸上輸送

ア 車両の現地出発に際しての集結地は、次の２箇所を予定地とする。

鹿児島地区・・・・鹿児島市照国神社前

大隅地区・・・・・垂水市役所前及び同牛根支所前

イ 車両の集結については、市長の応援要請を受けた県知事の要請に基づき、九州運輸局鹿児島運輸支局長が関係機関に要請する。また、市長は、垂水市長並びに鹿児島中央警察署長、鹿屋警察署長及び霧島警察署長に対しても協力を要請するものとする。

ウ 車両の現地到着に際し、市長は、桜島口及び袴腰において、各車両の輸送対象避難者集結地及び避難先等を指示するものとする。

エ 車両の避難者輸送に当たり、各所轄の警察署長は、協力要請に基づき、安全輸送を期するため、各車両を誘導するとともに、対策関係機関以外の車両について交通規制を行うものとする。

② 海上輸送

ア 市長の応援要請を受けた県知事の要請に基づき、九州運輸局鹿児島運輸支局長は船舶運送事業者、港湾運送事業者等へ緊急輸送への協力要請を行うものとする。

イ 船舶の現地出航及び避難者輸送に際し、鹿児島海上保安部の船艇は、安全輸送の確保を図るものとする。

また、桜島フェリーがドック入りしている場合や、定期航路を確保する必要がある場

合、山体の隆起や潮汐等により桜島フェリーが接岸できない場合など、諸般の状況から緊急かつ必要のある場合は、鹿児島海上保安部においても、避難者の輸送をするものとする。

５　緊急輸送に伴う表示～６　関係帳簿の整備

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１９節　輸送計画　３～４」に準じる。

７　災害救助法の基準

災害救助法による基準は、第３章第２節「災害救助法の適用及び運用計画」を参照

８　緊急輸送道路啓開等

火山災害が発生する場合、前兆現象又は噴火時等の地震や地盤隆起による道路の損壊、噴火時の積灰や噴石の落下、これらのことによる車両の乗り捨て等により、道路が通行できないことが想定されるため、道路啓開が必要となる。このとき、次のように対応する。

⑴　道路啓開路線の把握と優先順位の決定

①　道路啓開路線の情報収集

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、緊急輸送道路において情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

②　優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

⑵　道路啓開作業の実施

道路啓開作業に当たっては、関係機関（国、県、警察）及び関係業界と有機的かつ迅速な協力体制をもって道路上の障害物（火山灰、噴石、車両等）の除去を実施する。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し、車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

第２０節　交通応急対策計画

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２０節　交通応急対策計画」に準じる。

第２１節　文教対策計画

本計画は、市立学校施設の被害及び児童生徒の被災に対処して、応急教育の確保を図るためのものである。

１　実施責任者

市立学校における災害時の応急教育の確保については、教育対策部長が行う。教育総務

班、学務班、教育施設班、教育班、教育防災避難班及び各学校長は、連絡担当者を定め、緊密な連携のもとに応急教育の確保を図る。

２　臨時休業措置

臨時休業措置に係る手順は、第７節　避難計画　１５　避難促進施設での避難措置に基づき、対応するものとする。

３　避難した児童等の支援と応急教育の準備

避難した学校の校長等は、児童等の所在や状況の把握に努めるとともに、教育長の指示を受けながら、児童等への必要な支援や応急教育の実施に向けた準備に取り組むものとする。

教職員は校長等の指示を受け、状況に応じて役割を分担しながら、児童等の支援や応急教育の実施に向けた準備に取り組むものとする。

４　教室等の確保

⑴　施設の応急復旧

市立学校の建物が被害を受け教育を行うことができないときは、教育施設班は公立学校施設災害復旧費国庫負担法その他の方法による手続きをとるとともに、応急措置のできる範囲の場合は、できるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

⑵　普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用する。

⑶　校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

隣校舎、公民館等の公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

⑷　⑴から⑶までにより施設の確保ができない場合は、応急仮設校舎の建設を検討する。

５　応急教育の留意点

災害の状況に応じ、2部授業等の方法により、できるだけ応急授業を行うよう努め、授業の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

⑴　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒等の負担にならないように留意する。

⑵　教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒等の保健等に留意する。

⑶　通学道路その他の被害状況に応じ、ヘルメットの着用及びマスクの着用等、通学等に当たっての危険防止を指導する。

⑷　授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒等に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

６　学校給食～８　被災児童生徒等に対する学用品の給与

風水害対策編「第３章災害応急対策　第２１節　文教対策計画　６～８」に準じる。

９　避難後の弾力的な編入措置

教育長は、火山活動等により避難の長期化が予想され、保護者からの転学希望がある場合、今後の生活の利便性を考慮した学校への編入については弾力的に対応するものとする。

10　関係帳簿の整備～13　幼稚園・保育所等の対策

風水害対策編「第３章災害応急対策　第２１節　文教対策計画　10～13」に準じる。

第２２節　労務供給計画

この計画は、災害対策に必要な労務者及び技術者に加えＯＢ職員等の動員を円滑に行い、災害対策の万全を期するものである。特に、台風等が接近しているときなどの荒天時に火山災害の発生のおそれがある場合、火山災害への作業者に加え、水防作業者の確保に努める。

１　実施責任者

風水害対策編「第３章災害応急対策　第２２節　労務供給計画　１」に準じる。

２　労務者等確保順位

労務者等の確保は、おおむね次により行う。

⑴　防災関係機関の常備労務者及び関係業者の労務者の動員
⑵　鹿児島公共職業安定所の紹介あっせんによる労務者の動員
⑶　防災関係機関等の応援派遣による技術者等の動員
⑷　緊急時において、従事命令等による労務者等の強制動員
⑸　鹿児島市に従事していたＯＢ職員の動員

３　公共職業安定所の労務者紹介あっせん～５　従事命令等による労働力の確保

風水害対策編「第３章災害応急対策　第２２節　労務供給計画　３～５」に準じる。

第２３節　民間団体協力要請計画

本計画は、災害の規模が大きく対策要員に不足を生ずるときは、災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体へ協力を要請するものである。

１　実施責任者

民間団体に対する協力の要請は市長が行う。担当は救助班とする。

２　協力の要請

⑴　協力要請対象団体

①　女性団体

② 青年団体
③ 企業等
④ その他各種ボランティア団体等

⑵ 要請方法

救助班長は、協力に要する業務に適する団体の長に対し、次の事項を明示して、協力を要請するものとする。

① 業務の内容 ② 受入れ窓口及び活動場所 ③ 期間 ④ 必要人員数
⑤ その他必要な事項

⑶ 協力を要請する業務の内容

① 災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
② 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
③ 被災者に対する炊出し、給水、物資配布の奉仕
④ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
⑤ 関係機関の行う被害調査、情報伝達の奉仕
⑥ 高齢者及び障害者等自力で復旧が困難な被災者に対する居室等の復旧の奉仕

※災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定【資料編資料第134・Ⅵ-41】

3 ボランティアの受入れ、支援体制

⑴ ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、市・県社会福祉協議会と事前に協議を行ったうえで、連係し、ボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、受入れ窓口、活動拠点等について情報提供を行う。

⑵ 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、関係団体との連携を密にしながら、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア活動の第一線の拠点として被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

⑶ ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、市社会福祉協議会ボランティアセンターがボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介・加入の促進に努める。

4 外国からの応援の受入れ

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、作成する受入れ計画に基づいて県が受け入れる活動に対して、その応援活動が円滑に実施できるよう、鹿児島市国際交流財団等から通訳ボランティアを確保するとともに、関係課及び市社会福祉協議会等と連携を図りながら、食事、宿泊等の手配を行う際に通訳などの支援を行うものとする。

第２４節　相互応援協力計画

大災害が発生した場合、被害が拡大し、市単独では対処することが困難な事態が予想される。

本計画は、各関係機関とあらかじめ十分に協議のうえ、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には、相互に協力して円滑な応急対策活動を実施するものである。

１　災害情報・被害情報の収集・分析

⑴　情報の収集

各対策部は、災害対策本部に集約された以下の情報の収集に努める。

ア　火山噴出物の分布
イ　倒壊家屋件数
ウ　出火件数、又は出火状況
エ　人的被害状況
オ　二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）

⑵　情報の分析・検討

各対策部は、収集した情報の分析を行い、不足している物資、人員、施設等、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討し、必要と判断した場合は、企画財政対策部受援班（以下「受援班」という。）に検討結果を報告する。

特に、火山災害と、風水害、震災、津波災害等の自然災害等とが同時に発生するような複合災害においては、災害の規模、被災範囲とその状況等が広域及び同時多発的に広がるおそれがあるため、各対策部は適確に情報の分析・検討を行い、応援受入れ体制の確立に努める。

（応援要請先一覧）

ア　隣接市町村
イ　本市を所管する鹿児島県災害対策支部（受援調整担当）又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）
ウ　鹿児島県災害対策本部（受援調整グループ）又は危機管理課（以下「県本部等」という。）
エ　本市を所管する指定行政機関及び指定地方行政機関
オ　本市を所管する指定公共機関及び市内の指定地方公共機関
カ　県内消防団体
キ　県外消防団体
ク　消防庁（緊急消防援助隊）
ケ　市内の民間団体
コ　協定のある県外市区町村（九州九都市・中核市・渋谷区・大垣市・磐田市等）
サ　コ以外の市区町村
シ　その他の国の機関
ス　その他の公的防災関係機関

※　ア、イ、ウに関しては「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づくもの

※災害に関する協定等締結状況一覧【資料編資料第122・Ⅵ-13】

⑶　検討結果の報告

受援班は、応援を必要とする対策部の検討結果について本部会議に報告するものとする。

なお、必要に応じて、受援調整会議（受援班、本部総括班、救援物資受付班、人事班、その他関係班で構成）を開催し、内容等について協議することができる。

２　応援の受入体制の確立

⑴　応援要請の決定

①　受援班は、全体調整の必要に応じて受援調整会議を開催・運営する。

②　本部会議は、受援調整会議での検討結果に基づいて、隣接市町村等への応援要請を決定する。

⑵　応援要請の際の留意事項

応援の要請を決定した場合、応援を必要とする対策部と受援班は、以下の点について留意し、必要があれば協議する。

ア　応援受入れルート イ　応援隊の職種、人員、派遣場所、派遣期間、活動内容、宿泊・給食等 ウ　応援物資等の品目、数量、搬入場所、搬入期間 エ　施設利用の提供を受けるにあたっては、利用の詳細 オ　新型コロナウイルス感染症を含む感染対策のため、適切な空間の確保 カ　その他必要な事項

⑶　応援要請の連絡

①　受援班が主体となり、災害対応業務を担当する各班と連携し、要請先に応援要請の連絡を行う。ただし、必要に応じて県との調整を行う。（※⑷参照）

②　応援要請の際には上記⑵の内容も併せて伝える。

③　受援班は、関係対策部等へ応援要請を行った旨連絡する。

⑷　県との調整

発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、本市を所管する県支部等での対応が可能と考えられる場合は、当該県支部等に、被災の状況によっては、県本部等に直接応援要請を行い、県内市町村の相互応援の調整を要請する。また、必要に応じて県外の防災関係機関等からの応援についても要請する。

⑸　国等との調整

国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、県災害対策本部とともに必要な調整を行うものとする。

⑹　民間団体との調整

大規模災害時には、民間団体（ボランティア・ＮＰＯ・企業等）の力を最大限活用し、

行政と民間がお互いの得意分野を活かして役割分担することが効率的である。各対策部の業務において、その性質を考慮して民間に協力を得られる業務を選別（避難所運営、仮設トイレの設置、備蓄物資の整理・搬出・運搬、障害物の除去、廃棄物の処理等）し、これに基づいて、被災者に対して効率的、効果的な対応が可能と考えられる場合は、民間（ボランティア・ＮＰＯ・企業等）に対し、必要な調整及び業務委託を行うものとする。なお、災害時の要請方法は、第２３節　民間団体協力要請に準じて行うものとする。

⑺　受援計画の策定

災害時における受援計画については、「鹿児島市災害時業務継続及び受援計画」に定める。

３　職員の派遣要請・派遣あっせんの要請～５　消防機関の応援

風水害対策編「第３章災害応急対策　第２４節　相互応援協力計画　３～５」に準じる。

第２５節　自衛隊派遣要請計画

風水害対策編「第３章災害応急対策　第２５節　自衛隊派遣要請計画」に準じる。

第２６節　要配慮者への緊急支援計画

災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者等の要配慮者が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

本計画は、避難促進施設における避難確保計画の作成の推進に加え、要配慮者に対する避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行い、もって災害時の要配慮者対策の充実を図るものである。

１　社会福祉施設等に係る対策

⑴　入所者・利用者の安全確保

①　各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ避難確保計画に定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

②　県及び市は、状況に応じ、施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させることを検討するものとする。

⑵　県及び市への応援要請等

①　各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県及び市に対し、他の施設からの応援のあっせんを要請することができるものとする。

②　各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

⑶　市の支援活動

市長は、社会福祉施設等を支援するため、状況に応じ、以下の事項について実施する

よう努めるものとする。

① ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請すること。

② ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずること。

③ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。

２ 高齢者及び障害者に係る対策～３ 児童に係る対策

風水害対策編「第３章災害応急対策 第２６節 要配慮者への緊急支援計画 ２～３」に準じる。

４ 観光客及び外国人に係る対策

⑴ 観光客の安全確保

観光対策部は、観光案内所や観光ホームページ等を通し、速やかに情報を発信するとともに、必要に応じて観光施設の閉鎖等の対応を迅速に行う。

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には避難確保計画に基づき的確に観光客の避難誘導や宿泊予定者等への連絡を行い、安全確保に努める。

また、消防対策部は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、輸送活動について、輸送班と連携を図り迅速かつ的確に行う。

⑵ 外国人の安全確保

① 外国人への情報提供

ライフライン等の復旧状況、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報をパンフレット等に多言語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

② 相談窓口の開設

外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、鹿児島市国際交流財団等を介して外国語通訳ボランティアを設置し対応する。

５ 帰宅困難者に係る対策

風水害対策編「第３章災害応急対策 第２６節 要配慮者への緊急支援計画 ５」に準じる。

第２７節 農作物・家畜対策計画

本計画は、農作物及び家畜の災害時における応急措置、事後措置並びに病害虫防除に関する対する対策を定めるものである。

１ 実施責任者～７ 病害虫防除対策

風水害対策編「第３章災害応急対策 第２７節 農作物対策計画 １～７」に準じる。

８ 家畜対策

災害時における家畜の対策は、人命を最優先にしたうえで、次のとおりとする。なお、平時においては、家畜共済等への加入奨励を行うものとする。

⑴　応急措置

①　家畜の移送

家畜の移送は次の手順で実施する。なお、事前に、家畜の受入れに関する協定の締結等の調整を十分に行い、発災時の対応は従事する者の安全を確保した上で、関係機関と協働して実施するものとする。

ア　周辺市町、県、及び関係機関への移送支援及び受入れの要請

イ　対応する従事者等の安全の確保

ウ　家畜の移送時における防疫対策の実施

②　残留家畜の飼養管理

発災中の家畜の移送が困難な場合、可能な限り、避難対象範囲の家畜等の飼養管理に努めるものとする。ただし、従事する者に危険が及ぶことが想定される場合は、実施しない。

⑵　事後措置

①　移送した家畜の飼養管理状況の把握

②　帰島に向けた畜産農家への火山の活動状況の連絡

③　被災した畜産農家への天災融資法等の紹介

第２８節　義援金・義援物資等の取扱計画

災害時には、市内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

本計画は、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に分配するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努め、もって被災者の生活の支援を図るものである。

１　義援金・義援物資等の募集

被害の程度や被災地の状況等を考慮し、義援金・義援物資の募集を行う。特に義援金の募集は次のとおりとする。

①　義援金の募集は、本庁、各支所等へ義援金箱を設置する他、振込のための口座を開設する。

②　金融機関へ義援金振込手数料の免除申請を行う。また、日本郵便株式会社については、現金書留郵便料の免除申請も、合わせて実施する。

２　義援金・義援物資等の保管

市に送付された被災者に対する義援金・義援物資は、義援金受付班・救援物資受付班で受け付け記録したのち、救助班において保管する。

３　義援金の配分～５　義援物資の取扱方法

風水害対策編「第３章災害応急対策　第２８節　義援金・義援物資等の取扱計画　３～５」に準じる。

⑴　義援物資の取扱いに関する広報

①　受け付ける品目、送付場所等の決定

救助班、各支所及び避難所班等からの報告により、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入品目、送付場所を決定する。

②　受け付ける品目、送付場所等の広報

広報班は、救助班が①で決定した事項を、報道機関を通じて広報する。

⑵　義援物資の配分

義援物資の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により計画配分するものとする。

第２９節　消防計画

風水害対策編「第３章災害応急対策　第２９節　消防計画」に準じる。

第３０節　災害危険物等事前措置計画

本計画は、災害が発生するおそれがあるとき、災害危険物等に対する管理者（占有者及び所有者を含む。以下同じ）の保安措置について確認し、又は指示し、災害の発生を防止しようとするものである。

１　実施責任者～２　管理責任者

風水害対策編「第３章災害応急対策　第３０節　災害危険物等事前措置計画　１～２」に準じる。

３　市長の指示等

⑴　保安措置の確認

災害危険物等による災害が発生するおそれがあるときは、特に必要と認める災害危険物等の保安措置について確認するものとする。

⑵　保安措置の指示

⑴により災害危険物の保安措置が十分でないと認めるときは、管理者に対し、保安措置を十分とるよう指示するものとする。

この場合、特に必要があると認めるときは、警察署長及び鹿児島海上保安部長に対し、保安措置に関する指示を行うよう要請するものとする。

⑶　指示等の方法

各指示者がその組織内で編成する巡視要員等により行うものとする。

⑷　指示等の期間

災害警報発令により必要な期間行うものとする。

⑸　指示等の内容

危険物等による災害の防止に必要と認められる補修、補強、移転、除去、使用の停止、処理、整理、移動、撤去等の措置について行うものとする。

宅地造成地等

ア　噴火時、複合災害に係る台風時等には監視要員をおく。

イ　造成地内の排水溝は常に整備し、清掃する。

ウ　法面保護には十分注意し、ビニール被覆等を施し万全を期する。

エ　その他臨機応変の措置

※　災害危険物の種類は、次のとおりである。

道路等に落下した噴石等、がけ崩れのおそれのある土地、積灰による二次被害を起こすおそれのある広告物煙突類農業用ため池、電気関係施設、火薬類、石油、高圧ガス及び放射性物質等危険物の製造施設貯蔵所等

第３１節　災害警備計画

風水害対策編「第３章災害応急対策　第３１節　災害警備計画」に準じる。

第３２節　水防計画

火山災害時に複合的に発生する水災の防御については、主として消防職員、消防団員及び市建設局職員等が、市水防計画に基づき行う。

水防計画については、風水害対策編「第３章災害応急対策　第３２節　水防計画」に準じる。

第３３節　土砂災害対策計画

本計画は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、指定された区域（土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域）における土砂災害を防止するため、土砂災害防止法第8条に基づき当該土砂災害警戒区域ごとに整備する警戒避難体制の内容について定め、住民の生命及び身体を保護するためのものである。

１　土砂災害警戒区域の概況

⑴　指定を受けた土砂災害警戒区域は、【資料編資料第65・65】のとおりである。また、発災時においては、土砂災害防災法に基づく緊急調査で報告された範囲もこれにあたる。

これに基づく警戒体制は第３章第３４節の「風水害等警戒区域及び警戒体制」に定める。

※土砂災害（特別）警戒区域数【資料編資料第65・Ⅰ-141】

※土砂災害（特別）警戒区域一覧【資料編資料第66・Ⅰ-142】

⑵　土砂災害警戒区域の予想される災害

積灰地域における、連続的降雨又は集中豪雨等による急傾斜地の崩壊、土石流の発生、これに伴う家屋の倒壊、埋没及び人的災害の発生

２　土砂災害警戒区域の情報連絡～６　住民への土砂災害警戒区域の周知

風水害対策編「第３章災害応急対策　第３３節　土砂災害対策計画　２～６」に準じる。

第３４節　風水害危険箇所災害応急対策計画

本計画は、土砂災害警戒区域、宅地造成地等の風水害等警戒区域を指定するとともに、その警備体制を定めるものである。特に、地殻変動等にともなう高潮に対し、十分予防対策を講じる必要がある。

警戒、巡視、情報の収集伝達等応急対策については、本計画による他、「第３章　第２９節　消防計画」の定めるところにより行う。

※風水害等警戒区域及び警戒体制【資料編資料第69・Ⅰ-190】

第３５節　急傾斜地崩壊危険区域等災害応急対策計画

１　危険区域の概況

⑴　指定危険区域の現況

指定を受けた急傾斜地崩壊危険区域及びその他の危険区域に基づく警戒体制は第３章第３４節の「風水害等警戒区域及び警戒体制」に定める。また、発災時においては、土砂災害防災法に基づく緊急調査で報告された範囲もこれにあたる。

⑵　危険区域の予想される災害

積灰地域における、連続的降雨又は集中豪雨等による急傾斜地の崩壊、これに伴う家屋の倒壊、埋没及び人的災害の発生

２　危険区域の情報連絡～４　土砂災害警戒区域の警戒及び巡視

風水害対策編「第３章災害応急対策　第３５節　急傾斜地崩壊危険区域等災害応急対策計画　２～４」に準じる。

第３６節　海上災害防止計画

本計画は、災害対策基本法第2条第1号に規定する甚大な災害が、海上で又は海上に及んで発生し、又は発生のおそれがある場合、関係機関等が相互に調整し、災害応急対策の円滑な推進を図るため定めるものである。

１　防災関係機関の連携体制

海底噴火及び火山活動に伴う津波等の海上災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、防災関係機関相互の連絡を密にし、円滑に災害対策を実施する必要があると

きは、現地に現地連絡調整所を設置するとともに、現地連絡調整所に対する指示や広報・被災者対策など総合調整を実施するための連絡調整会議を設置し、防災関係機関の連絡体制を確立する。

⑴　連絡調整会議～⑵　現地連絡調整所については、風水害対策編「第３章災害応急対策　第３６節　海上災害防止計画」に準じる。

２　関係機関～３　実施事項

風水害対策編「第３章災害応急対策　第３６節　海上災害防止計画　２～３」に準じる。

第３７節　海上における大規模な流出油による災害対策計画

風水害対策編「第３章災害応急対策　第３７節　海上における大規模な流出油による災害対策計画」に準じる。

第３８節　電力施設災害応急対策計画

災害時には、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、特に降雨時の降灰による電線の短絡、軽石や小さな噴石の落下による碍子の破損による漏電等に加え、電力施設の機械部への火山灰の侵入等による機械の故障も想定される。そのため、市民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が出るので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

本計画は、災害時、情報連絡を密にして、電力施設の防護、復旧を図り、電力供給の確保を期するためのものである。

１　災害対策に対する基本体制～７　施設の復旧順位

風水害対策編「第３章災害応急対策 第３８節 電力施設災害応急対策計画　１～７」に準じる。

第３９節　ガス施設災害応急対策計画

風水害対策編「第３章災害応急対策 第３９節 ガス施設災害応急対策計画」に準じる。

第４０節　電気通信施設災害応急対策計画

風水害対策編「第３章災害応急対策 第４０節 電気通信施設災害応急対策計画」に準じる。

第４１節　その他災害応急対策に必要な事項

風水害対策編「第３章災害応急対策 第４１節 その他災害応急対策に必要な事項」に準じる。

第４章　災害復旧

第１節　施設の災害復旧事業等の推進

風水害対策編「第４章　第１節　施設の災害復旧事業等の推進」に準じる。

第２節　激甚災害の指定

風水害対策編「第４章　第２節　激甚災害の指定」に準じる。

第３節　被災者の生活確保

風水害対策編「第４章　第３節　被災者の生活確保」に準じる。

第４節　被災者への融資措置

風水害対策編「第４章　第４節　被災者への融資措置」に準じる。

第５節　風評被害等の影響の軽減

市は、火山災害における風評被害等の影響を軽減するため、様々な手法・媒体で正確な情報発信等を行い、観光客等の減少防止につながるよう、国や県、関係機関等と連携し、積極的な観光客誘致を行う。

１　正確な火山活動状況の公表

市は、国や県、関係機関等と連携し、広く一般に正確な火山活動状況を公表する。

２　多様な情報発信

(1)　市長による安心安全宣言・市長トップセールス
(2)　ホームページやＳＮＳ等による情報発信
(3)　報道機関への情報提供
(4)　新聞広告や交通広告などメディアによるＰＲ
(5)　観光プロモーションや誘致セールスによるＰＲ
(6)　国や県等と連携した観光キャンペーン
(7)　首都圏での東京事務所によるＰＲ

３　風評被害の対応体制

風評被害の影響は、長期間に及ぶ可能性があるため、国や県、観光事業者、関係機関等と連携し、継続的な対応が可能となる体制づくりに努める。

第５章　複合災害対策

第１節　基本方針

桜島の大規模噴火においては、過去の事例から、噴火に伴う大量の降灰による河川の氾濫、土石流の他、マグニチュード7クラスの地震、地盤沈下による高潮、海底噴火による津波など複合的に災害が発生することが想定される。

本章は、火山災害において、火砕流や溶岩流等の複合的な現象が発生した場合の他、火山災害と、風水害、震災、津波災害等の自然災害等とが同時に発生した場合、住民等の避難行動を妨げる自然現象が同時期に発生する場合といった複合的に対応すべき事態への対策や留意点について、「複合災害対策」として定めるものである。

火山災害において、火砕流や溶岩流等の複合的な現象が発生した場合の各種防災対応は、「火山災害対策編」によるものとする。

火山現象と同時期に、風水害、震災、津波災害等の自然災害や原子力災害が発生する場合の各種防災対応は、鹿児島市地域防災計画の「風水害対策編」、「震災対策編」、「津波災害対策編」、「原子力対策編」に準ずるものとする。

火山現象と同時期に、住民等の避難行動を妨げる自然現象、特にフェリーによる海上輸送を妨げる台風、視界不良を引き起こす濃霧、接岸を妨げる地殻変動、避難路を損壊させるおそれのある地震等が発生する場合の各種防災対応は、火山災害に係る避難対策の実施に支障が生じることがないよう、特に留意して取り組むものとする。

同時に発生する事象	防災対応の留意点
火砕流や溶岩流などの火山現象	・複数の火口の発生による複数箇所での対応 ・噴石等による避難経路の途絶　など
風水害	・土砂災害の発生による避難経路の途絶 （土砂災害警戒地域における警戒） ・大雨による土石流の発生への警戒 ・河川の氾濫による浸水への警戒 ・高潮の発生による沿岸部での警戒 ・暴風によるフェリーの運航停止　など
地震	・地震による道路の湾曲化等による避難経路の途絶 ・強い揺れによる家屋等の倒壊 ・地震によるがけ崩れへの警戒 ・地震による避難港等への影響の確認 ・地震による火災への警戒　など
津波	・海底噴火による津波への警戒 ・沿岸部における津波の沿岸部への影響への警戒 ・津波によるフェリーの運航停止　など
原子力	・原子力災害発生による放射性物質の影響への警戒 ・原子力災害発生による広域避難に伴う避難先の調整　など

第２節　災害応急体制

火山災害時に住民等の避難行動を妨げる自然現象が同時期に発生する場合の災害応急体制は、第３章第１節による。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うこととする。

なお、大正噴火クラスの大規模噴火については、噴火前の前兆現象や噴火直前の有感地震や地殻変動の発生が想定されたり、台風については数日前からの鹿児島地方気象台からの進路予想もあるため、現象ごとの発生時系列を鑑み、判断を行うこととする。

第３節　情報の収集・連絡、連絡体制及び通信の確保

火山災害時に住民等の避難行動を妨げる自然現象が同時期に発生する場合の情報の収集・連絡、連絡体制及び通信の確保は、第３章第３節・第４節・第５節による。

市は、関係機関と連携して、複合災害時において、あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行う。

第４節　避難計画

火山災害時に住民等の避難行動を妨げる自然現象が同時期に発生する場合の避難計画は、第３章第７節による。

⑴　台風等の荒天が予想される時に地殻変動等の大規模噴火の前兆現象が確認された場合

①　台風等が上陸又は発生する前に、鹿児島地方気象台及び京大火山センターに火山活動の状況、天候の状況や予想等を確認する。地震の漸増、地殻変動の加速等、大規模噴火への兆候が認められ、予防的な避難が必要と判断した場合には、警戒体制をとり、安全な避難経路の確認、避難所の開設及び広域避難収容要請、輸送手段を確保し、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）以上で、第３章第７節10　⑴　避難指示段階の避難に基づく対応にあたる。

②　台風等の荒天によりフェリーが使えない場合の避難について

ア　島外への輸送手段は、市バス等の輸送車両による陸上輸送とする。

イ　一時避難場所は、桜島火山災害対策避難計画に定める場所とする。

ウ　避難所は、広域的避難収容とし、垂水市中央運動公園又は霧島市運動公園を利用するため、第３章第７節13　広域的避難収容・移送に基づき対応する。

なお、垂水市又は霧島市には、避難の事前に連絡・調整を行うこととする。

⑵　台風等の荒天と地殻変動等の大規模噴火の前兆現象が同時期に確認された場合

①　避難指示段階の避難に基づく対応にあたる。台風上陸時は、海上輸送が困難であるため、自衛隊等にも支援を要請し、あらゆる手段で避難の対応にあたる。

② 陸上輸送による避難について

ア 島外への輸送手段は、市バス等の輸送車両による陸上輸送とする。

イ 一時避難場所は、桜島火山災害対策避難計画に定める場所とする。

ウ 避難所は、広域的避難収容とし、垂水市中央運動公園又は霧島市運動公園を利用するため、第３章第７節13 広域的避難収容・移送に基づき対応する。

なお、垂水市又は霧島市には、避難の事前に連絡・調整を行うこととする。

第５節 輸送体制

火山災害時に住民等の避難行動を妨げる自然現象が同時期に発生する場合の輸送体制は、第３章第１９節による。

市は、先発災害及び後発災害の状況に応じて、あらゆる輸送方法で対応する。特に、火山災害の発生又は発生のおそれがある場合に、台風等により桜島火山災害対策避難計画に基づく海上輸送が困難なときは陸上輸送として、市バス等の輸送車両の他、隣接市町村及び関係機関に協力を要請し、これに当たるものとする。

第６節 救急・救助、消火及び医療活動

火山災害時に住民等の避難行動を妨げる自然現象が同時期に発生する場合の救急・救助、消火及び医療活動は、第３章第８節・第９節・第２９節による。

市は、県、県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要因や資機材が不足する場合は、緊急消防援助隊等の広域的な応援を要請する。

第７節 住民等への的確な広報活動

火山災害時に住民等の避難行動を妨げる自然現象が同時期に発生する場合の住民等への適確な広報活動は、第３章第６節による。

市は、観光客を含む住民等に向けて、あらゆる手段で対応する。特に、住民に向けては、陸上輸送であることを明確に伝えるものとする。

第６章　長期避難対策

第１節　基本方針

火山災害は、通常の一過性の自然災害とは異なり、火山活動が長期にわたる場合だけでなく、一部地域が、降灰等による土石流等が反復する場合や大量の降灰・軽石、火砕流、溶岩流等で埋積した土地の利用が困難になる場合の発生により、長期災害となることも考えられる。これらの場合、長期間にわたって火山災害と共存するための情報伝達、被災者の生活確保等の体制が必要となる。

また、火山災害が長期化するおそれがある場合には、第３章の災害応急対策に基づき、1週間～2か月程度の中期避難においては公の宿泊施設、民間の宿泊施設等の確保に努め、2か月程度以上の長期避難においては安全な場所に建設型応急住宅の建設、公共住宅や賃貸型応急住宅の確保に努めるとともに、第４章の災害復旧に基づく対策に加え、将来の復興を考慮した対策も講ずるよう努めるものとする。

なお、長期化するおそれとは、噴火時の火山観測・噴出物等からのマグマ（火山灰・軽石・溶岩）の噴出量、地下のマグマの残存量、深部からの供給量等に関する火山噴火予知連絡会、鹿児島地方気象台、京大火山センター等による評価を受けて、地下に相当量のマグマが残存、深部からの活発なマグマ供給が続いていて、噴火活動が継続、あるいはさらに高まると判断された場合には、被災地域の拡大も視野に入れて、避難の長期化を前提とした対処を行うものとする。一方、蓄積されたマグマの大半が噴出され、深部からのマグマ供給が軽微で噴火活動は終息に向かっていると判断された場合には、被災状況等を確認のうえ、復旧を前提とした対策に取り掛かるものとする。

（参考　地下深部からのマグマ供給の判断）

- ➤ 軽石、火山灰、溶岩等の噴出量に見合う姶良カルデラの地盤の沈降・収縮を観測
  ⇒　深部からのマグマ供給は軽微／ほぼ順調に終息に向かうと予想される。
- ➤ 噴出物量から予想される規模の地盤の沈降・収縮が生じていない（凹みが小さい）
  ⇒　深部からのマグマ供給がある／活動の長期化、活発化の可能性がある。

第２節　長期避難対策時の体制

市は、火山災害が長期化した場合に、反復する火山噴火及び土石流等二次災害の発生から住民等を守るため、次の対策を講じる。

鹿児島地方気象台や京大火山センターより、火山噴火等が長期化する旨の発表を得た場合、住民等に迅速かつ的確に伝達するための体制を整備する。

避難が長期化した場合は、状況に応じた避難対象範囲又は警戒区域の設定・拡大・縮小・解除、一時帰宅・帰島等の判断を、鹿児島地方気象台や京大火山センターに加え大隅河川国道事務所の

助言を受けて行い、その結果は迅速に住民等に周知する。なお、一時帰島・帰宅を実施する際は、陸上又は海上輸送の安全確保のため、第３章第７節「１　実施責任者」と十分協議して実施するものとする。

また、長期避難中は、火山の活動状況、反復する土石流等の状況及び今後の見通し、生活支援等の情報を、住民等に定期的に周知する体制に加え、住民等の相談窓口等も併せて整備する。

なお、組織、動員計画、情報の伝達体制、避難等の対象範囲の決定、一時帰宅・一時帰島及び帰宅・帰島等の判断、住民等の相談窓口の設置等については、第３章第１節・第６節・第７節による。

第３節　被災者の生活確保対策

災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、建設型応急住宅等の建設をするとともに、日常生活の利便性及び心身の健康が維持できるよう継続的に支援する。さらに、大量の降灰・軽石、火砕流、溶岩流等で埋積した土地利用は長期にわたり利用困難になることも予想されるため、災害が継続中であっても将来の復興を考慮に入れた対策を講じる必要がある。

⑴　復興計画に基づく対策

長期的な火山災害の場合には、災害が継続中であっても、復興のための措置を実施する必要があり、応急活動と復旧活動を同時に行わなければならない場合もある。市は、国、県、及び関係機関等の協力のもと、次の噴火も見据えた復興計画を作成し、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等の実施に加え、火砕流や溶岩流等の埋積により長期的に利用が困難な土地については、移住又は集団移転も視野に入れた対策を講じる。

⑵　被災した市の施設の復旧・復興を図る措置

火山災害の長期化により、地域社会に重大な影響が及ぶ場合、災害継続中においても被災した施設の復旧にとどまらず、被災地域全体の復興のための措置の実施が必要となる。

被害が広範囲にわたり地域社会に重大な影響を及ぼしている場合、市は、県等の関係機関の協力を得て地域の特性、災害の特性を考慮した上で、地域全体の復興のための総合的かつ広域的な対策を講じる必要がある。

また、市の施設が被災した場合、災害継続中であっても、火山活動等の状況を踏まえつつ、できる限り安全な場所に同等の機能を果たす施設への移送・再建を行う。

⑶　公共住宅の供与、応急仮設住宅の供給等

火山災害が長期化するおそれがある場合には、市は、国、県及び関係機関等と連携しながら、第３章第１３節「住宅の供給及び応急修理計画」に基づき、1週間～2か月程度の中期避難においては公の宿泊施設、民間の宿泊施設等の確保に努め、2か月程度以上の長期避難においては安全な場所に地域コミュニティの維持に配慮し公共住宅の供与、建設型応急住宅の建設や賃貸型応急住宅の確保に努める。

⑷　長期化する生活支援等の被災者支援策

火山災害が長期化した場合、被災者は職の喪失、事業者は事業の再開の困難、農林水産業従事者は農地等の荒廃による継続の困難など、生活のための収入の道をたたれ、市民の生活

再建が困難となる場合も予想される。そのため、被災者の生活再建は、第４章３節に基づく積極的な支援策を実施する。

その他、応急仮設住宅等に移転する被災者が、新たな地での生活を始めていく際の重要な生活基盤となるコミュニティの形成が円滑に行われるように促進することも同時に必要である。そのため、被災者のメンタルヘルスケアをしながら、次の取組により、コミュニティの構築を推進する。

① 被災者の見守り等の活動の実施

避難生活が長期化し、引き続き応急仮設住宅等で暮らす被災者への支援においては、行政、専門家の他、ＮＰＯ、ボランティア、民間企業のＣＳＲ活動等による被災者の見守り等の活動の実施、空き住戸の有効活用による住民同士が話し合える場所として提供及びニーズの抽出等、住民等の共助を基本とした、様々な主体による連携体制を構築するように努める。なお、民間団体の協力要請は第３章第２３節による。

② 被災者の「心」の復興の実現

避難生活の長期化に起因する様々なストレスにより、心のケアを必要とする被災者に対応するため、専門家等による相談支援を実施する。なお、メンタルヘルスケアの実施は第３章第９節による。

第７章　大量軽石火山灰対策

第１節　基本方針

記録に残されている桜島の大噴火は、文明（1471～76年）、安永（1779～82年）、大正（1914年）、昭和（1946年）の噴火で、文明、安永、大正の噴火ではいずれも中央火口丘群の両側面に対をなす火口を形成している。これらの四大噴火の中で記録に新しい大正の大噴火で噴出した軽石、火山灰、及び噴石は約6億㎥と推定される。また、この大噴火と時を同じくして鹿児島市周辺では震度６程度の大地震が発生し、土砂崩れや石塀の崩壊等による被害の発生の他、噴火後数年にわたる土砂災害が風下の地域で発生するなど、大量の軽石火山灰の降下による被害は甚大であった。なお、大正の大噴火以外の市の火山災害履歴及び災害特性は、第１章第４節「市の地域特性及び災害特性」による。

一方、大量の軽石火山灰の降下による都市圏への被害は、未だ鹿児島市だけでなく他の都市でも経験していない。内閣府（防災担当）や気象庁によると、火山灰が数cm積もっただけで、健康への影響、交通支障、電気や水道等の各種生活インフラに支障を来すこと等が報告されており、大正の大噴火規模の噴火が発生し、かつ市内に軽石火山灰の降下があった場合、住民等の生命だけでなく生活への影響は計り知れない。このため本計画では、大規模噴火時における軽石火山灰対策について、予防時から応急対策時、復旧時における対策を講ずるものとする。

なお、国等において新たな知見が得られた際は、本計画を適宜見直す。

（参考　降灰予報で使用する降灰量階級表）

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ＜1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

※1　掲載写真は気象庁、鹿児島市、（株）南日本新聞社による
※2　富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

1　想定される軽石火山灰の降下や被害

⑴　市街地への軽石火山灰の降下

市街地への軽石火山灰の降下は、主に夏場の東よりの風が優勢のときに起きうる。このときに大正の大噴火規模の噴火が発生した場合、市街地には1億㎥を超える軽石火山灰が、市道や緊急輸送道路にはその内1,000万㎥近くの軽石火山灰が降り注ぐ想定もあり、降り積もる軽石火山灰の厚さは1m以上にもなるおそれがある。

（参考　気象庁による降灰シミュレーション　※平成27年の風向き時の計算）

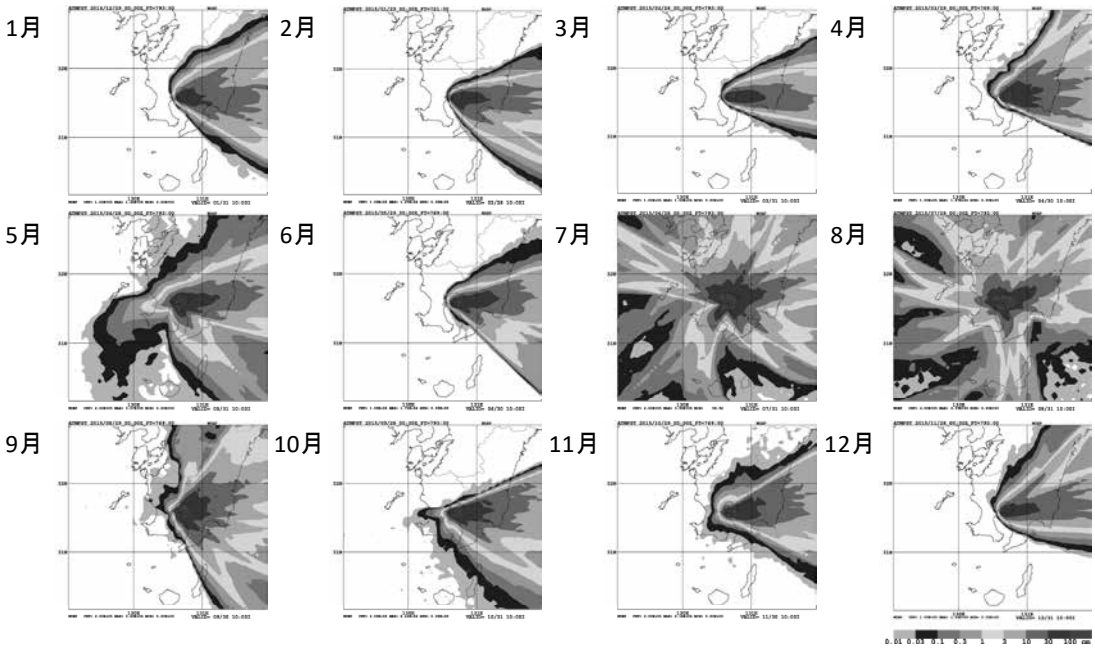

※次世代安心・安全ICTフォーラム＠鹿児島大学 防災ワークショップ「大規模火山噴火時の地域防災」
気象庁気象研究所　新堀敏基氏　発表資料より

⑵　大量の軽石火山灰の降下時の被害例

大量の軽石火山灰の降下があるときは、数cmの固い礫も落下するため、大き目の軽石や礫の直撃による直接的な人的被害が想定される。火山灰は表面がガラス片のように鋭利であったり、身体に有害な火山ガスで覆われていたりするため、身体に入った場合、目や気管支等への健康被害を及ぼす危険が想定されている。

人的被害のほか、軽石火山灰が積もり始めると、降り積もった厚さに応じて、建物、輸送機関、生活インフラ、農林畜産水産業等への影響に加え、電子部品への混入による電子機器の誤作動や停止等を引き起こすこと等が想定されており、住民等の生活も脅かす。これらの被害の影響が及ぶ期間は、風等による二次的な火山灰の飛散が無くなるまで続く。

このとき、噴火時等に発生する地震が大きな場合、その揺れで建物、輸送機関、生活インフラ、堤防等が破損することで被害の拡大が生じうることに留意が必要である。

上記の直接的な被害のほか、軽石火山灰堆積後の数年間は土砂災害や河川氾濫の発生も想定される。

市は、これらの被害想定に加え、発生時の被害状況の随時情報収集しながら総合的に判断して各種対策に取り掛かるものとする。

（参考　降灰による想定被害　内閣府（防災担当）火山防災マップ作成指針より）

項目	想定される被害
人的被害	有珠山等の事例から、2cm以上の降灰がある範囲では何らかの健康被害が発生する可能性がある。
建物	木造家屋の場合、火山灰が乾燥時は45cmから倒壊が発生する可能性がある。降雨時は水を含んで火山灰の密度が約1.5倍になるため、降灰厚30cmで倒壊する家屋が発生する可能性がある。
道路	湿潤時は1cm以下の降灰で、乾燥時においても2cm程度で道路通行に支障を来たす。
鉄道	降灰で車輪やレールの導電不良による障害や踏切障害等による輸送の混乱が生じる可能性がある。
航空	降灰がある範囲では、火山灰が航空機エンジンに影響を及ぼし、エンジンの停止や損傷等のトラブルが発生する可能性がある。1mm以上の降灰があると、空港が数日間閉鎖する可能性がある。
港湾	船舶はディーゼルエンジンで稼働しているものが多く、火山灰の影響が想定される。
電力	降雨時に1cm以上の降灰がある範囲では、送電機器の碍子に火山灰が付着し、降雨時に濡れて漏洩電流が流れ、停電が発生する可能性がある。
水道	浄水場の沈殿池の能力を上回る火山灰が流入した場合、給水能力が減少し給水ができなくなる可能性がある。
下水道	火山灰が大量に側溝に流れ込むと、下水道が機能不全を引き起こす可能性がある。
農作物	畑作物は2cm以上の降灰がある範囲では1年間収穫が出来なくなる可能性がある。稲作は0.5mmの降灰がある範囲では1年間収穫が出来なくなる可能性がある。施設栽培は、太陽光線の透過率の低下により農作物の発育に影響する可能性がある。
森林	1cm以上の降灰がある範囲では、降灰付着による幹の折損、湾曲、変色、枯死等が起こる可能性がある。10cm以上の降灰がある範囲では壊滅的な被害が発生する可能性がある。
畜産	2cm以上の降灰がある範囲では牧草が枯れて1年間牧場が使用できない可能性がある。火山灰に付着する火山ガスの成分によっては、火山灰が付着した牧草を食べる草食動物への影響も報告されている。
水産物	2cm以上の降灰がある範囲では海中のサンゴやエビなどが一部死滅する被害が報告されている。
商業	降灰がある範囲では、火山灰が店内に入り込み、商品が火山灰をかぶる被害や、コンピュータが故障する可能性がある。
降灰後の土石流	土石流危険渓流調査結果による危険区域に降灰があった場合、降灰範囲で土石流が発生する可能性がある。

第２節　大量の軽石火山灰降下時の対策

市は、大量の軽石火山灰の降下及び土石流等二次災害の発生から住民等を守るため、軽石火山灰の降下状況に応じて、次の対策を講じる。

１　予防時の対策

⑴　情報収集・共有・広報への備え

大量軽石火山灰対策に係る避難対応、軽石火山灰除去、ライフライン対策、土石流・河川

氾濫対策、救急医療対応に係る関係機関と円滑かつ迅速な情報共有に向け、平時より顔の見える関係を構築し、大規模噴火時等における災害警戒本部又は災害対策本部へのリエゾン派遣等の参加体制を整えるように努める。

また、大規模噴火のおそれがあるときに災害警戒本部又は災害対策本部において収集・共有する情報、そして住民等に広報する情報を、平時から関係機関と協議しておく。このとき、停電等による通信途絶も想定し、市及び防災関係機関は、大量軽石火山灰降下時に活用可能な通信手段の充実に努める。

なお、市が行う情報収集等の体制は第２章第９節「防災情報の収集、伝達体制」によるものとし、関係機関の各種監視・観測情報は「資料編　桜島火山災害対策避難計画」による。

①　収集・共有する情報

- 風向き等の気象状況
- 降灰予報
- 降灰に関する関係機関の各種監視・観測情報及びライブカメラ情報等
- 関係機関の初動時の体制
- ライフライン・交通等の規制状況
- 病院・福祉施設の状況
- 隣県も含めた広域災害救急医療情報システム（EMIS）の状況
- 避難状況
- 被害状況
- 復旧情報　等

②　広報する情報

- 風向き等の気象状況
- 降灰予報
- 軽石火山灰降下に関する情報
- ライフライン・交通等の規制状況
- 避難状況
- 被害状況
- 復旧情報　等

⑵　軽石火山灰除去への備え

市は、大規模噴火時の軽石火山灰の量は非常に大量であるため、住民等の生命及び財産の保護の観点から、優先除去対象施設・優先除去路線・除去に必要な資機材や避難の長期化に備えた物品等の準備に加え、大量軽石火山灰対策にあたる職員及び事業者の装備や緊急通行車両の届出の推進等を、関係機関と事前に協議して決め、大量軽石火山灰対応計画にとりまとめる。

また、地域生活の根幹をなす公共施設への大量軽石火山灰降下時の被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、市は関係機関と協力しながら、施設の災害防止対策・受援体制の構築・大量軽石火山灰対策に係る代替拠点や中間拠点の検討等を推進する。

①　優先的に軽石火山灰除去をする対象施設

市は、住民等の生命及び財産の保護の観点から、優先的に軽石火山灰除去する対象を関

係機関と協議し、平時に決めるよう努める。ただし、優先的に軽石火山灰除去をする対象は、降灰の向きや変遷する都市環境に合わせて随時、見直す必要がある。優先的に軽石火山灰除去をする対象の考え方を次に示す。

- 支援物資等を輸送する交通施設
- 地域生活の根幹をなす施設を駆動する電気施設
- 住民等の生命、身体の保護に必須な水道設備
- 生命、身体の保護に係る病院施設
- 住民等の安否確認、情報収集のための通信設備
- その他、緊急的に住民等の生命、身体の保護に必要な施設

② 優先除去路線

- 緊急輸送道路
- 物資の運搬に係る路線
- 優先的に除去をする対象に繋がる道路　等

③ 軽石火山灰除去に必要な資機材の把握

市は、軽石火山灰除去に必要な資機材（パワーショベル・バックホウ・トラック等）及び軽油等の資機材の動力源を予め把握するとともに、軽石火山灰除去に係る関係機関及び事業者等と事前に協議して協力関係を構築する。このとき、早急な緊急対応に資するため、要請手続きも事前に構築しておくよう努める。

④ 必要物品の準備

軽石火山灰の量が大量である場合、物資の流通停止が長期化するおそれがあるため、市及び防災関係機関は、平時から市民等の生活を支える食料・医療品等やライフライン施設等の稼働に必要な資機材・燃料・薬品等の必要物品の備蓄及び軽石火山灰の降下対応時の集積拠点の確保に努める。

⑤ 軽石火山灰の仮置き場及び処分場

市は、大量の軽石火山灰の処分のため、既存の処分場の他、仮置き場の用地を確保するとともに、仮置き場においては風等による飛散を防ぐなどのため火山灰の保管方法等を事前に検討する。

処分場及び仮置き場の用地補充や軽石火山灰の保管時の考え方を、内閣府（防災担当）「広域的な火山防災対策に係る検討会」資料に基づき、次に示す。

ア　処分場及び仮置き場の用地

- 二次被害を回避するため住宅、河川等に隣接しない場所
- 多量の火山灰を捨てることが可能な空間を有する場所
- ダンプトラックの往来が可能な場所
- 私有地の場合、地権者と代償措置等について合意が必要

（例）建設発生土等の土砂捨て場、砕石場跡地、採鉱跡地、原野等

イ　仮置き場等における軽石火山灰保管方法の考え方

- 平坦な場所（軽石火山灰の移動、流出を防止）
- 河川や水路等から一定程度離れた場所（下流域への流出を防止する）
- ダンプトラックの往来が可能な場所（後日、処分場へ移動させることを念頭）

・　公有地、公共施設（私有地への集積は、地権者と合意が必要）

（例）大型駐車場、公園、公共グラウンド、遊休地　　等

（参考　内閣府（防災担当）「広域的な火山防災対策に係る検討」資料）

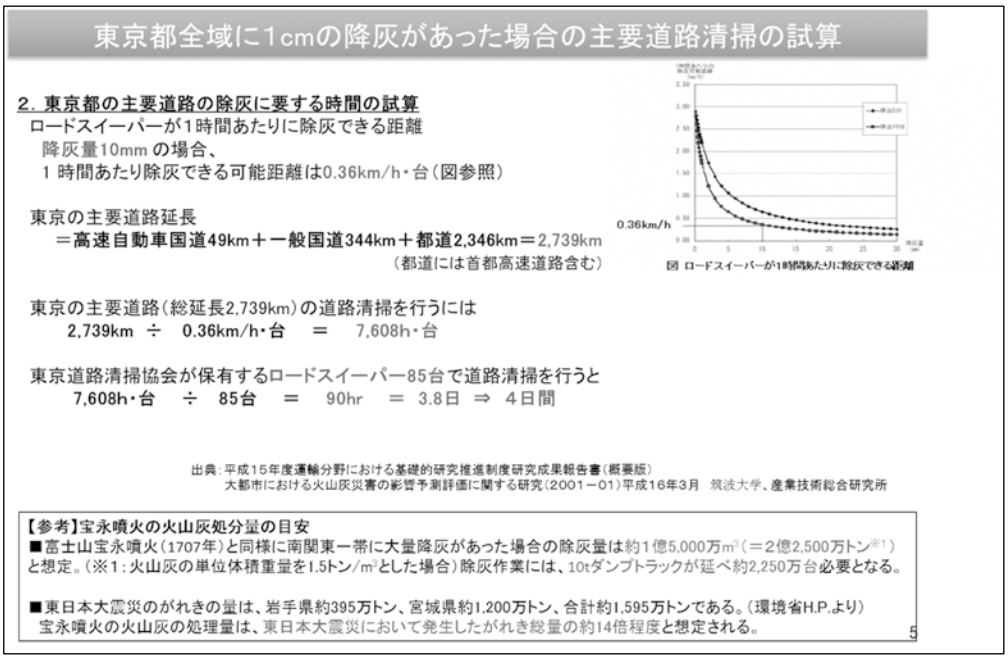

⑶　その他の備え

①　関係機関との連携体制の構築

市は、大量軽石火山灰への対応に備え、避難対応、軽石火山灰除去、ライフライン対策、土石流・河川氾濫対策・救急医療対応等の観点で、平時から市内外の関係機関との連携体制の構築に努める。災害対策本部等へのリエゾン派遣や名簿の作成等を推進するだけでなく、顔の見える関係の構築に努める。

②　住民等への啓発（大量軽石火山灰の降下、備蓄の推進等）

市は、市街地への大量軽石火山灰の降下がある場合、軽石火山灰による木造家屋の倒壊や車の運転困難、電気等のライフラインの停止、軽石火山灰が除去されるまでは物資の流通が滞る可能性があることと合わせて、平時に行う備えを住民等に周知する。なお、住民等への啓発は、第２章第１２節「防災知識の普及・啓発」による。

事前に周知する内容を次に示す。

・　大量軽石火山灰の降下で想定される被害について。（噴火時等に発生する地震の被害も含む）
・　大量軽石火山灰降下時に市がとる対応について。
・　大量軽石火山灰降下時の車の運転の危険性や交通規制の実施について。
・　大量軽石火山灰降下時の被災回避行動について。
・　十分な備蓄について。
・　建築士会等の建築関係団体の協力を得た家屋等への軽石火山灰対策の向上について。
・　宅地内の除去方法について。（原則、各家庭及び事業者等による軽石火山灰除去）
・　宅地で除去した軽石火山灰の収集について。

・　その他、大量軽石火山灰降下時の備えに係ることについて。

③　国等の検討・研究成果に基づく計画等の見直し

都市部への大量軽石火山灰の経験は世界でも例をみないため、内閣府（防災担当）等の国機関においても大量軽石火山灰対策は検討中である。そのため、国等の新たな検討・研究成果が公表された場合は、本計画を必要に応じて随時見直す。

２　応急対策時及び復旧時の対策

⑴　活動体制

活動体制は第３章第１節「組織、動員計画」に、配置基準及び組織体制は「資料編　桜島火山災害対策避難計画」による。

大量軽石火山灰対策は、災害警戒本部又は、大規模な災害の発生が予想された時点で設置される災害対策本部時に実施する。

島内又は島外避難等の他の対策との整合性を図るため、災害警戒本部又は災害対策本部で情報を共有しながら、本部長は軽石火山灰の降下状況や職員の登庁状況等に応じて本部員等の再配置を行い、大量軽石火山灰対策に充てる。このとき、市は、避難対応、軽石火山灰除去、ライフライン対策、土石流・河川氾濫対策、救急医療対応に係る市以外の関係機関に対し、災害警戒本部又は災害対策本部にリエゾン派遣要請をすることができる。

また、災害対策本部の設置場所は本庁を基本とするが、軽石火山灰の降下状況やその被害に応じて、災害対策本部が必要と認めたとき、災害対策本部機能を有する場所に変更することができる。

災害対策本部の廃止及び段階的な縮小は、第３章第１節「組織、動員計画」により、本部長は、災害応急対策がおおむね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったときこれを廃止することを基本とする。また、噴火警戒レベル又は、災害の程度及び噴火活動の低下に応じて、対策本部を縮小する。

⑵　情報収集

情報の収集方法や伝達経路は、第３章第３節「噴火及び気象予・警報情報等伝達計画」及び「資料編　桜島火山災害対策避難計画」による。なお、情報収集は、鹿児島地方気象台や京大火山センター及び大隅河川国道事務所に火山活動状況を確認しながら実施するものとする。

収集する情報の内容を次に示す。

①　風向き等の気象状況

軽石火山灰の降下範囲は、風向きの変化に応じて時々刻々と変化するため、気象台等に風の向きや強さ等の予報・現況を確認する。

②　降灰予報

降灰予報は、風向きに基づく降灰方向に加え、図示された降灰の範囲と小さな噴石の落下範囲が発表される。以下の3種類の降灰予報が気象庁より提供される。

ア　降灰予報（定時）

・　噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそ

れがある場合に発表

・　噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表

・　18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

イ　降灰予報（速報）

・　噴火が発生した火山に対して、直ちに発表

・　発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

ウ　降灰予報（詳細）

・　噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表

・　降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表

・　噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

③　軽石火山灰の厚さと広がり

軽石火山灰の厚さと広がりの情報を関係機関等から収集・図示し、災害対策本部で共有する。このとき、収集した情報は、今後の火山活動の評価の参考とするため、気象庁等に提供することができる。

④　土砂災害緊急情報

火山噴火に起因する土石流等の重大な災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、国土交通省又は県により緊急調査が実施される。緊急調査により得られた情報は、土砂災害緊急情報として、避難に資するため市長等に提供されるため、市はその情報を収集する。

⑤　住民等の避難状況

桜島島内からの避難が開始されていることが想定されるため、住民等の避難を阻害しないよう、市は、市街地での交通規制やライフライン規制等、各種軽石火山灰対応をしている関係機関に情報を提供する。

⑥　交通規制状況

軽石火山灰降下時の交通規制状況は、災害対策本部でその情報を集約し、本部員及び関係機関から派遣されたリエゾン等と共有する。

⑦　ライフライン規制状況

ライフラインの規制状況は、災害対策本部でその情報を集約し、本部員及び関係機関から派遣されたリエゾン等と共有する。

⑧　被害状況

市は、大量の軽石火山灰降下後の土砂災害や河川氾濫に備え、噴火時等の地震による被害状況も含め、軽石火山灰降下による人的・建物被害、道路被害、生活インフラ（電気、水道、通信等）被害、農林畜産水産物被害等のあらゆる被害に係る情報を災害対策本部に集約し、本部員及び関係機関から派遣されたリエゾン等と共有する。なお、地震時の災害の想定とは、地震動、液状化、斜面崩壊、津波、建物崩壊、地震火災、ライフライン・交通施

設被害、人的被害並びに生活支障及び防災活動障害として予想される様々な事象を言い、その具体は【資料編資料第94　想定被害の概要】によるものとする。

⑨　復旧した各種ライフライン情報

⑶　軽石火山灰降下時等の広報

市は、軽石火山灰降下時から復旧時にかけて状況に応じて、住民等が必要とする情報を、第３章第６節「災害広報計画」により広報する。広報する内容は次のとおり。

①　降灰に関する情報（風向き、降灰予報、降灰状況等）

②　ライフライン・交通等の規制状況

③　避難状況

④　被害状況（噴火時等に発生する地震の被害も含む）

⑤　物資の供給状況

⑥　宅地で収集した軽石火山灰の処分

⑦　土砂災害や河川氾濫の危険

⑧　復旧情報

・　利用可能な生活インフラ情報

・　利用可能な交通情報　等

⑨　その他、軽石火山灰降下時から復旧時にかけて住民等の生命、身体及び財産の保護に係る情報

⑷　市街地側の住民等の避難等

市街地側の住民等の避難は、第３章第７節「避難計画」及び「資料編　桜島火山災害対策避難計画」を基本とする。広域避難が必要な場合は、第３章第７節「13　広域的避難収容・移送」による。避難促進施設に指定する場合の避難は、当該施設に定められた避難確保計画に基づき行う。

①　避難又は被災回避行動の必要性

建物に降り積もった軽石火山灰はその厚さに応じてその重量が増す。特に火山灰は雨等により湿潤状態になると、30㎝ほどの厚さで木造家屋を倒壊させるという国の被害想定が報告されている。合わせて、火山灰による健康被害や、軽石火山灰による電気等の生活インフラの利用不能状態の被害想定も報告されている。住民等の避難はこれらの被害想定を踏まえた対応が必要である。

さらに、軽石火山灰の降り積もる量が多ければ多いほど除去に時間がかかるため、食料等の流通の途絶、停電による各種電気機器や電気で起動する各種ライフライン施設や救急医療施設等の設備の使用規制又は使用不能状態の長期化も想定されることに留意し、住民等の避難又は被災回避行動を支援する必要がある。そのため、災害対策本部は、国・県と協議しながら、自衛隊要請、関係行政機関への応援要請、病院や指定公共機関等への協定に基づく応援要請に加え、軽石火山灰降下後の民間企業やボランティア等の要請を広く市内外に実施し、避難等の支援の他、食品・医療品・燃料等の緊急的に必要な物品の供給等の対応に当たるものとする。

②　避難の枠組み

大量の軽石火山灰の影響は広域かつ深刻であるため、大量の軽石火山灰の降下が想定さ

れる場合は速やかに、国・県等の支援を要請する。そのうえで、大量の軽石火山灰が市街地側に及ぶ可能性が風向きや降灰予報等で予想された場合、降灰予報や鹿児島地方気象台や京大火山センターの助言等をもとに、事前避難を要する範囲等を指定し、住民等に事前の自主避難を促す。事前の自主避難時における市の対応は、第３章第７節「８　事前の自主避難」により行うが、大量の住民等の移動が想定されるため、指定された大量の軽石火山灰の影響が及ぶ範囲に応じて避難の誘導及び、軽石火山灰降下後の道路啓開に想定した交通規制等を実施する。なお、火山の活動状況に応じて避難情報を発令する。

大量の軽石火山灰降下中は、収集した火山及び気象等の情報のほか、軽石火山灰の降下状況や噴火時等に発生する地震による被害も含めた被害状況を確認し、避難を要する範囲の変更等を行う。

大量の軽石火山灰降下後は、降下域内の土砂災害警戒区域及び河川氾濫想定区域の住民等とそれ以外の住民に分けて避難対応にあたるものとする。

降下域内の土砂災害警戒区域及び河川氾濫想定区域の住民等に対し、市は、国土交通省や県による河川水位の見直しや緊急調査等の結果や助言等を踏まえ、風水害対策編第３章第７節　避難計画に基づく避難対応にあたる。それ以外の住民等に対し、市は、車両の通行可能な道路及びライフラインに利用が可能な範囲を確認し、持続的な生活が可能な地域から順次、避難範囲を段階的に縮小し、住民等を帰宅させる。

③　対象ごとの避難又は被災回避行動

・　住民等の避難（市街地）

想定される避難対象範囲の住民等は、想定される軽石火山灰降下範囲外にある避難所だけでなく親戚・知人宅等への事前の自主避難を基本とする。なお、想定される降下範囲の周縁部の住民等は屋内待機とする。

・　要支援者（特に、電気機器による医療行為を受けている患者、透析等の定期的なケアを必要としている患者等、長期の在宅避難で生命の危険があるもの）は、想定される軽石火山灰降下範囲外にある専門医療機関等や、避難所等への事前の自主避難、又は入院先の病院への籠城や病院が指定した病院等へ搬送する。このとき、市は国・県に応援要請をしたうえで、災害時における医療機関相互応援に関する協定による応援要請を行い、籠城する病院についてはその場所を把握する。

・　観光客等の避難（帰宅支援）

観光客等には、高齢者等避難の段階で帰宅又は想定される軽石火山灰降下域からの退避を広報し、利用可能な交通機関を知らせるなどの帰宅支援を行う。

⑸　職員等の安全確保

大量軽石火山灰降下時の災害対応は、特に屋外での災害対応にあたる職員及び事業者の安全を確保して実施する。

①　安全確保の必要性

軽石火山灰降下範囲では、気管支等への健康被害・視界不良やスリップによる事故等が、小さな噴石が落下する範囲では、ケガや車両のガラスの破損による予期せぬ事故等が、それぞれ懸念される。このため、屋外での災害対応にあたる職員等は、安全確保をした上で各種対策に当たる必要がある。

② 安全確保

・ 安全確保の判断と周知

各種対策は、軽石火山灰の降下が終了したことを確認して実施することを基本とする。

屋外で対応にあたっている職員等が、軽石火山灰や小さな噴石の落下が著しい状況に直面したときは、堅牢な屋内等に退避する。これらの報告を受けた災害対策本部は、風下にいる屋外での作業従事者に作業の一時中止及び屋内退避する旨を連絡する。

・ 装備

軽石火山灰降下時は、マスク・ゴーグル・ヘルメット等で気管支や頭を守るようにし、降下後に二次的に火山灰が舞う時は、マスク・ゴーグルをして自身の身を守るように努める。

⑹ 軽石火山灰除去

軽石火山灰により交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼすおそれのある場合又は及ぼしている場合、国・県・市・関係機関、住民等は協力しながら速やかに、軽石火山灰除去や軽石火山灰による障害の軽減を図るものとする。軽石火山灰除去や軽石火山灰による障害の軽減については、それぞれの施設を管理するものが行うものとし、住民は、軽石火山灰除去の迅速化に寄与するよう協力するものとする。

軽石火山灰除去の実施は、第３章第１８節「火山噴出物を含む障害物の除去計画」を基本とする。

① 軽石火山灰除去計画の検討

災害対策本部は、軽石火山灰の降下範囲を踏まえた除去計画を国・県・市・関係機関を含む道路管理者全体で検討・策定する。除去計画は、軽石火山灰の降下状況や住民等の被災状況に加え、資機材の配備状況等に応じて随時修正する。除去計画の内容の例を次に示す。

・ 除去範囲
・ 優先的な除去対象
・ 除去開始位置と資機材等の配備及び待機位置
・ 除去方法
・ 軽石火山灰の仮置き場、捨て場の位置
・ その他、除去に係る必要な事項

② 軽石火山灰除去に係る地図の準備

災害対策本部は、除去に係る作業を効果的に実施するため、除去に係るあらゆる情報を地図等に一元化して表示し、本部員及び関係機関から派遣されたリエゾン等と共有する。地図等に一元化して表示する情報は次のとおり。

・ 軽石火山灰降下範囲（降灰予報、現地報告等を基に作成）
・ 優先的な除去対象（施設、設備等）
・ 道路や歩道に埋設されたライフライン設備
・ 除去開始位置
・ 資機材等の配備及び待機位置
・ 仮置き場、捨て場の位置

・　その他、除去に関連して災害対策本部で収集した情報

③　人員及び資機材等の配備と準備

災害対策本部は、国・県・市・関係機関を含む道路管理者全体の合意を以て策定した軽石火山灰除去計画に基づき、人員及び資機材等の配備と準備を指揮する。除去作業事業者は、災害対策本部と連絡を取りながら、人員及び資機材を配備する。

このとき、気象庁からの降灰予報を受けて、降灰予想区域外の両端に拠点を設け、軽石火山灰の降下が始まる前に人員及び資機材の移動を開始する。

④　交通規制

軽石火山灰除去計画に基づく円滑な除去作業を行うために、警察等の協力を得て大量軽石火山灰降下域内外における交通規制を行い、放置車両等の障害が生じないようにする。このとき、市は第３章第２０節「交通応急対策計画」により、情報収集、調査及び規制の実施、規制に関する通報、道路管理者と警察機関の相互連絡、交通情報の通報・周知を行う。交通規制の実施に係る考え方は次のとおり。

ア　道路への軽石火山灰降下により交通が危険と認められる場合

イ　除去に関する作業等のためやむを得ないと認められる場合

ウ　災害応急対策に係る人や物の緊急輸送の確保の必要性がある場合

エ　その他、各交通規制の実施権者が定める業務計画による

⑤　軽石火山灰除去

優先除去対象及び優先除去路線を念頭に道路除去計画に基づき実施する。このとき、本節「1　予防時の対策　⑵　軽石火山灰除去　①　優先的に軽石火山灰除去をする対象」を基に、軽石火山灰の降下状況及び被害状況に応じて災害対策本部で軽石火山灰除去対象の優先度を確認又は再検討して実施する。

ア　道路啓開

防災活動の基礎となる道路啓開は、原則として緊急輸送道路（高速道・国道・県道・市道）を優先して行い、その後一般道を行うことを基本とする。一方、優先的に除去対象とする施設に通じる道路は、国・県・市・関係機関を含む道路管理者全体で検討しながら対応にあたるものとする。このとき、人の移動や物資の流通を一刻も早く再開することを目的に、まずは各路線片側1車線ずつ道路啓開を行う他、道路管理者は、大量の軽石火山灰により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。

なお、道路啓開にあたっては、国・県・市及び関係機関並びに関係団体が協力して行うものとする。

イ　公共施設及び指定公共機関の軽石火山灰除去

市が所管する施設のなかで住民等の生活に密着する施設（上・下水道、病院、学校等）、設備（取水口、仕切弁、消火栓等）周辺等を優先的に除去する。また、これらの施設の稼働に必須である燃料・薬品等の備蓄状況や、電気・通信等の指定公共機関の除去状況を確認し支援する。

ウ　宅地軽石火山灰除去

宅地内の軽石火山灰については、第３章第１８節「火山噴出物を含む障害物の除去計画」により行う。大規模噴火時には大量の軽石火山灰降下による被害が想定されるため、地元住民の協力を得ながらその除去に努め、除去した軽石火山灰は、市がこれらを収集するものとする。このとき、市は、宅地内の軽石火山灰除去の効率化・円滑化のため、除去状況について情報収集しながら、ボランティアの受入や地域ぐるみの軽石火山灰除去が推進されるよう努めるものとする。

⑥　軽石火山灰の処分

予め準備した用地に処分するが、用地の確保が十分でない場合は、国・県等と協議しながら軽石火山灰を処分する。

ア　仮置き場

住民等の生活再建を実現するため、市は、予め用意した仮置き場に加え、市が所管する公共施設での応急活動（避難所の運営、給水等）及び管理運営等を阻害しない範囲で、災害対策本部での協議や各施設長との協議のうえ、学校や公園等の公共施設の一部を火山灰の仮置き場用地としても検討する。

また、道路の軽石火山灰除去時に交通を妨げない程度に十分な幅員のある道路においては、道路の利用が住民等の一刻も早い生活再建や支援物資、各種防災対応の効率化につながるという観点で、一時的に道路に置くことも検討する。

イ　土捨て場（最終処分場）

市は、予め用意した土捨て場に加え、海洋投入、市外の受け入れ先の確保、商業利用等も念頭におきながら、国・県等と相談して軽石火山灰を処分する。

⑺　ライフライン対策

市は、第３章第３８節「電力施設災害応急対策計画」、第３９節「ガス施設災害応急対策計画」、第４０節「電気通信施設災害応急対策計画」により、電気・ガス・電気通信等事業者が実施するライフライン施設の災害復旧の推進に努める。その際、ライフライン施設への被害や停止状況は住民等の生活に直結するため、市は、ライフライン事業者と各種対策に係る情報を、災害対策本部等に派遣されたリエゾンを通じて共有しながら復旧の円滑化を図る。共有すべき各種対策に係る情報は次のとおり。

・　軽石火山灰降下状況
・　被害状況
・　避難状況
・　ライフライン規制又は復旧状況
・　道路規制状況
・　軽石火山灰除去状況
・　優先除去対象施設又は設備の位置
・　その他ライフライン対策に係ること。

これらの情報共有を踏まえ、市は災害対策本部等においてライフライン事業者と協議しながら、順次、ライフラインを復旧する対象地域等を住民等に広報するように努める。

⑻　救急医療対応

市は、第３章第８節「救助、救急計画」により、大量軽石火山灰の降下で被災した住民等

の救助、救急を行う。このとき、大量軽石火山灰の降下による二次災害の防止や職員の安全確保に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

市は、大量軽石火山灰降下時に病院がとる事前の自主避難又は院内への籠城を支援するため、国・県への応援を要請したうえで、市内外の関係機関への情報収集・共有や、必要な医療物資の支援要請等に努める。特に避難促進施設に指定する場合は、事前に定めた避難確保計画に基づく対応を行い、市はそれを支援する。

なお、病院がとる大量軽石火山灰降下時の事前の自主避難又は院内への籠城の意思決定は、道路啓開に係る日数や、特に電気・水道等のライフラインの復旧に係る時間によるため、市は、平時より国・大学機関等の軽石火山灰除去に係る最新技術及び検討・研究成果を収集するとともに、収集した情報を受けて国・県及び病院等と大量軽石火山灰降下時の対応に係る協議を継続的に実施する。

⑼　土石流・河川氾濫対策

軽石火山灰降下後は、数年間にわたって土石流や河川氾濫の発生の危険性が増加する。市は、国土交通省又は県が実施する緊急調査の結果や、関係機関が発表する予・警報等の基準が変更された場合はそれらを確認し、国土交通省・気象台・県等の情報や助言を参考に、大雨等による避難情報の発令基準を見直す。特に、土石流や河川氾濫の影響が及ぶ範囲の住民に対し、市は、風水害対策編第３章第７節「避難計画」に基づく避難指示等の発令、避難誘導、避難所開設等の避難対応にあたる。また、市は、国土交通省や県が実施する土砂災害及び風水害等の対策の進捗等に応じ避難対象範囲の縮小又は避難指示の解除についても、国土交通省・気象台・県等の助言を得ることができる。

・　大雨警報・注意報（気象台）
・　土砂災害警戒情報（県及び気象台）
・　土砂災害緊急情報（国土交通省又は県）
・　河川砂防情報システム（県）　等

他は、第３章第３３節「土砂災害対策計画」、第３４節「風水害危険個所災害応急対策計画」、第３５節「急傾斜地崩壊危険区域等災害応急対策計画」による。

⑽　その他の対策

①　物資の輸送

大量軽石火山灰降下時は、長期にわたり交通途絶箇所が複数発生することが想定されるため、市は陸海空あらゆる経路及び手段により物資の共有確保に向けて、関係機関に応援要請をし、物資確保に努める。

他は、第３章第９節「医療、助産、保健計画」、第１０節「食料供給計画」、第１１節「被服、生活必需品その他物資供給計画」、第１２節「給水計画」による。

②　中間拠点施設の設置

大量軽石火山灰時は、特に大量の軽石火山灰が堆積する地域において、道路の途絶による物資の供給の困難、大量の軽石火山灰除去への作業等が想定されるため、市は、これらの作業を支援するための中間拠点施設を、市が所管する施設等に設置することができる。中間拠点施設は、軽石火山灰降下範囲内で緊急輸送道路から車両による侵入が可能な場所とする。中間拠点施設に持たせるべき機能例は次のとおりとする。

・　人員待機機能
・　市民等の生活を支える食料の一時集積機能
・　医療品等資機材の一時集積機能
・　ライフライン施設等の稼働に必要な資機材・燃料・薬品等の一時集積機能
・　軽石火山灰の仮置き場機能
・　その他、大量軽石火山灰対策に必要な機能

③　受援

大量軽石火山灰降下時は、道路の途絶による物資の供給の困難、大量の軽石火山灰除去への作業等が想定されるため、市は、自衛隊への派遣要請、市内外の関係機関への支援要請、民間団体やボランティアへの支援要請による受援体制を構築する。各種要請は、第３章第２３節「民間団体協力要請計画」、第２４節「相互応援協力計画等」による。

④　広域応援

大量軽石火山灰降下時は、市の行政機能等が著しく低下することが想定されるため、市は、災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等の広域応援協力を要請する。緊急消防援助隊の応援及び受援体制の計画は、消防局の定める鹿児島市緊急消防援助隊の出動及び受援計画による。

この他、市は、軽石火山灰の処分、ライフライン対策、救急医療対応等の各種大量軽石火山灰対策に係る広域応援の状況を把握し、必要な支援を実施するよう努める。